

令和4年度

第1回青森地方労働審議会 労働災害防止部会

資料

《資料1》

青森地方労働審議会労働災害防止部会運営規程 新旧対照表

《資料2》

第13次労働災害防止推進計画の目標に関する実績

《資料3 - 1》

第14次労働災害防止推進計画（案）

《資料3 - 2》

第14次労働災害防止推進計画（案）別添

《資料4》

第14次労働災害防止推進計画（案）アウトプット指標とアウトカム指標

《資料5》

青森地方労働審議会 労働災害防止部会 委員名簿

## 青森地方労働審議会労働災害防止部会運営規程 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条 青森地方労働審議会労働災害防止部会（以下「部会」という）の議事運営は、地方労働審議会令及び地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p>	<p>第1条 青森地方労働審議会労働災害防止部会（以下「部会」という）の議事運営は、地方労働審議会令及び地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p>
<p>第2条 部会は、労働災害の防止に関する専門の事項であって、審議会から付託されたものを調査、審議する。</p>	<p>第2条 <u>労働災害防止部会</u>は、労働災害の防止に関する専門の事項であって、審議会から付託されたものを調査、審議する。</p>
<p>第3条 部会の委員は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々三名とする。</p>	<p>第3条 部会の委員は、労働者を代表とする委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々三名とする。</p>
<p>第4条 部会は部会長が必要と認めたときのほか、青森労働局長（以下「局長」という）又は三分の一以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。</p> <p>2 部会長は、部会を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに附議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知しなければならない。</p>	<p>第4条 <u>労働者災害防止部会</u>は部会長が必要と認めたときのほか、青森労働局長（以下「局長」という）又は三分の一以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。</p> <p>2 <u>前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には附議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、部会長に通知しなければならない。</u></p>
<p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>第5条～第7条 (略)</p>
<p>第8条 会議の議事については、議事録を作成する。</p> <p>2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。</p>	<p>第8条 会議の議事については、議事録を作成し、<u>議事録には部会長及び部会長の指名した委員が署名するものとする。</u></p> <p>2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。</p>
<p>第9条 部会長は、部会が議決を行ったときは、青森地方労働審議会に報告するものとする。</p>	<p>第9条 部会長は、<u>労働災害防止部会</u>が議決を行ったときは、青森地方労働審議会に報告するものとする。</p>

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部長が部会に諮って定めるものとする。

第11条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則 この規程は平成13年11月20日から施行する。  
この規程は令和5年2月3日から施行する。

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部長が労働災害防止部会に諮って定めるものとする。

第11条 この規程の改廃は、労働災害防止部会の議決に基づいて行う。

附則 この規程は令和13年11月20日から施行する。

## 青森地方労働審議会運営規程

規程制定 平成 13 年 10 月 2 日

改 正 平成 15 年 9 月 10 日

改 正 令和 3 年 11 月 25 日

第 1 条 青森地方労働審議会（以下「審議会」という）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとする時は、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をもその都度労働局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務につ

いて議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

- 2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第 11 条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第 4 条第 4 項及び第 5 項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第 12 条 部会又は最低工賃専門部に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

第 13 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部に諮って定める。

第 14 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行なう。

## 附 則

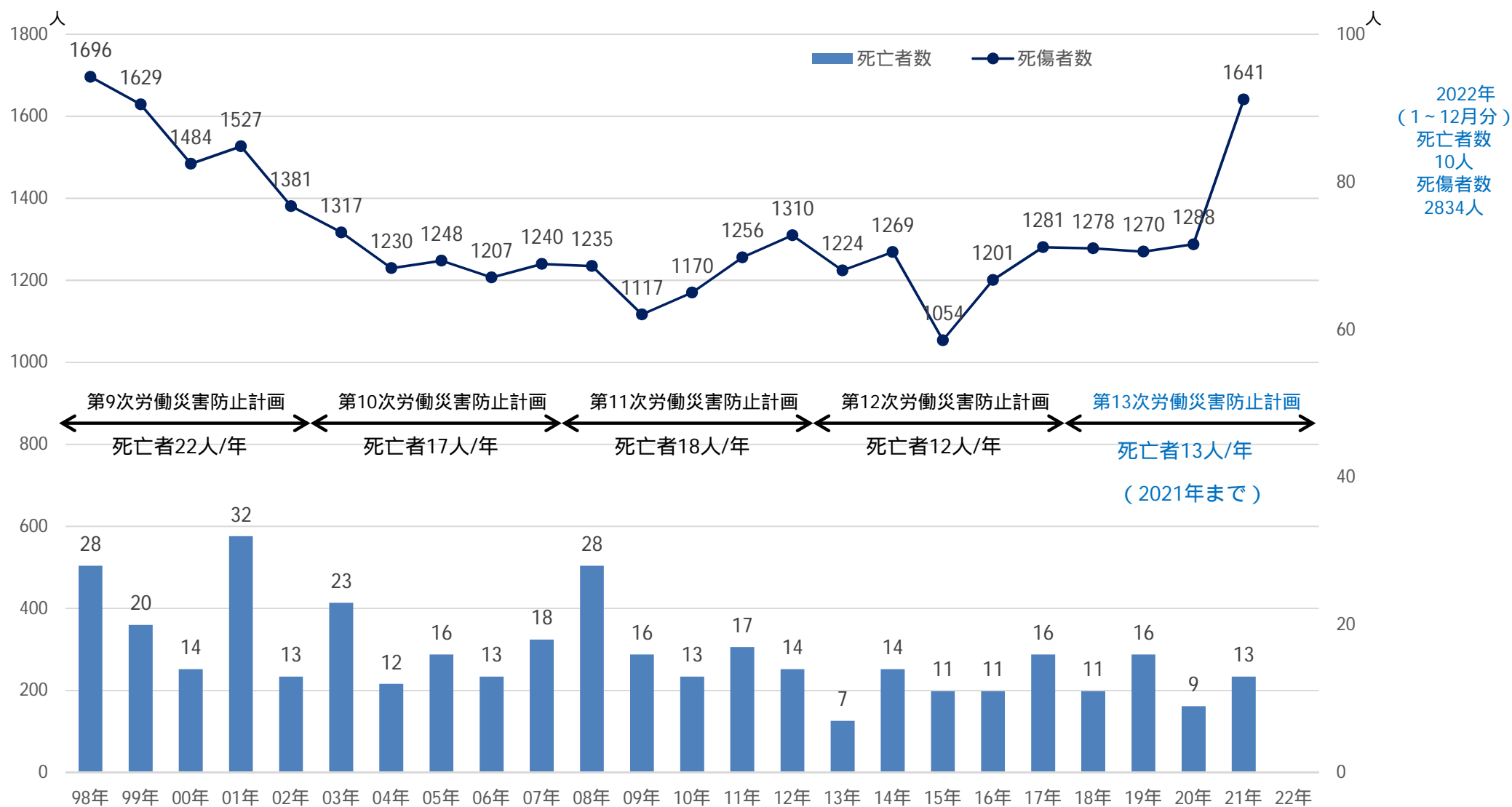
この規程は、平成 13 年 10 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 9 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 25 日から施行する。

## 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する実績

## 青森県内の労働災害の推移（休業4日以上）





# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績

## 死亡災害全体

計画の目標	目標（数値）	2021年実績
2018年から2022年までの5年間の死亡者数を、2013年から2017年までの期間と比較して15%以上減少（年平均10人以下）させる。	（前計画期間） 59人 → （本計画期間） 50人以下	（2022年12月末まで） 59人（0%）

- ・死亡者数は、陸上貨物運送事業で半減したが、製造業（6人→11人（+83%））と林業（3人→5人（+67%））で増加し、最も多い建設業は16人で前期間と変動がなかった。
- ・事故の型別では、件数の多い「交通事故」、「墜落」は減少したが、「激突され」が大幅に増加（4人→9人）した。

## 死傷災害全体

計画の目標	目標（数値）	2021年実績
2022年までの毎年の死傷者数を、2017年と比較して5%以上減少（1216人以下）させる。	（2017年） 1,281人 → （本計画期間毎年） 1,216人以下	1,641人（35%） 新型コロナウイルス感染症り患を除いた死傷者数 1,431人（18%）

- ・死傷者数は、2020年までは減少していたが目標値には達せず、2021年から大幅に増加した。
- ・死傷者数の多い事故の型別では、特に「無理な動作・動作の反動」と「転倒」が増加した。

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績

## 重点業種別

計画の目標	目標（数値）	2021年実績
<b>【建設業】</b> ・2022年までの5年間の死亡者数を2017年までの5年間と比較して15%以上減少させる。 ・2022年の死傷者数を2017年と比較して15%以上減少させる。	（前計画期間）（本計画期間） 16人 → 13人以下  （2017年）（2022年） 223人 → 189人以下	（2022年12月まで） 16人（0%）  270人（250人）
<b>【製造業】</b> ・2022年までの5年間の死亡者数を2017年までの5年間と比較して15%以上減少させる。 ・2022年の死傷者数を2017年と比較して15%以上減少させる。	（前計画期間）（本計画期間） 6人 → 5人以下  （2017年）（2022年） 243人 → 206人以下	（2022年12月まで） 11人（83%）  243人（241人）
<b>【林業】</b> 2022年までの5年間にわたって死亡災害ゼロを目指す。	（本計画期間） 0人	（2022年12月まで） 5人
<b>【陸上貨物運送事業】</b> ・2022年までの5年間の死亡者数を2017年までの5年間と比較して15%以上減少させる。 ・2022年の死傷者数を2017年と比較して15%以上減少させる。	（前計画期間）（本計画期間） 8人 → 6人以下  （2017年）（2022年） 114人 → 96人以下	（2022年12月まで） 4人（50%）  165人（145人）
<b>【農業、畜産業、漁業】</b> 2022年までの5年間にわたって死亡災害ゼロを目指す。	（本計画期間） 0人	（2022年12月まで） 7人 （農業1人、畜産業1人、漁業5人）

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績

## 重点業種別

計画の目標	目標（数値）	2021年実績
<b>【商業（小売業含む）】</b> ・2022年までの5年間にわたって死亡災害ゼロを目指す。 ・2022年の死傷者数を2017年と比較して15%以上減少させる。	（本計画期間） 0人  （2017年） （2022年） 230人 → 195人以下	（2022年12月まで） 8人  237人（ 232人）
<b>【社会福祉施設】</b> ・2022年までの5年間にわたって死亡災害ゼロを目指す。 ・2022年の死傷者数を2017年と比較して15%以上減少させる。	（本計画期間） 0人  （2017年） （2022年） 114人 → 96人以下	（2022年12月まで） 0人  256人（ 166人）

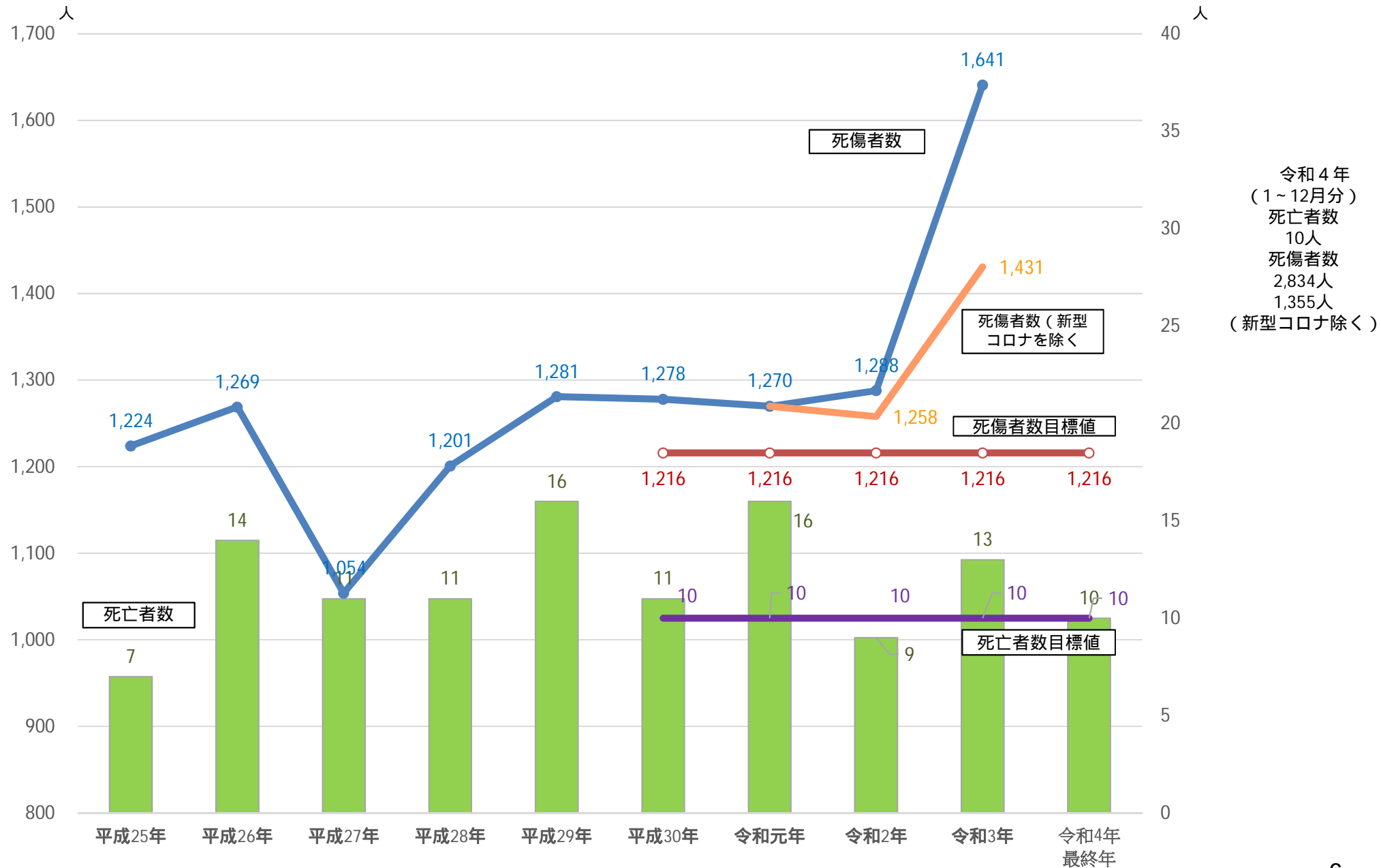
新型コロナウイルス感染症り患を除いたもの

## 健康確保対策

計画の目標	目標（数値）	2021年実績等
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場（労働者数30人以上）の割合（取組率）を80%以上とする。	（2017年） （2022年） 97.9%（50人以上） → 80% 49.0%（30～49人） 以上	100.0%（50人以上） 91.1%（30～49人）

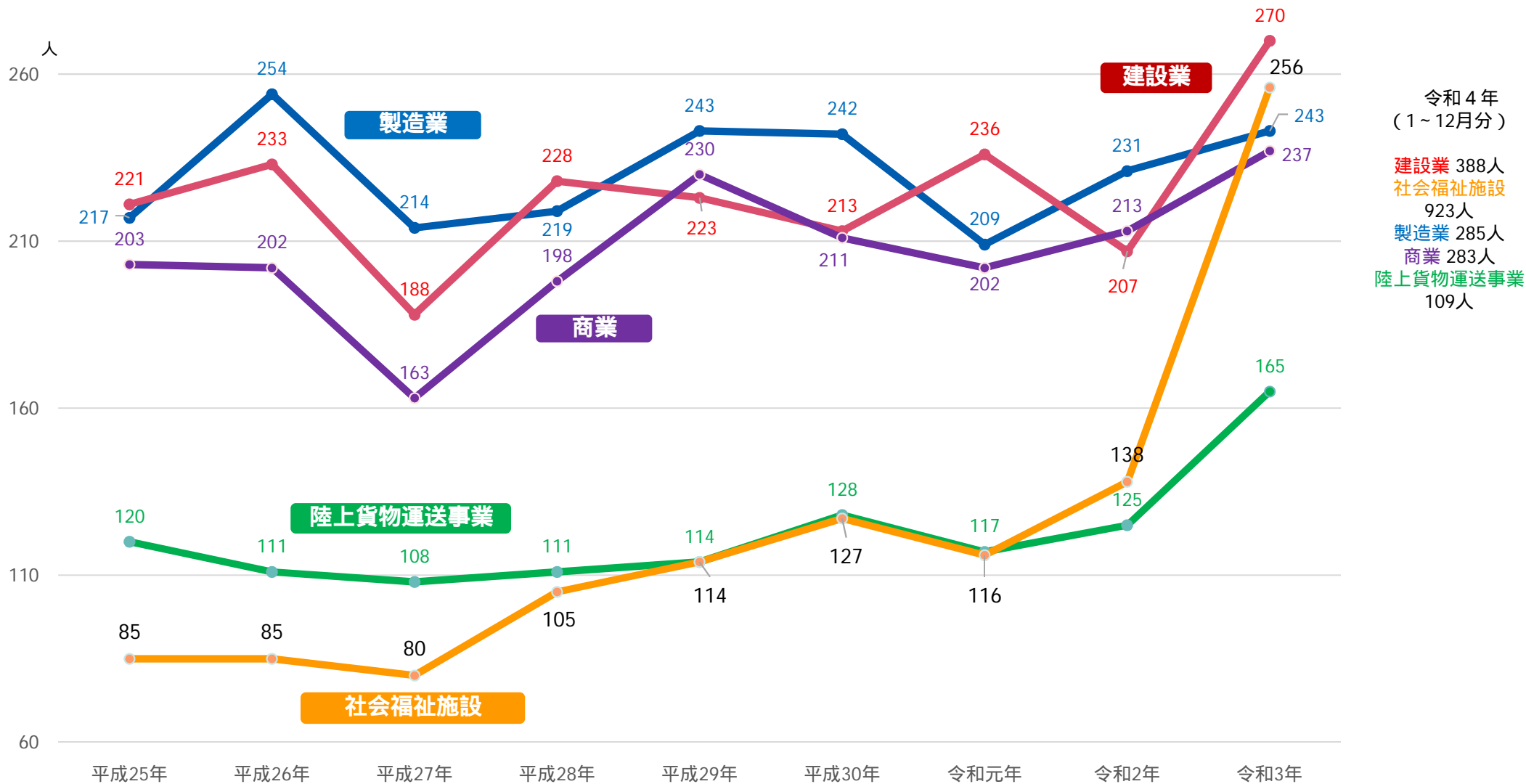
労働安全衛生調査の労働衛生課による特別集計

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 全産業



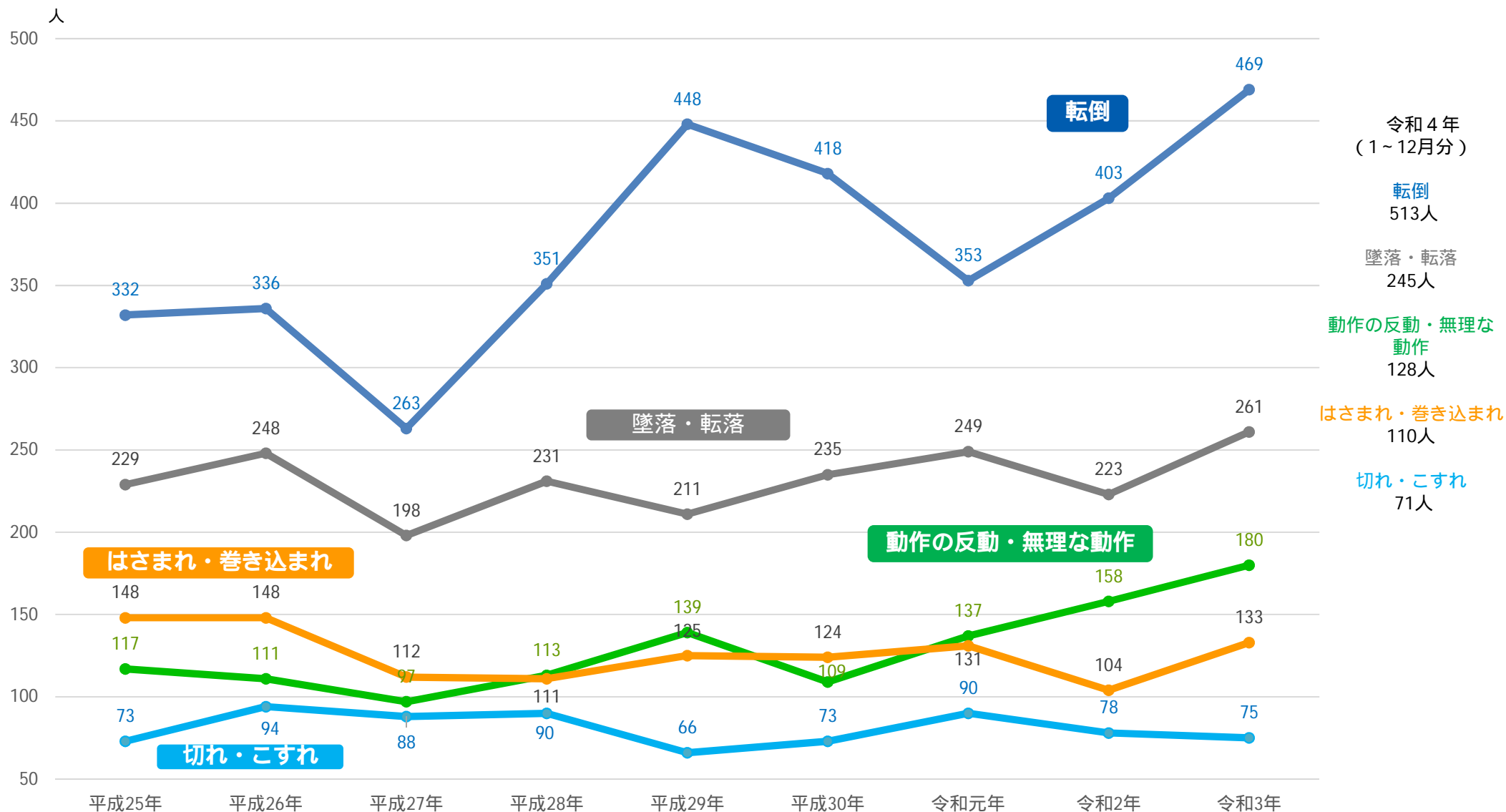
# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 全産業

## 重点業種別推移（死傷災害）



# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 全産業

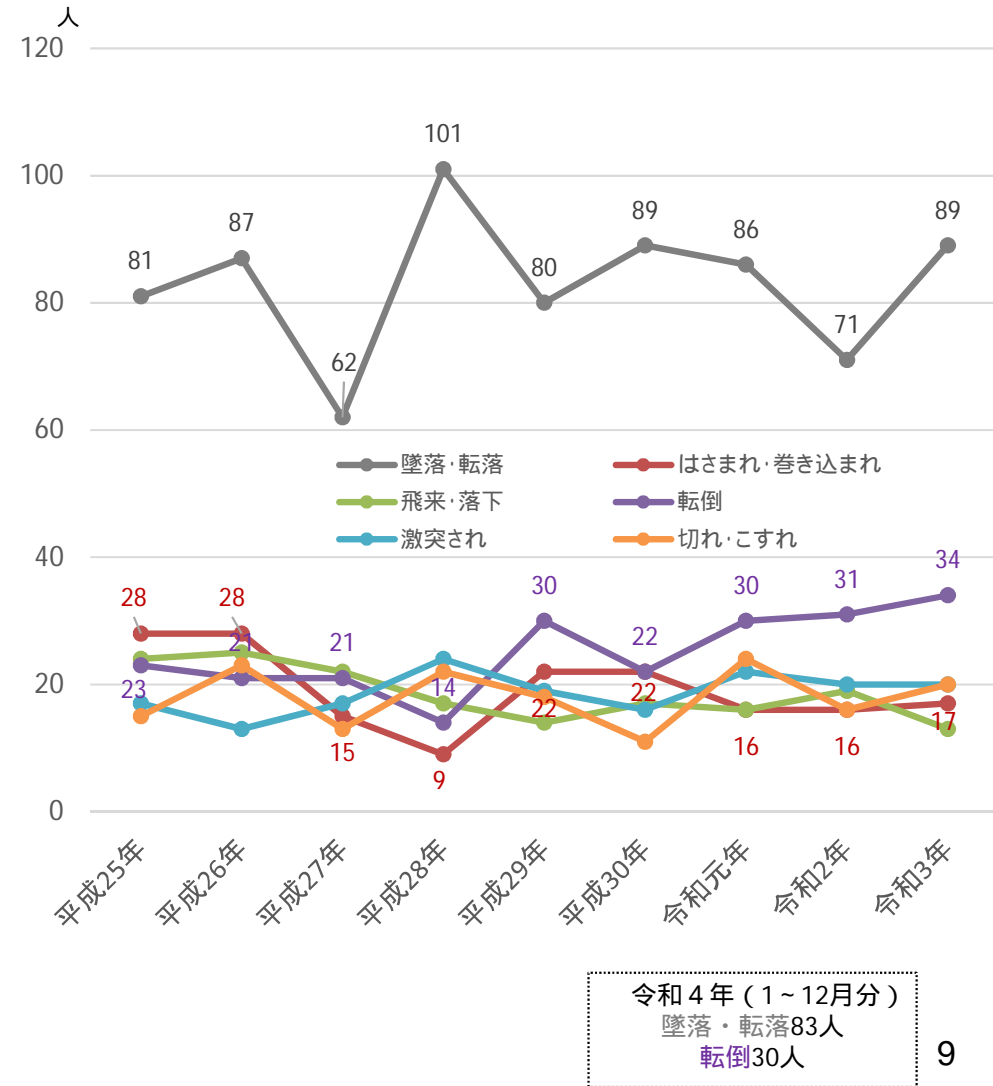
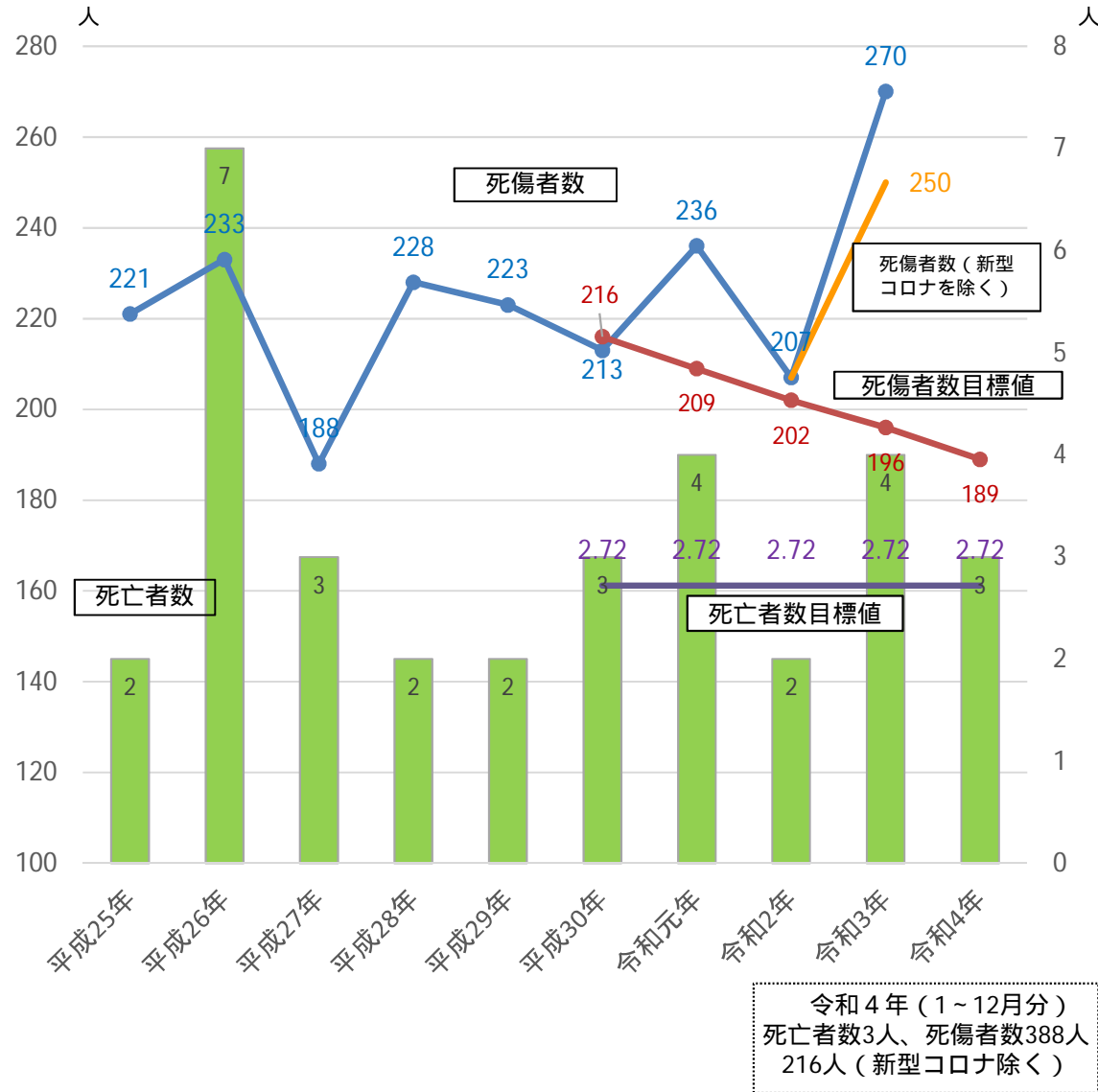
## 主な事故の型別推移（死傷災害）





# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 建設業



# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 建設業における対策

### 13次防期間中のこれまでの取組

- ・ 建設工事現場での元方事業者による統括安全衛生管理の徹底
- ・ 高所作業時におけるフルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底
- ・ はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止対策の徹底
- ・ 施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及

を重点として発注機関や関係団体との連携のもとに取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年から2021年にかけては集団指導やパトロールの中止あるいは規模縮小を余儀なくされた。

### 2021年実績の分析

死亡災害は2022年12月末現在で前計画期間と同数であり、目標達成には至らなかった。

足場、はり、屋根等からの墜落災害が6人（内木造建築工事が3人）、トラックや車両系建設機械に激突されたものが3人となっている。

死傷災害は転倒災害や墜落転落災害の増加により目標達成には至らない見込みである。

令和3年の墜落・転落災害（89件）の起因物を平成29年の墜落・転落災害（80件）と比較すると、最も多い仮設物・建築物等は人数、割合とも減少しているが、用具（はしご、脚立など）は10人、8.5ポイント増加している。

仮設物等 H29 38人（47.5%） → R3 35人（39.3%）

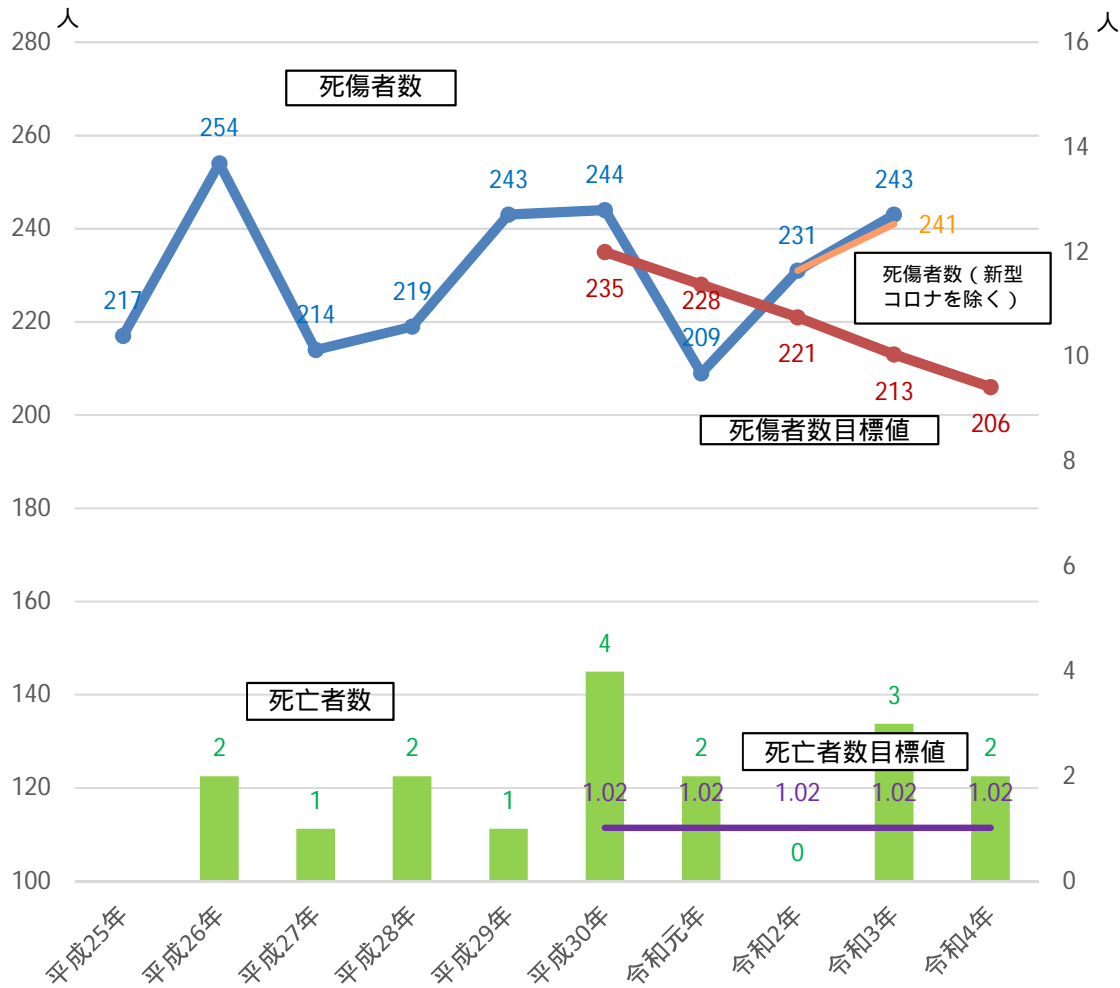
用具 H29 21人（26.3%） → R3 31人（34.8%）



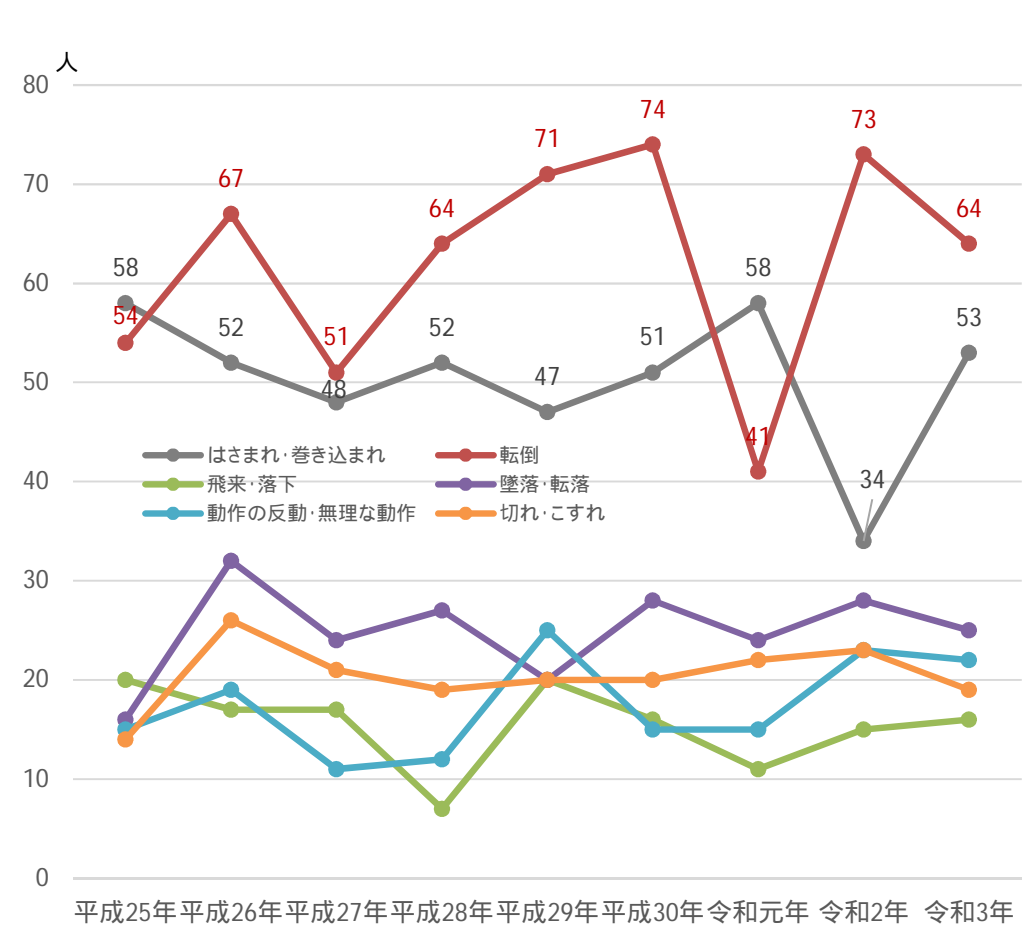
# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績

## 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

### 製造業



令和4年（1～12月分）  
死亡者数2人、死傷者数285人  
222人（新型コロナ除く）



令和4年（1～12月分）  
転倒74人  
はさまれ・巻き込まれ44人 11

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 製造業における対策

### 13次防期間中のこれまでの取組

- ・ 機械設備の製造時のリアスアセスメントの推進と残留リスクに基づいた安全な使用の徹底
- ・ 労働災害防止団体との連携による職長教育等の推進
- ・ 食料品製造業における安全衛生教育の推進

を重点として取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年から2021年にかけては集団指導やパトロールの中止あるいは規模縮小を余儀なくされた。

### 2021年実績の分析

死亡災害は2022年12月末現在で前計画期間より5人増加しており、目標達成には至らなかった。

機械関係へのはさまれ・巻き込まれ、墜落・転落及び飛来・落下によるものが各2人発生している。

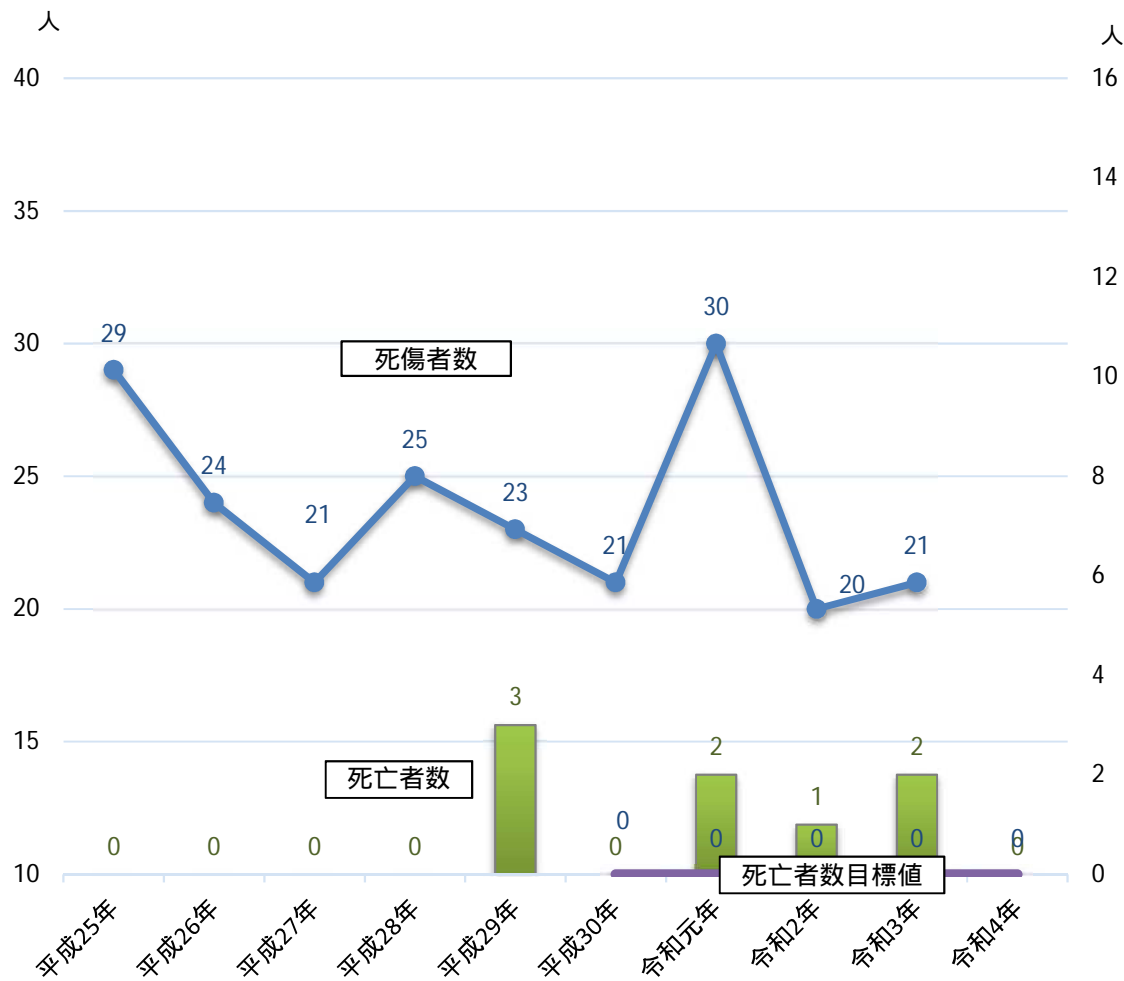
死傷災害は転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害及び墜落・転落災害の増加により目標達成には至らない見込みである。

死傷災害の半数程度を占める食料品製造業における災害が2022年以降増加していることが主な要因で、過半数を占める転倒災害とはさまれ・巻き込まれ災害のほか、動作の反動・無理な動作による災害が多く発生している。

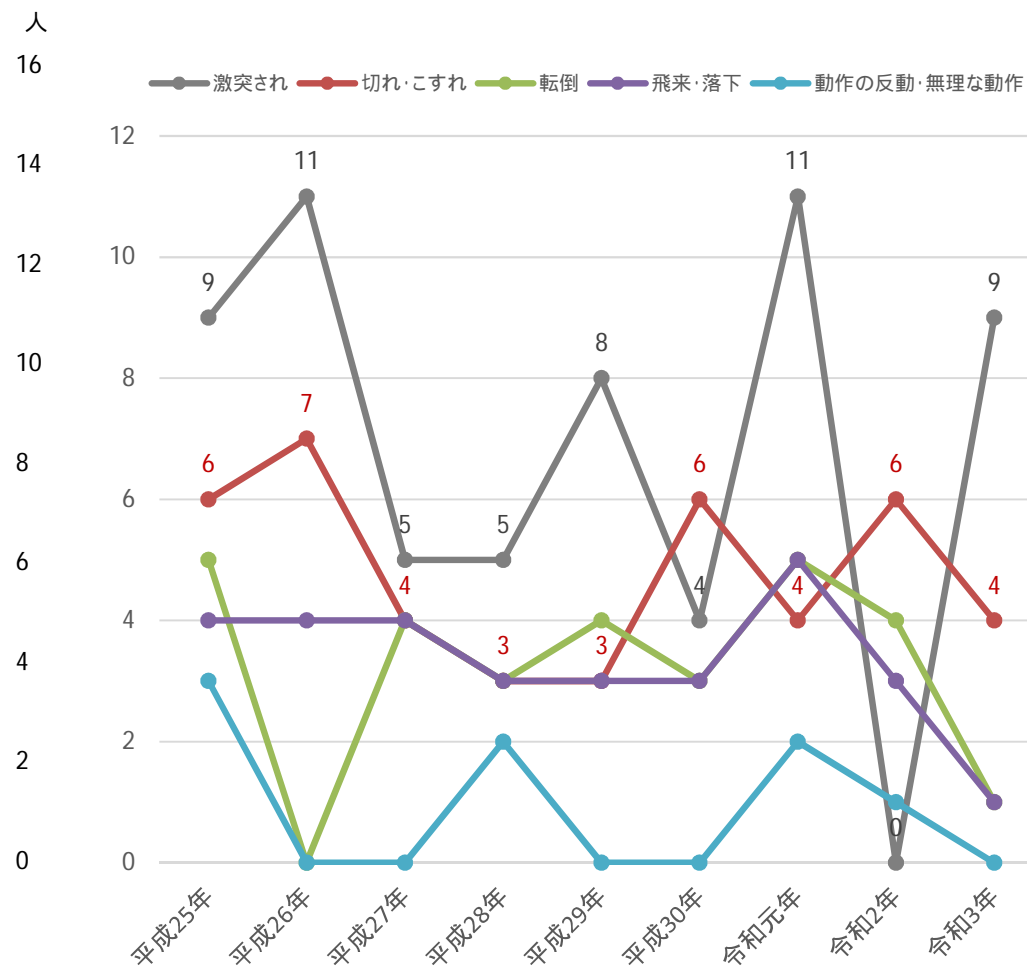
# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績

## 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

### 林業



令和4年（1～12月分）  
死亡者数0人、死傷者数16人  
（新型コロナウイルス感染者ゼロ）



令和4年（1～12月分）  
転倒4人  
激突され4人

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 林業における対策

### 13次防期間中のこれまでの取組

- ・チェーンソーによる安全な伐倒やかかり木処理の方法の普及
- ・下肢を保護する防護衣の着用の徹底
- ・労働者への安全教育の充実等の安全対策の強化
- ・労働災害防止団体との連携による伐木等作業の指導の充実

を重点として発注機関や関係団体との連携のもとに取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響により集団指導やパトロールの中止あるいは規模縮小を余儀なくされた。

### 2021年実績の分析

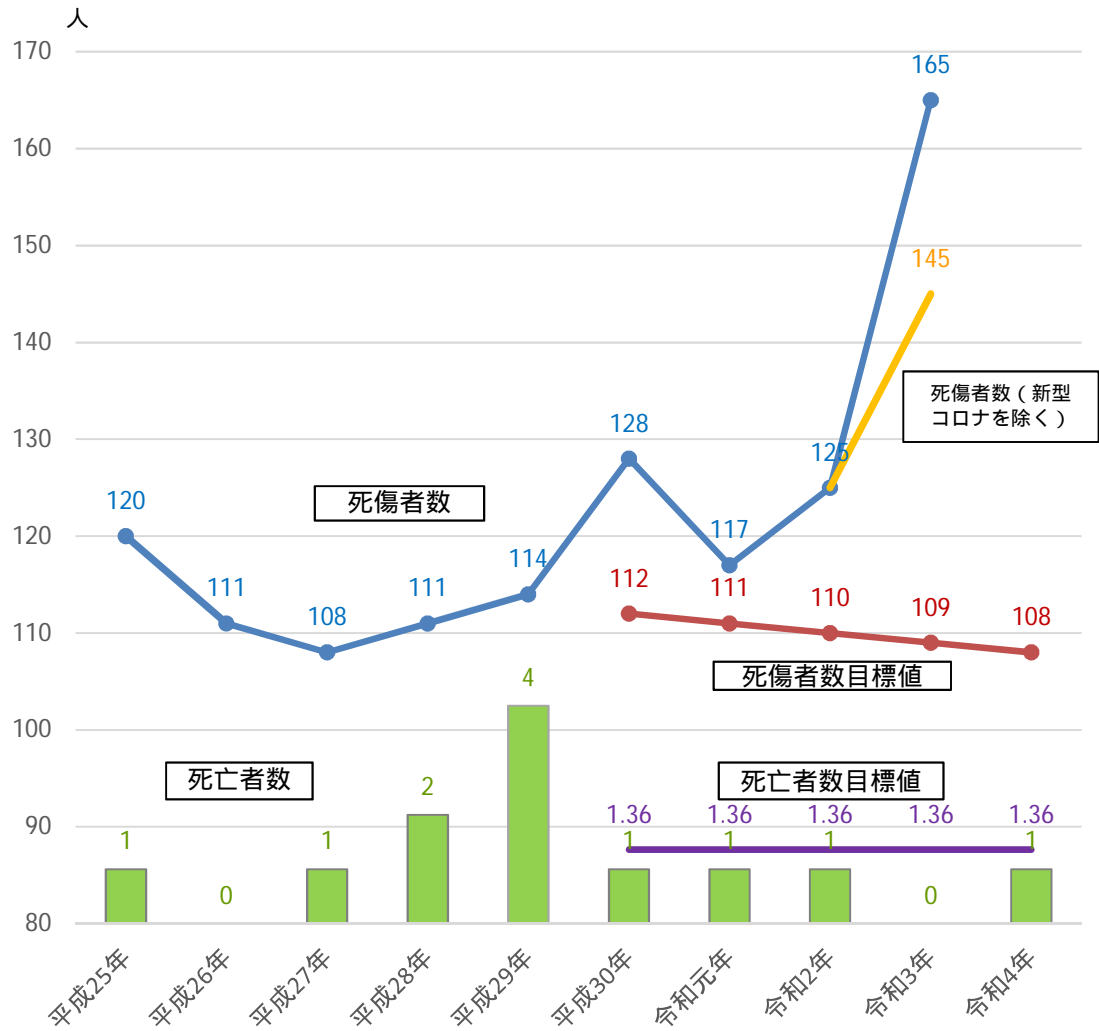
死亡者数は2022年12月末現在で5人であり、目標達成には至らなかった。

伐倒作業中に伐木に激突された等の災害で4人が、かかり木処理の際に1人が被災しており、総じて適正な作業による適正な伐倒方向と危険範囲内への立入禁止の徹底が求められるものである。

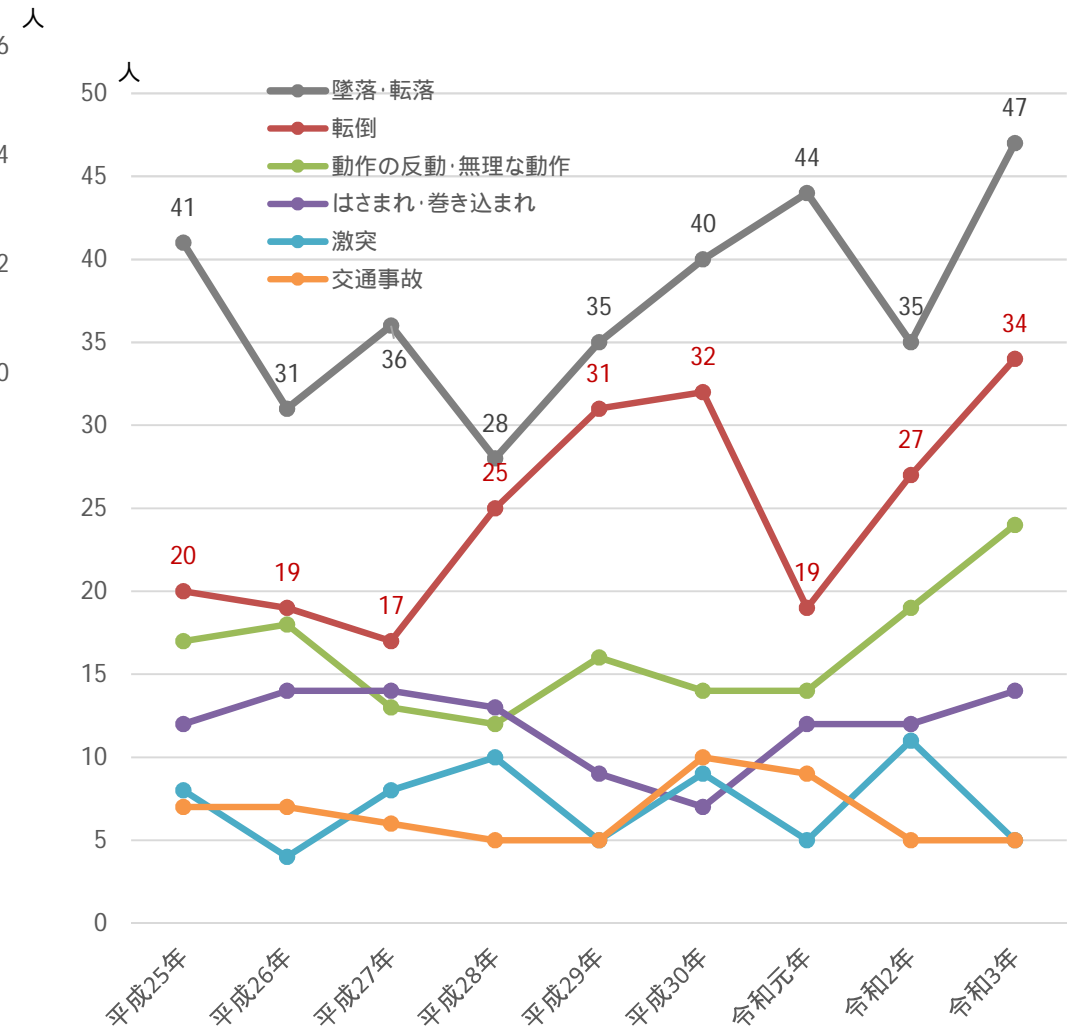
死傷災害に大きな変化はみられない。

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 陸上貨物運送事業



令和4年（1～12月分）  
死亡者数1人、死傷者数109人  
108人（新型コロナウイルス除く）



令和4年（1～12月分）  
墜落・転落32人  
転倒28人

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 陸上貨物運送事業における対策

### 13次防期間中のこれまでの取組

- ・労働時間の適正化、交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守等の長距離運行時の交通労働災害防止対策の徹底
- ・荷役作業中の基本的安全対策の徹底
- ・荷主事業者に対する荷役施設・設備の改善等の支援要請
- ・労働災害防止団体との連携による陸上貨物運送事業における荷役作業中の安全対策ガイドラインに基づく安全対策の徹底

を重点として取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年から2021年にかけては集団指導やパトロールの中止あるいは規模縮小を余儀なくされた。

### 2021年実績の分析

死亡災害は2022年12月末現在で前計画期間の半数であり、目標を上回っている。

荷役作業中の車両へのはさまれ・巻き込まれと荷の落下、車両からの墜落・転落及び交通労働災害が発生している。

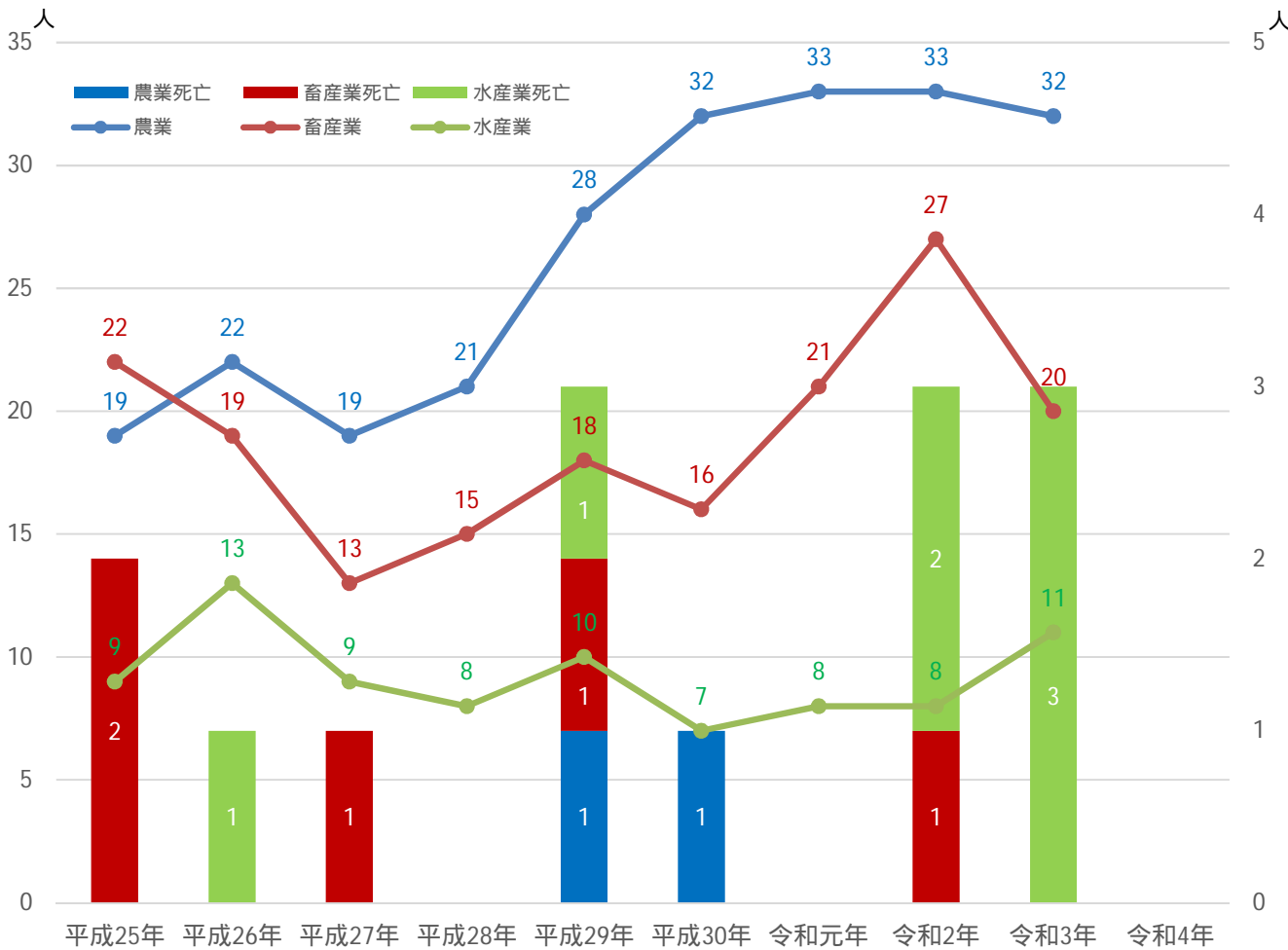
死傷災害は主に墜落・転落災害、転倒災害、及び動作の反動・無理な動作による災害の増加により目標達成には至らない見込みであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により宅配など物流量の増加の影響が考えられる。

死傷災害の3割を占める墜落・転落災害は荷役中またはその前後にトラックの荷台から墜落しているものが8割に達している。また、動作の反動・無理な動作による災害は荷姿の物の取扱い中に多く発生しており、総じて荷役作業に関連した労働災害が多い傾向にある。転倒災害はその半数以上が冬期労働災害である。



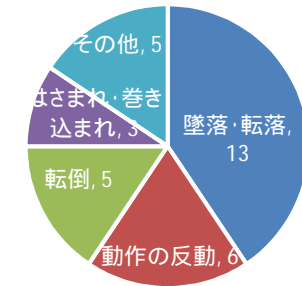
# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 農業、畜産業、漁業

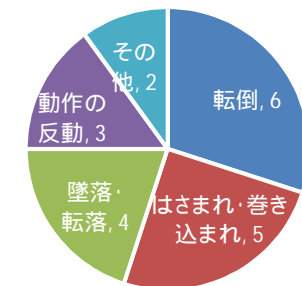


令和4年（1～12月分）  
死亡者数0人、  
死傷者数 農業29人、畜産業22人、水産業3人  
（新型コロナウイルス感染者ゼロ）

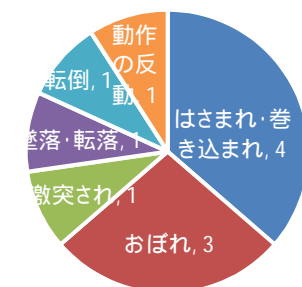
### 農業



### 畜産業



### 水産業



# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 農業、畜産業、漁業における対策

### 13次防期間中のこれまでの取組

- ・機械設備へのはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底
- ・酸欠災害防止対策の徹底
- ・農業ではしご、脚立からの墜落・転落災害防止対策の徹底
- ・業界団体との連携による事業者の安全意識の醸成

を重点として取り組んだ。

死亡災害が増加した漁業では新たに災害防止のための協議会を設立して取り組む事例があった。

### 2021年実績の分析

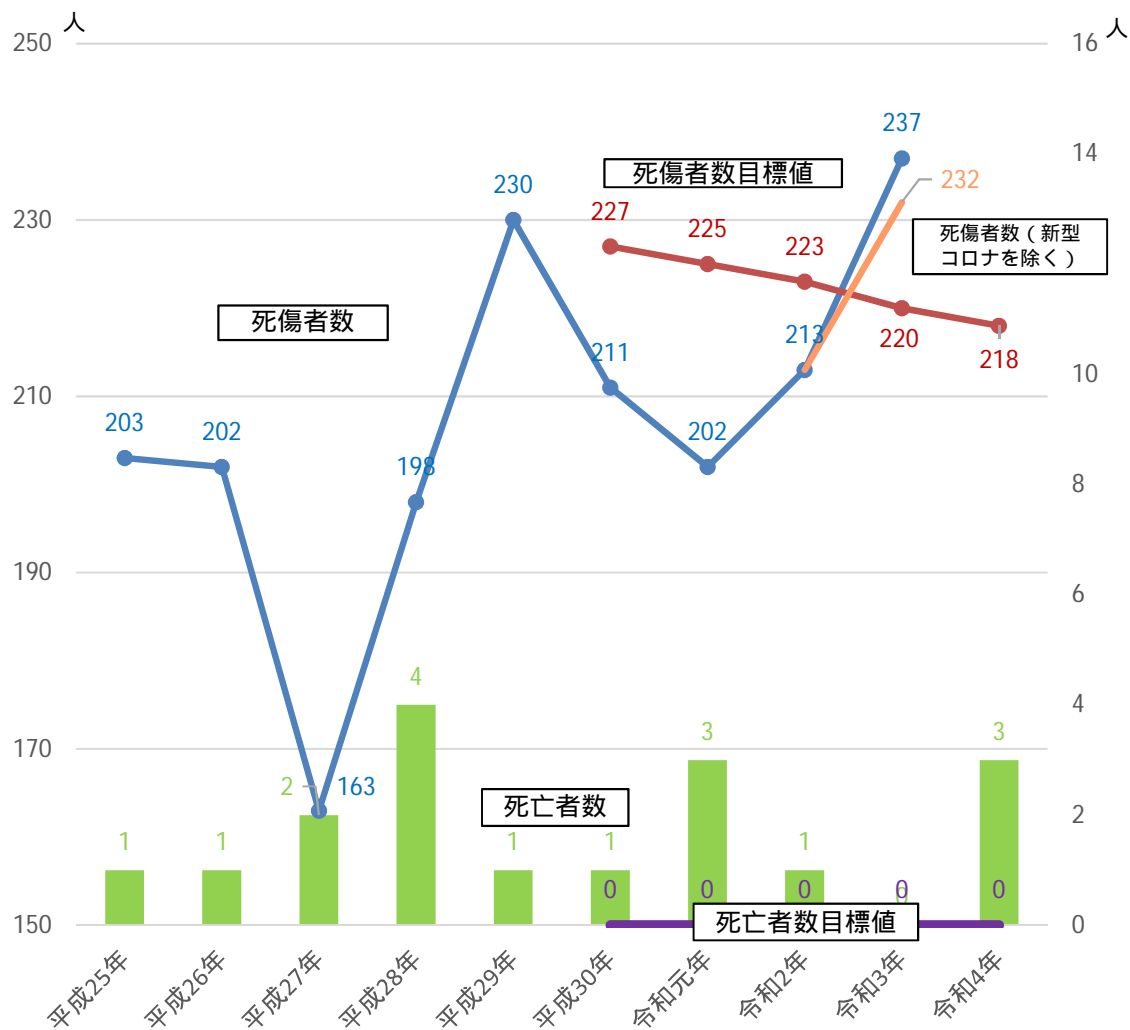
漁業の死亡災害は船上からの転落が4人、船上ではさまれ・巻き込まれが1人、農業はトラクター、畜産業はフォークリフトによる作業中に発生しており、目標の達成には至らなかった。

農業の死傷災害は主にはしご等からの墜落・転落災害であるが、はさまれ・巻き込まれ災害は畜産業及び漁業でも多く発生している。また、農業及び畜産業では転倒災害及び動作の反動・無理な動作による災害も多い。

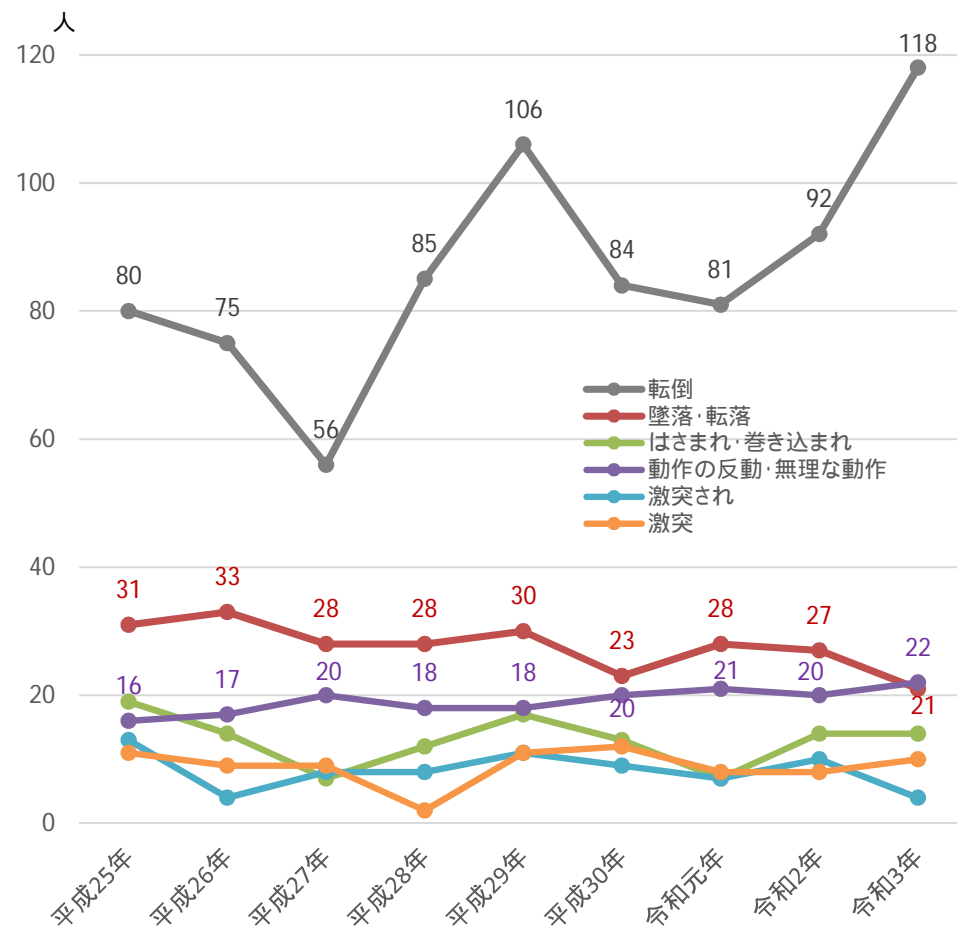


# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 商業（小売業含む）



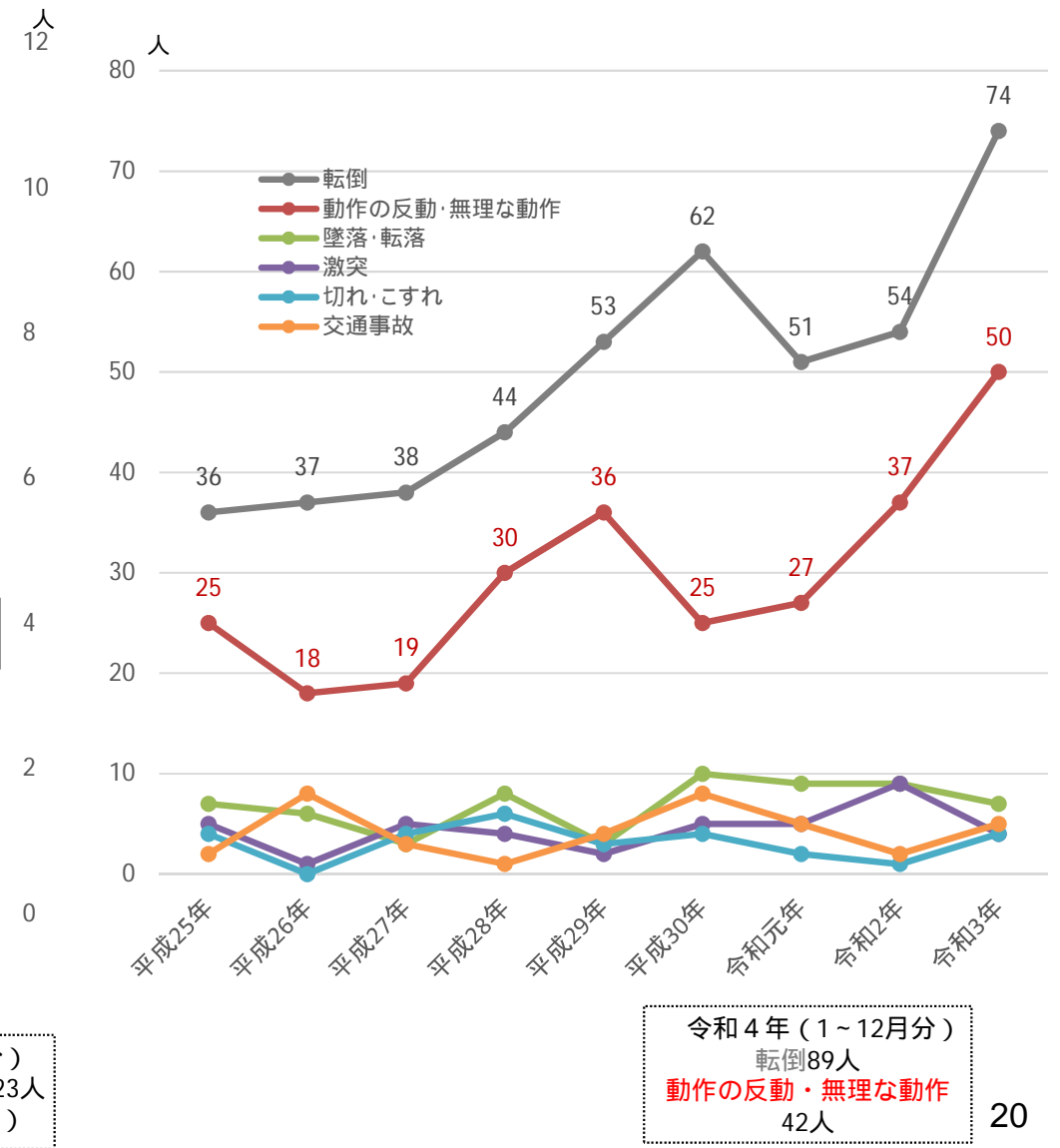
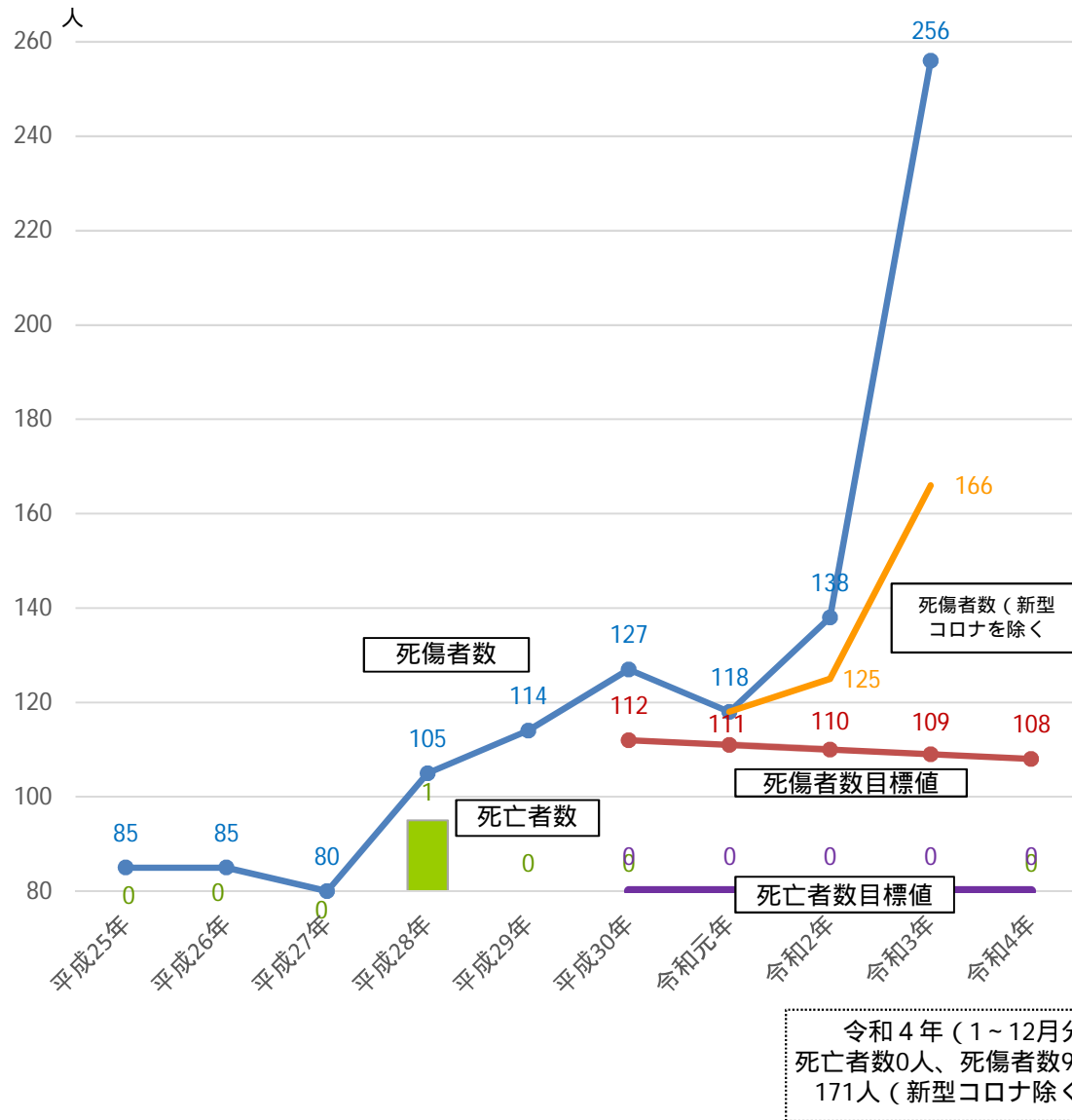
令和4年（1～12月分）  
死亡者数3人、死傷者数283人  
263人（新型コロナを除く）



令和4年（1～12月分）  
転倒125人  
墜落・転落34人

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

## 社会福祉施設



# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 重点業種

商業（小売業含む）、社会福祉施設における対策

## 13次防期間中のこれまでの取組

- ・ 関係行政機関や業界団体等との連携による以下の対策等の推進
  - 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の取組
  - 安全衛生管理体制の確立と自主的安全衛生活動の促進
  - 災害防止団体、労働安全コンサルタント等の外部資源の活用
  - 高所作業や荷役作業における安全対策の推進

を重点として取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年から2021年にかけては集団指導の中止等を余儀なくされた。

## 2021年実績の分析

死亡災害は社会福祉施設はこれまで発生していないが、商業では2022年12月末現在で8人発生し、目標達成には至らなかった。

商業における死亡災害はすべて交通事故によるものである。

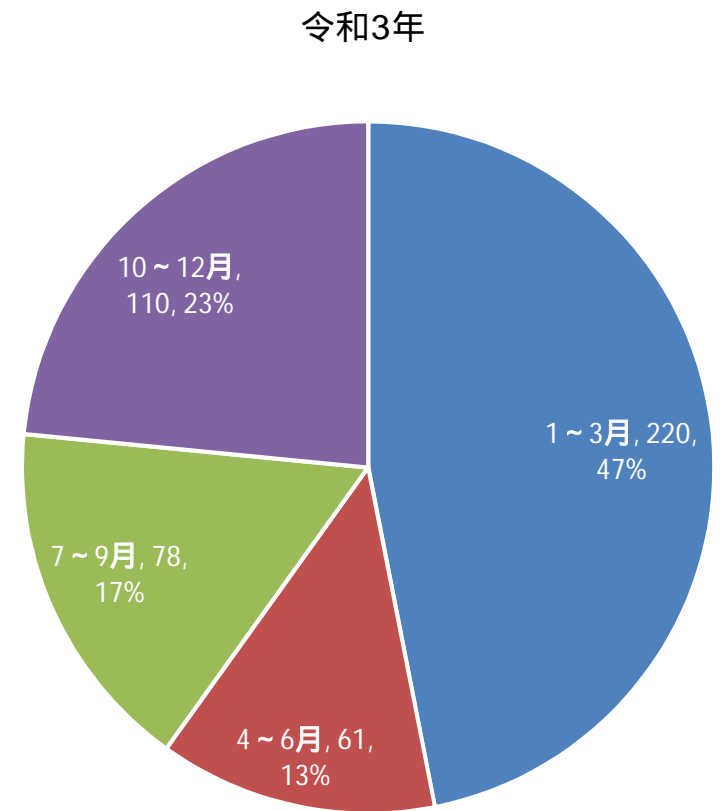
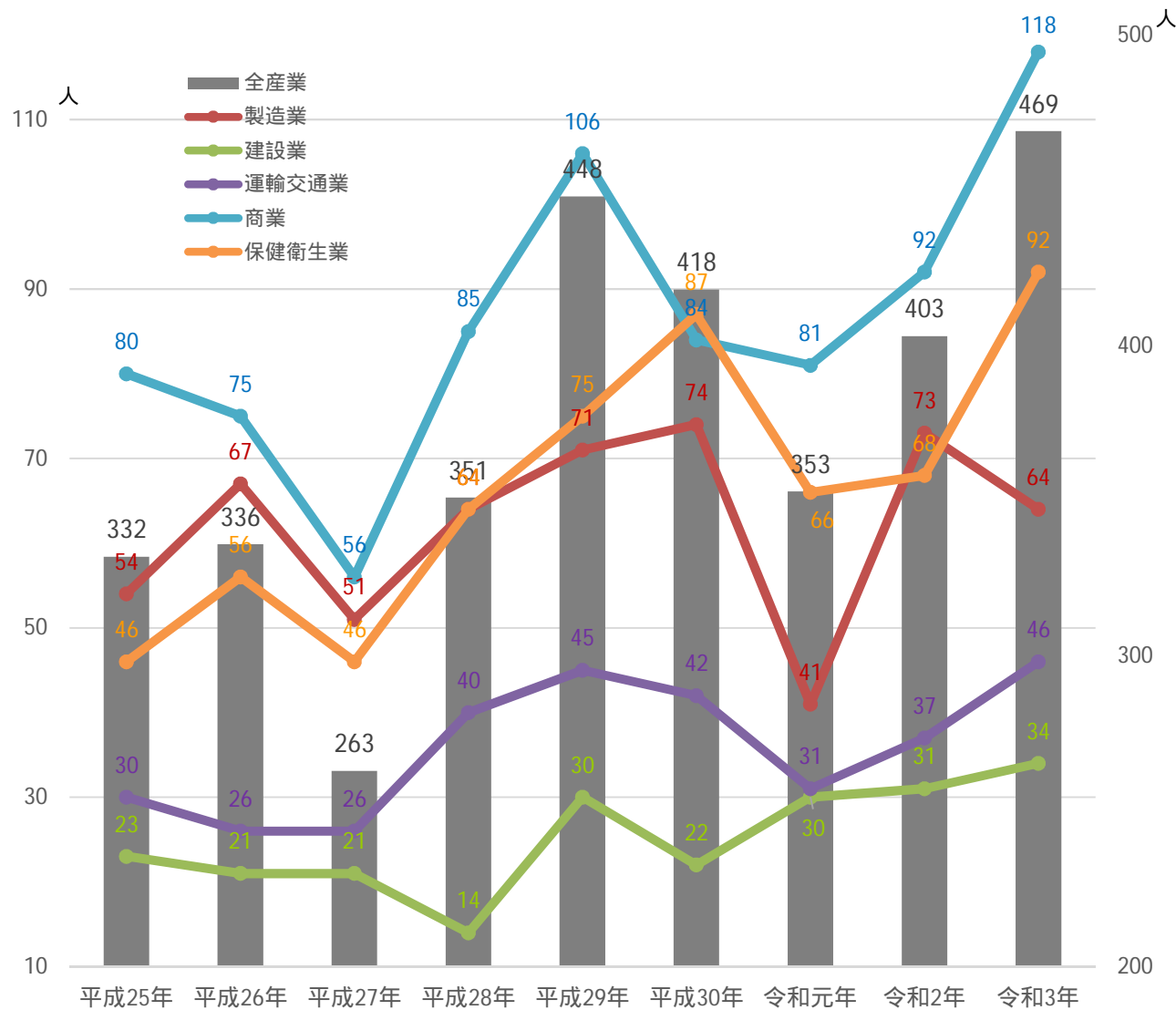
死傷災害は転倒災害の増加により目標達成には至らず、特に社会福祉施設については動作の反動・無理な動作による災害の増加もあって大幅に増加しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が考えられる。

最も多く発生している転倒災害は、高齢者（50代以上）の占める割合が全産業全災害における割合（59.3%）を大きく超え、小売業では77.8%、社会福祉施設では75.7%に達している。

動作の反動・無理な動作による災害は増加しているが、そのうち腰痛にかかる災害はノーリフティングケアの推進等により減少傾向にある。

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 業種横断的対策

## 転倒災害



# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 業種横断的対策

## 転倒災害防止対策

### 13次防期間中のこれまでの取組

- ・チェックリストの活用による基本的対策の徹底
- ・転倒災害を防止する作業環境の整備、4S活動の徹底
- ・転倒災害防止に係る教材・資料の提供
- ・転倒災害の予防体操の周知・普及
- ・商業、保健衛生業における冬期間の転倒災害防止の重点的取組

を重点として、STOP! 転倒災害プロジェクト、冬期労働災害防止運動の推進を通じた取組のほか、2022年から小売店舗と介護施設を対象とした青い森“+ Safe”協議会を設立して行動災害防止に係る業界全体の機運の醸成を図っている。

### 2021年実績の分析

青森県における転倒災害は、

- ・1～3月の冬期間に多く発生していること（年間の47%）
- ・商業、保健衛生業など第三次産業における増加が顕著であること
- ・高齢者の割合が全災害に比して高く、また増加率も高いこと

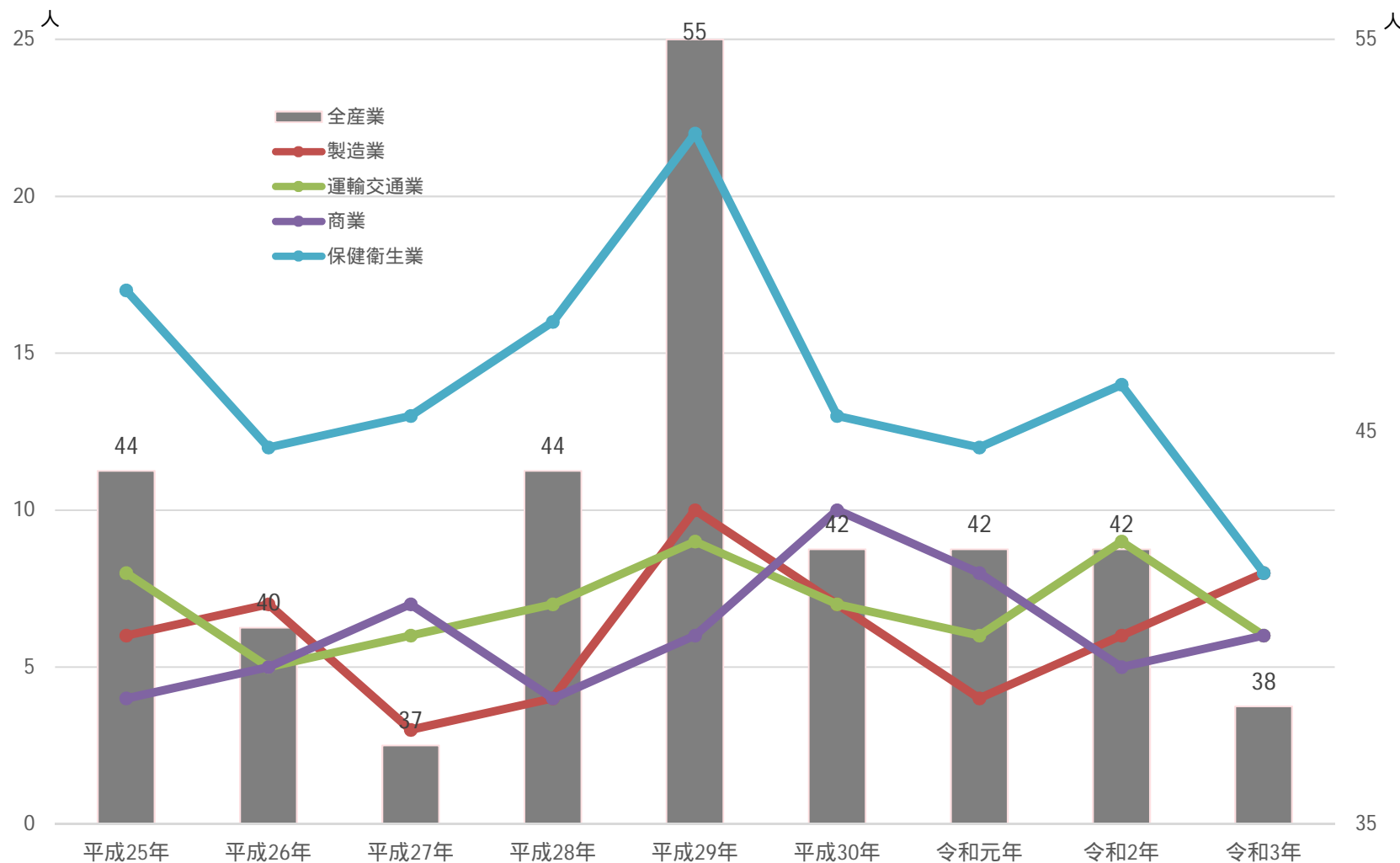
全災害 H29 665人（51.9%） → R3 848人（59.3%）

転倒 H29 274人（61.2%） → R3 345人（73.6%）

の傾向が認められる。

# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 業種横断的対策

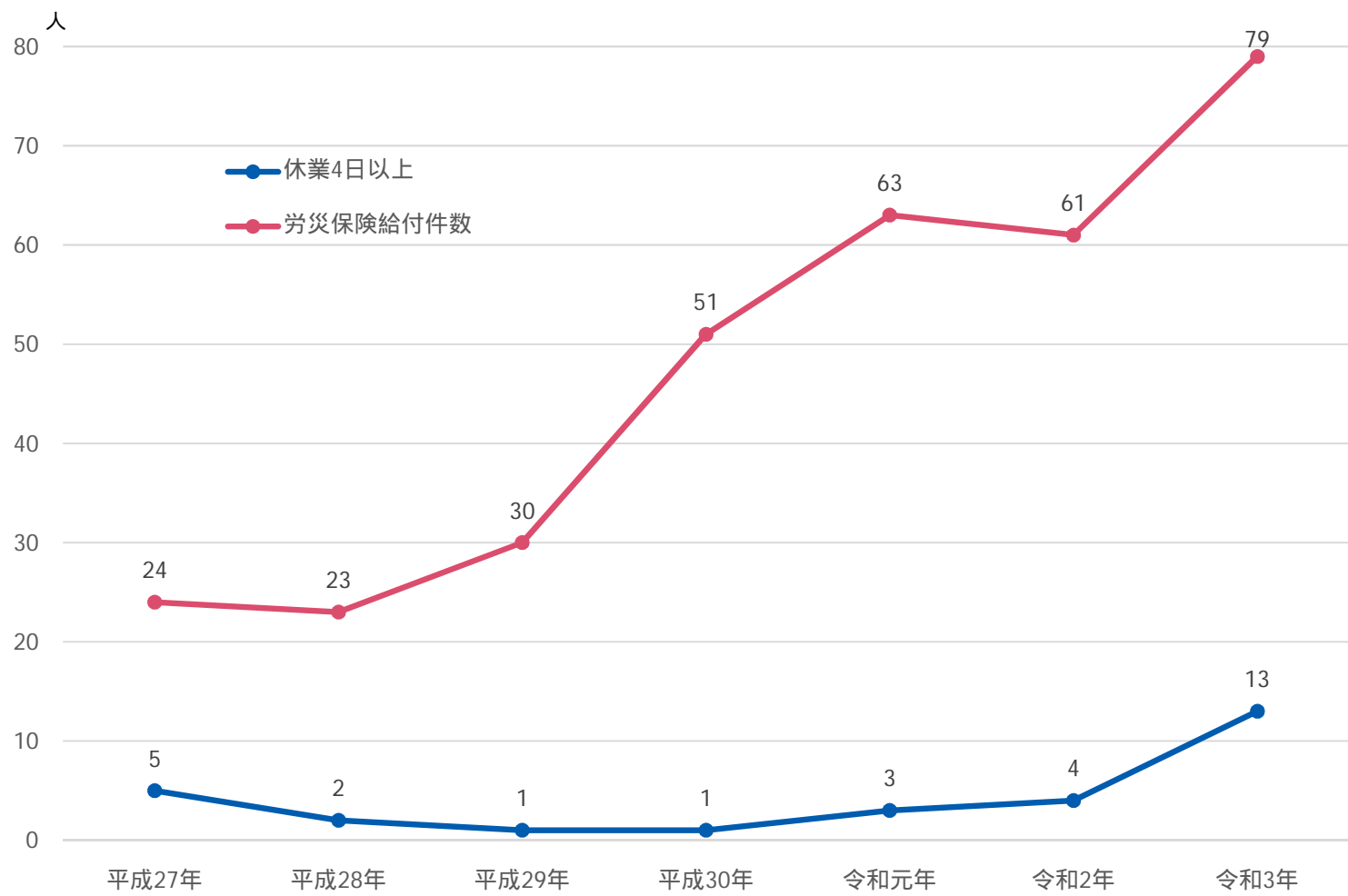
腰痛（参考値）





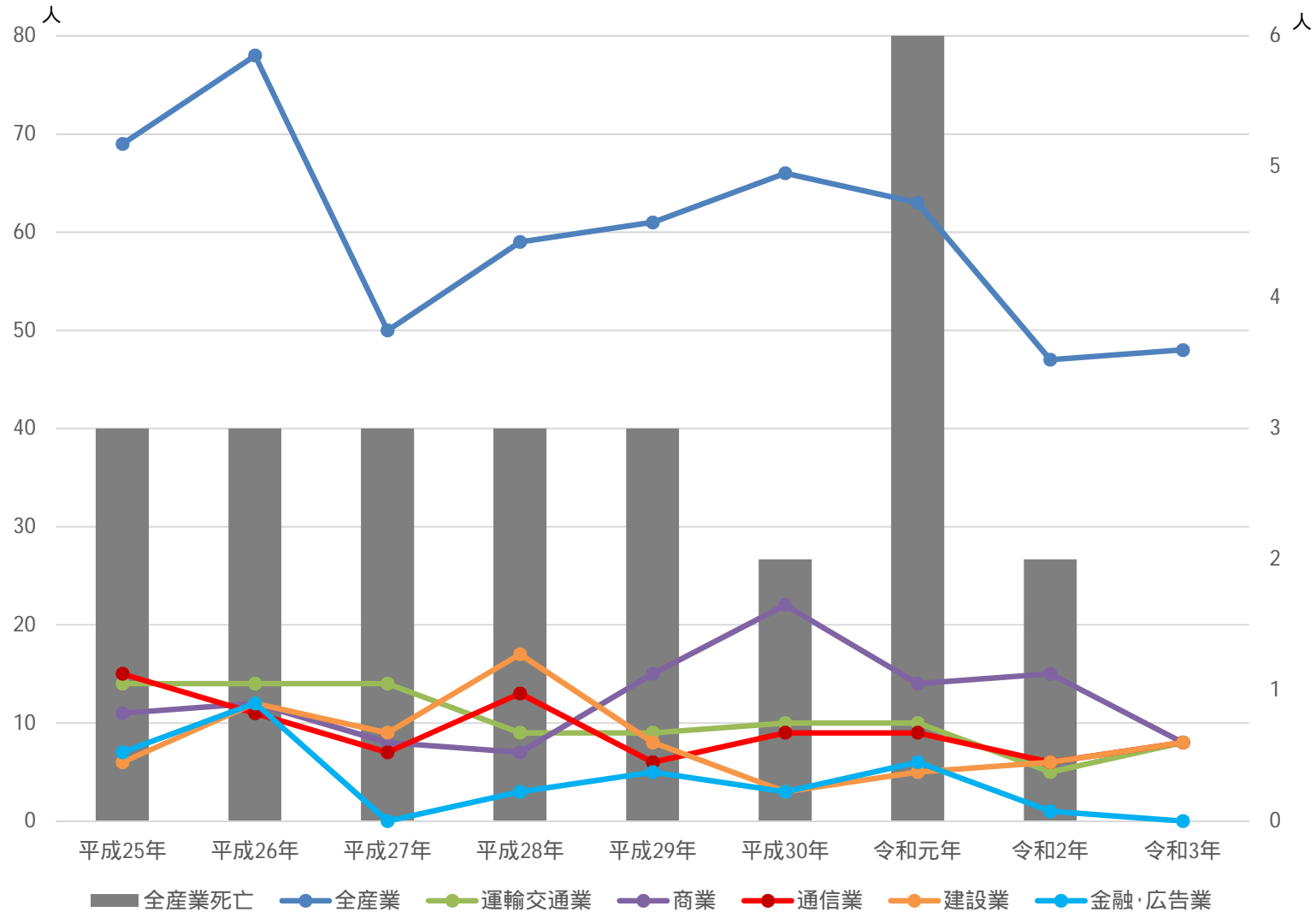
# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 業種横断的対策

## 熱中症



# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 業種横断的対策

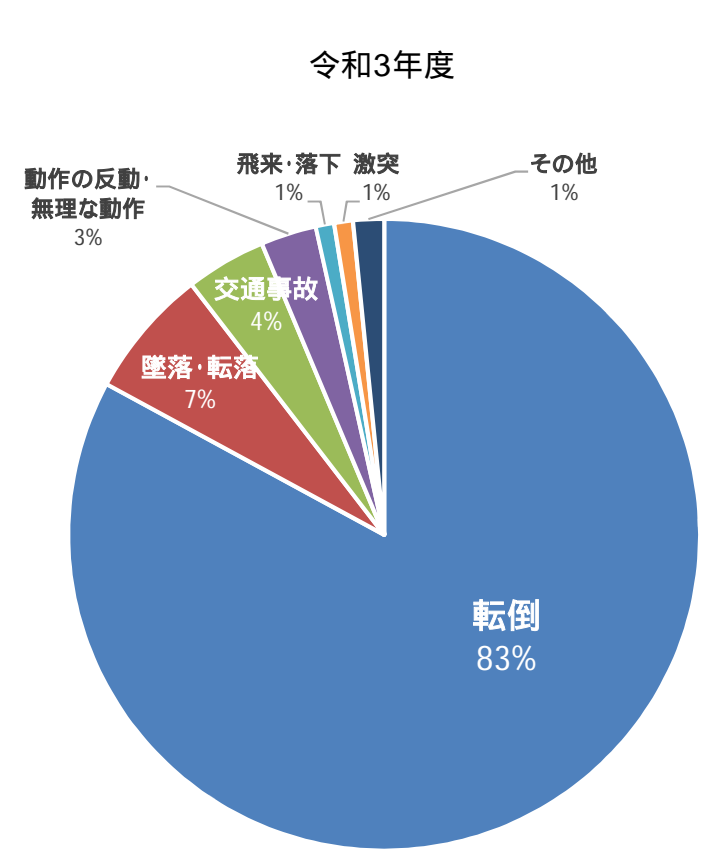
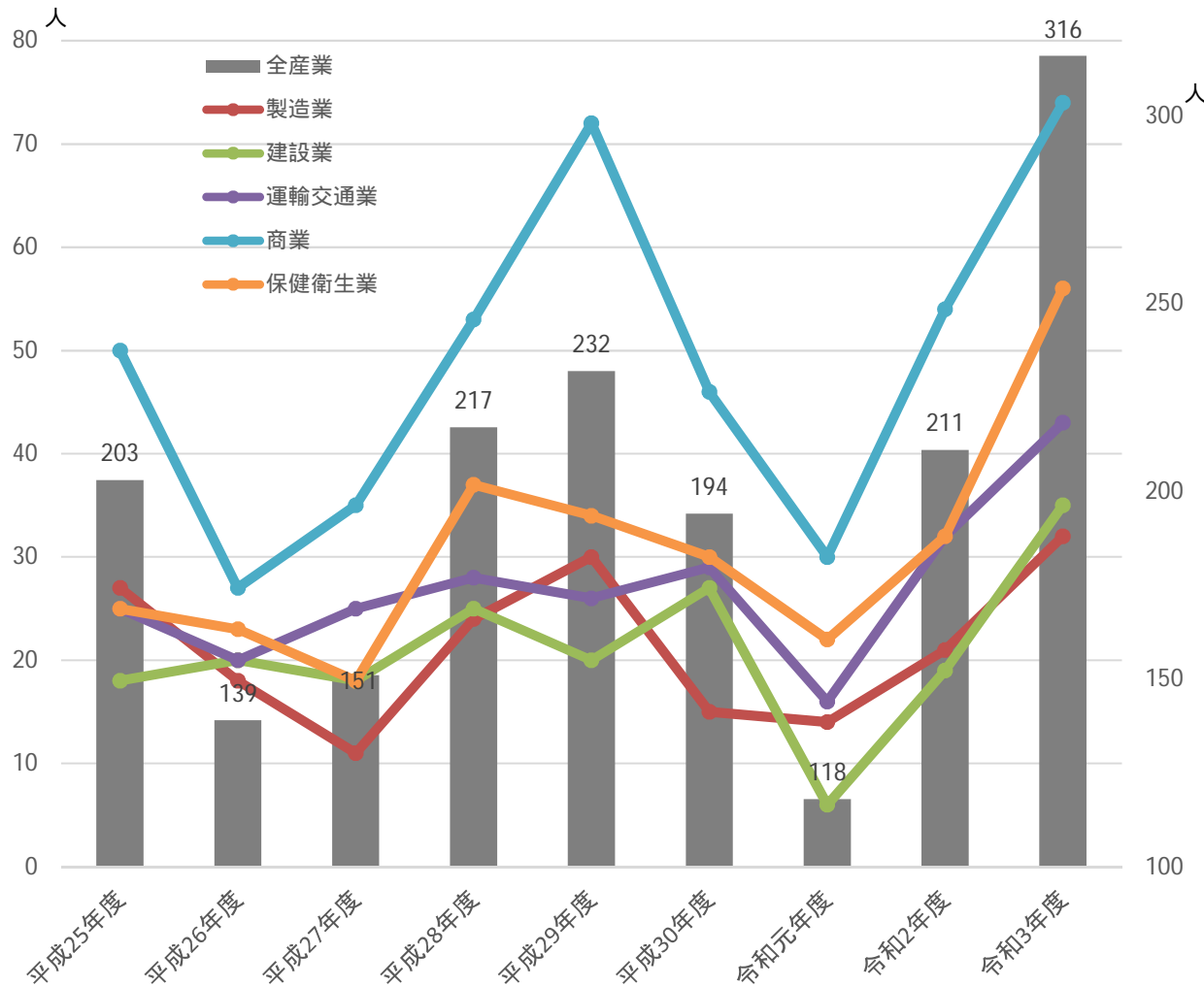
## 交通労働災害





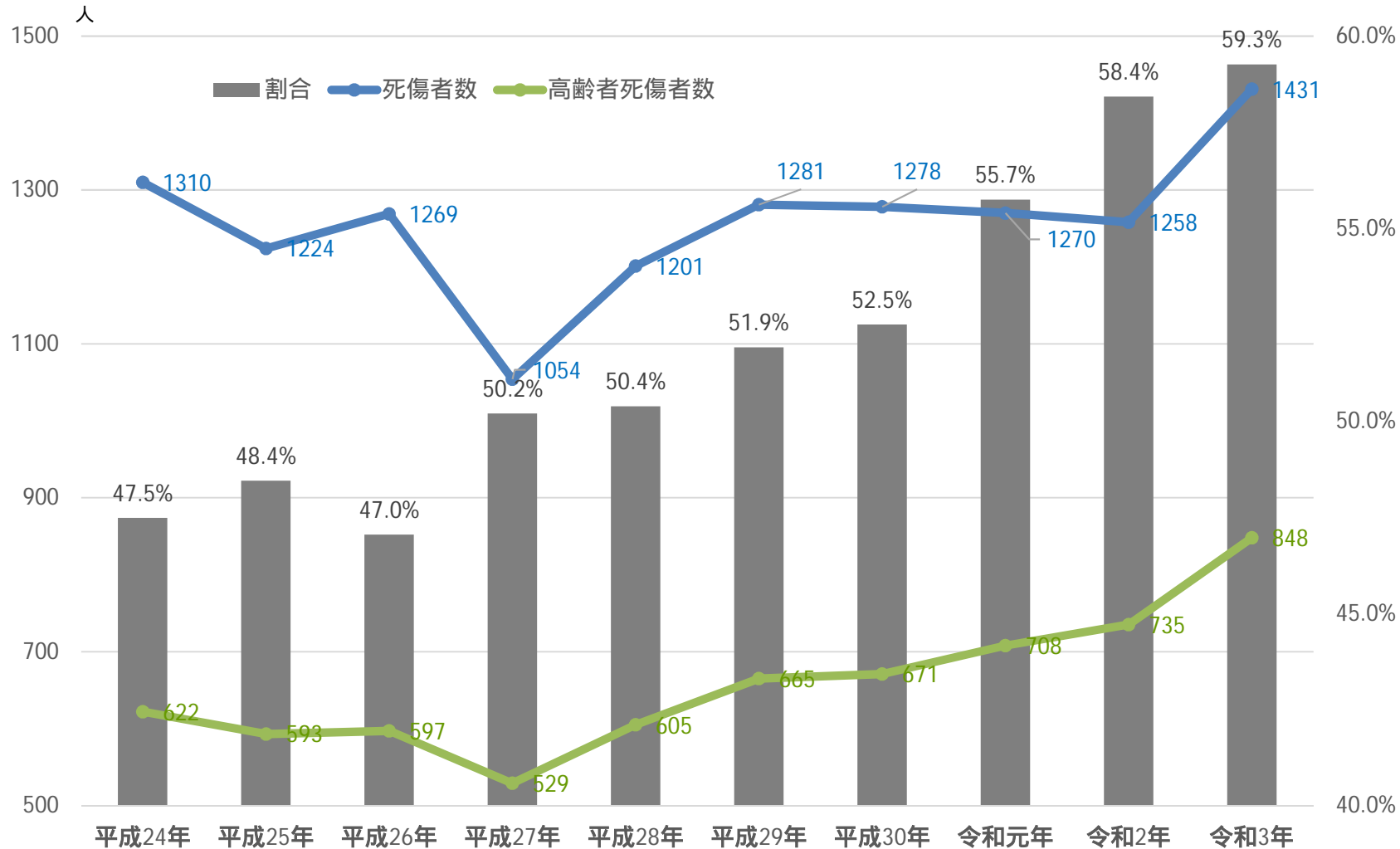
# 第13次労働災害防止推進計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 業種横断的対策

## 冬期労働災害



# 第13次労働災害防止計画の目標に関する令和3年（2021年）実績 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進 業種横断的対策

高齢労働者（50代以上） 新型コロナウイルス感染症り患を除く



H24年千人率	
全体	1.99
高齢者	2.08
↓	
H29年千人率	
全体	1.97
高齢者	2.17

(総務省統計局「就業構造基本調査」から算出)

# 第13次労働災害防止計画の目標に関する令和3年（2021年）実績

## まとめ

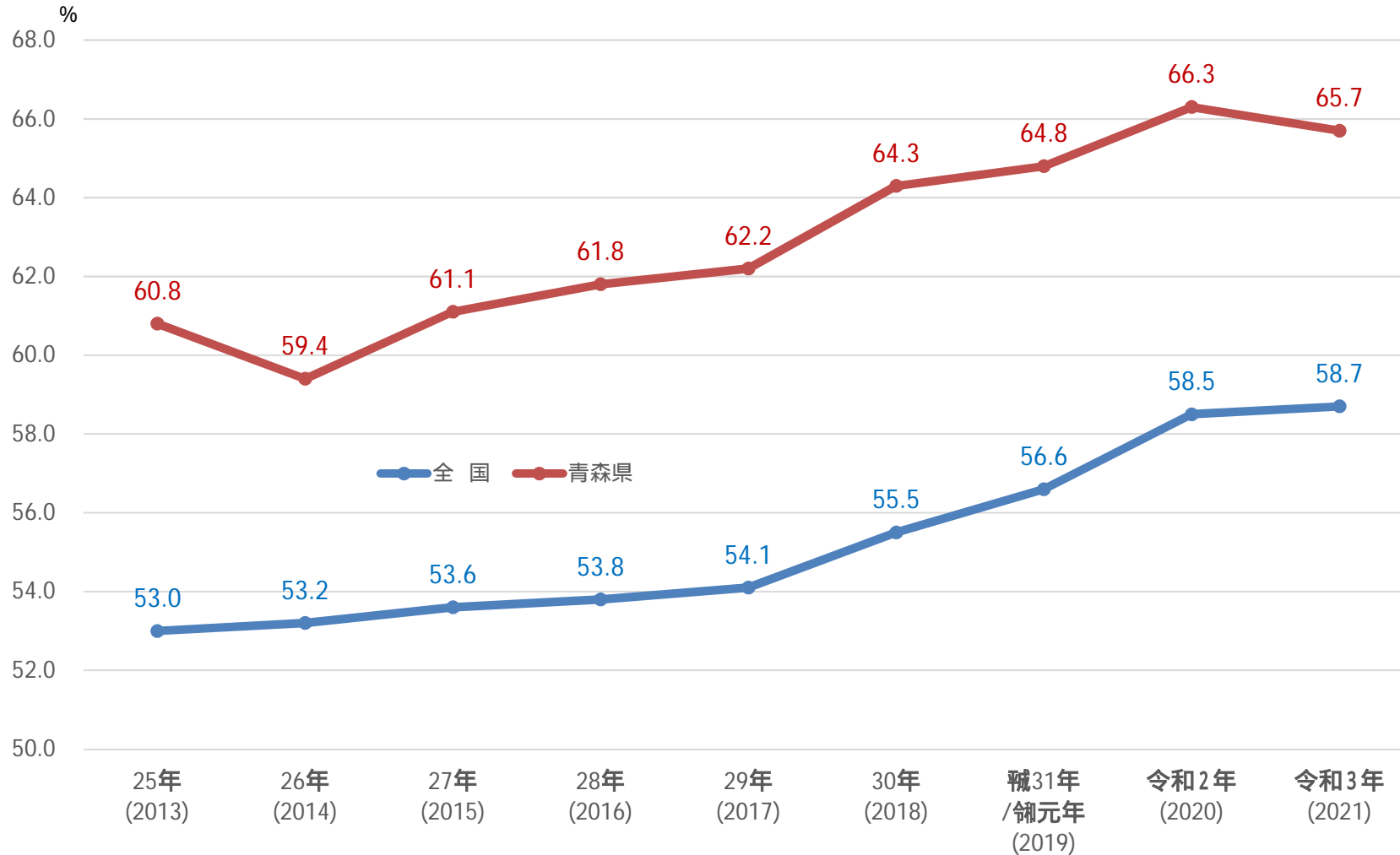
死亡災害全体、死傷災害全体のほか、多くの重点業種において第13次労働災害防止計画本計画の目標を達成するに至らなかった背景として、

- ・労働者の高齢化の進展による災害発生率の高い高年齢労働者の増加
- ・積雪の増加による冬期労働災害の増加
- ・第三次産業を中心とした転倒災害や動作の反動等の行動災害の増加
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための清掃・消毒、検温等健康状態の確認などの非定常作業の実施による本来業務へのしわ寄せによる安全衛生活動の縮小と、三密回避による集団的な活動の規模縮小等
- ・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大

が考えられる。

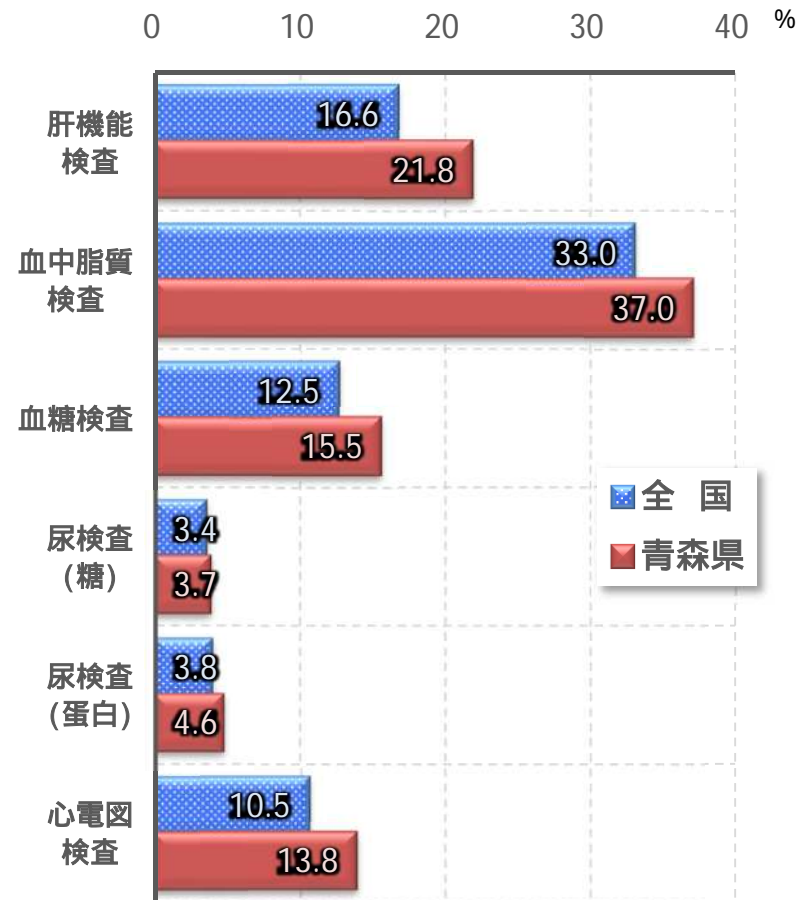
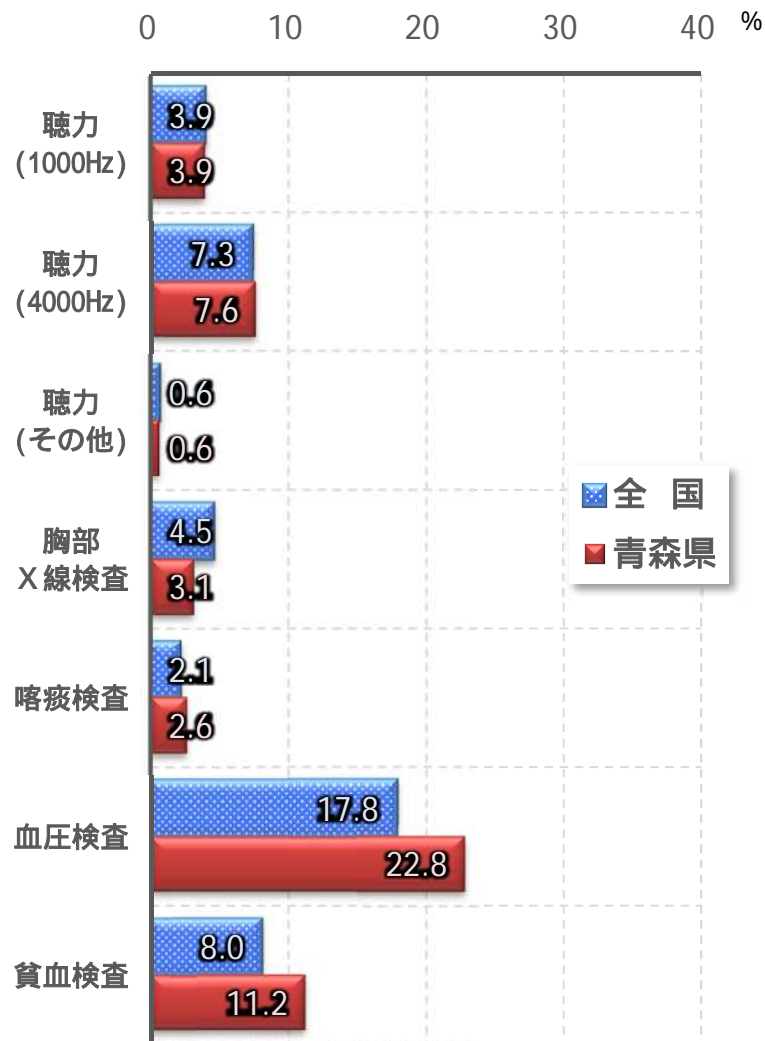
# 第13次労働災害防止推進計画の目標以外の実施事項に対する主な取組 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

## 定期健康診断有所見率



# 第13次労働災害防止推進計画の目標以外の実施事項に対する主な取組 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

定期健康診断項目別有所見率（令和3年）



# 第13次労働災害防止推進計画の目標以外の実施事項に対する主な取組

## 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

- ・ 過重労働のおそれがある事業場、精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場等に対して監督指導、個別指導等を実施
- ・ 企業における健康確保措置の推進を図ったが、定期健康診断の有所見率は2020年（令和3年）はわずかに減少するも他の年は増加した
- ・ メンタルヘルス対策については中長期計画により推進し、取り組んでいる事業場（労働者数30人以上）の割合は「80%以上」の目標を上回った（別掲）

## 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ・ 「治療と職業生活の両立支援のガイドライン」の周知・啓発を実施
- ・ 「青森県地域両立支援推進チーム」を運営し、令和4年度を初年度とする5か年計画による両立支援の普及

## 化学物質等による健康障害の防止対策の推進

- ・ 化学物質の中長期計画によるSDS確認と必要なばく露防止対策の周知徹底
- ・ 溶接ヒューム等改正特化則の内容についての周知・指導
- ・ 改正石綿則の自主点検や集団指導による周知と、適正な事前調査の実施と報告、調査結果を踏まえた工事の実施の計画的な推進
- ・ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の周知啓発による受動喫煙防止対策の普及促進
- ・ 原子力施設における電離放射線による健康障害防止対策のほか、改正電離則の病院・診療所を対象とした周知

## 事業場の安全衛生管理組織及び企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- ・ 多店舗展開で分散している小売業、社会福祉施設及び飲食店における、企業としての安全衛生管理を促進するため、改正された「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知

# 第14次労働災害防止推進計画（案）

令和5年2月3日  
青森労働局



## < 目次 >

はじめに.....	4
1 計画のねらい.....	4
(1) 計画期間.....	4
(2) 計画の目標.....	4
ア アウトプット指標.....	4
イ アウトカム指標.....	6
(3) 計画の評価と見直し.....	6
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性.....	6
(1) 青森県内の労働災害の発生状況と対策の方向性.....	6
ア 死亡災害の発生状況.....	6
イ 死傷災害の発生状況.....	7
ウ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性.....	7
(2) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性.....	8
ア メンタルヘルス対策関係.....	8
イ 過重労働対策関係.....	8
ウ 産業保健活動関係.....	8
(3) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性.....	9
(4) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性.....	9
3 計画の重点事項.....	10
4 重点事項ごとの具体的取組.....	10
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発.....	10
(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進.....	10
(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進.....	11
(4) 冬期労働災害防止対策の推進.....	11
(5) 業種別の労働災害防止対策の推進.....	11
ア 製造業対策.....	11
イ 建設業対策.....	11
ウ 陸上貨物運送事業対策.....	12
エ 林業対策.....	12



オ	農業、畜産業及び水産業における対策	12
(6)	労働者の健康確保対策の推進	13
ア	メンタルヘルス対策	13
イ	過重労働対策	13
ウ	産業保健活動の推進	13
(7)	化学物質等による健康障害防止対策の推進	13
ア	化学物質による健康障害防止対策	13
イ	石綿、粉じんによる健康障害防止対策	14
ウ	熱中症、騒音による健康障害防止対策	14
エ	電離放射線による健康障害防止対策	14

本計画は、厚生労働省において策定する第14次労働災害防止計画の内容に応じて変更する場合があります。

## はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

青森県においても国の計画を受け、また青森県内の労働災害発生状況を踏まえて労働災害防止推進計画を策定し、種々の対策を講じてきたところであり、労働災害も長期的には減少がみられたところである。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は一進一退を繰り返して減少に転じず、また、労働災害による休業4日以上の死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至っては、2016年以降は増加傾向にある。

特に労働災害発生率（死傷年千人率）が高い50代以上の高年齢労働者が増加しているほか、商業や社会福祉施設など第三次産業を中心に労働者の作業行動を起因とする労働災害が増加しており、あらゆる産業において労働安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

さらに、青森県は積雪寒冷地域であり、冬期特有の厳しい気象条件による積雪、凍結、寒冷に起因して発生する労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発している。

このような状況及び国が策定した「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、青森労働局では労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とする「青森労働局第14次労働災害防止推進計画」を策定する。

県内の関係機関、団体及び事業者において本計画の趣旨が十分理解され、それぞれの対策に反映されることが求められる。

## 1 計画のねらい

### （1）計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

### （2）計画の目標

以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

#### ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、青森労働局は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

#### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

#### (イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

#### (ウ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131第1号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

#### (エ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合(労働者数10人以上)を2027年までに80%以上とする。
- ・10人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

## イ アウトカム指標

アウトプット指標ほか本計画に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒について、2022年と比較して2027年までに年齢層別死傷年千人率の増加に歯止めをかけ、死傷者数を10%以上減少させる。
- ・社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる50代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。

### (ウ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・製造業におけるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- ・建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに30%以上減少させる。
- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・林業の死亡者数ゼロを2027年までに定着させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年においては、10%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については2022年と比較して2027年までに新型コロナウイルス感染症以外の労働災害が2%以上減少する。

## (3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行う。

計画の評価に当たっては、アウトカム指標の増減のみならず、アウトプット指標、社会情勢の変化等その背景等を含めて分析する。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 青森県内の労働災害の発生状況と対策の方向性

#### ア 死亡災害の発生状況

青森県内における労働災害の発生状況等については別添のとおりであり、死亡災害については、増減を繰り返しながらも長期的には減少したが、2013年(平成25

年)以降は減少傾向が認められず、第13次労働災害防止推進計画期間の死亡者数は第12次労働災害防止推進計画期間と同じ59人(12月末現在)となっている。このうち、最も多い建設業は16人で前期間と変動がなかったが、製造業(6人 11人(+83%))と林業(3人 5人(+67%))で増加し、事故の型別では「交通事故」と「墜落・転落」は減少したが、「激突され」が5人増加した。

災害の多い業種、事故の型を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

## イ 死傷災害の発生状況

死傷災害については、第13次労働災害防止推進計画期間中、2018年(平成30年)と2019年(令和元年)にわずかに減少したものの、その後は新型コロナウイルス感染症へのり患による影響で急激に増加しており、それを除いたとしても2021年(令和3年)の死傷者数は2001年以前の水準となっている。

内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(29%)、「動作の反動、無理な動作」(11%)が労働災害全体の約4割を占めている。

業種別には製造業や建設業等第二次産業の災害が依然として多いが、第三次産業、とりわけ商業や保健衛生業の増加が目立ち、その内訳を見ると、事故の型別では、労働者の作業行動に起因する労働災害である「転倒」(37%)と「動作の反動・無理な動作」(13%)が半数以上を占めている。

また、2015年(平成27年)以降は死傷年千人率の高い50代以上の高年齢労働者の死傷者数が増加しており、さらに、冬期労働災害も300人を超える年もみられ、11月から3月までの期間の災害の約3割を占めている。

これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

## ウ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

死傷災害の増加については、

労働災害発生率(死傷年千人率)が高い50代以上の高年齢労働者が増加していること

機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること

厳しい経営環境を背景として、安全衛生の取組が十分とはいえない第三次産業において労働災害が多く発生していること

その他、直近の労働災害の増加については、いわゆる「三密」の回避をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化やこれに伴う不慣れな業務の発生、また感染症拡大防止措置の徹底により従来からある労働災害を防止するための安全衛生活動の縮小を余儀なくされることがあったこと

等、様々な要因が考えられる。

上記の に関しては、青森県内の全年齢に占める50代以上の高年齢有業者の割合は増加しており、2017年(平成29年)の就業構造基本調査(総務省統計局)で

は47%となっている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により被災確率が高く、その結果、2021年（令和3年）の50代以上の高年齢労働者の休業4日以上の死傷者数の全年齢に占める割合は59%に達しているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなる傾向がある。このため、高年齢労働者が安心して働ける環境づくりが必要である。

上記の に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害の増加は、人材確保など企業経営に関わる問題でもあるという認識のもと、青森県内の事業場において比較的に実践可能な労働災害防止の方策を追求し、自主的な取組を促進することが必要である。

上記の 及び に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動による労働機会の増加のみならず、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることも死傷災害増加の要因と考えられる。第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

また、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会の進展による生活様式の変化にも対応しつつ、自主的な安全衛生活動の活性化を図ることが必要である。

## （2）労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

### ア メンタルヘルス対策関係

2021年（令和3年）「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省労働衛生課による特別調査）によれば、青森県内の事業場において何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる割合については、労働者数50人以上の事業場では取組率が100.0%である。一方、労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30～49人で91.1%、10～29人で34.4%となっており、特に労働者数30人未満の事業場においてはストレスチェックの実施が23.3%にとどまるなど、メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでおり、メンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

### イ 過重労働対策関係

過重労働による健康障害の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、引き続き、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、時間外・休日労働の削減や年次有給休暇の取得促進等の対策をより一層推進する必要がある。

### ウ 産業保健活動関係

県内の一般定期健康診断における有所見率は年々増加し、全国平均を大きく上回るとともに、血圧、血中脂質及び血糖など脳・心臓疾患に関連した項目の有所見率が高くなっており、疾病のリスクを抱える労働者が増加している。

健康診断の事後措置や時間外・休日労働の削減等の過重労働による健康障害防止対策を推進する必要がある。

また、職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化に伴う健康課題への対応、化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要であり、さらに、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

さらに、疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

### **(3) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性**

全国では化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約 500 件、また青森県内でも数件発生しており、減少がみられない。また、全国では特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の 8 割を占めている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制について、今後施行を迎えるが、その定着が必要となっている。

2030 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、県内でもじん肺新規有所見労働者は依然として発生している。また、熱中症による労災保険給付件数が増加しており、これらを含めた職業性疾病の予防対策についても引き続き取組の推進が必要である。

### **(4) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性**

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の役割を認識し、真摯に取り組むことが重要であり、このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。



その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むよう、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進を図っていく。

### 3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 冬期労働災害防止対策の推進
- (5) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (6) 労働者の健康確保対策の推進
- (7) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 4 重点事項ごとの具体的取組

#### (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・労働者の作業行動に起因する労働災害の増加を労働分野の問題としてだけではなく、人材確保など企業の経営問題であるとして事業者の行動変容を促し、自主的な安全衛生管理の定着を図るため、2022年に設置した介護施設と小売店舗の県内のリーディングカンパニー、地方公共団体、関係団体を構成員とする青い森“+Safe”協議会を運営し、取組事例等の管内事業場への水平展開により地域の同種災害予防の機運の醸成を図る。
- ・事業者が行う安全衛生活動の推進のため、労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行うとともに、団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・中央労働災害防止協会が実施する中小規模事業場安全衛生サポート事業や、労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。

#### (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・第三次産業を中心に増加傾向にある「転倒」や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による労働災害の予防対策の一環として設置された青い森小売店舗“+Safe”協議会、青い森介護施設“+Safe”協議会において、情報交換、専門家による講演、構成員相互の現場視察、啓発資料の作成及びアワードへの応募等の活動を実施する

とともに、啓発資料や取組事例等の管内事業場への水平展開により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図る。【再掲】

- ・筋力等を維持し、転倒を予防するため、転倒・腰痛予防のための体操の励行を図るとともに、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を促進する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号)を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策の取組を推進する。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・厚生労働省「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえながら、転倒防止対策及び腰痛予防対策を進める。

### (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・厚生労働省「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえながら、転倒防止対策及び腰痛予防対策を進める。【再掲】

### (4) 冬期労働災害防止対策の推進

- ・冬期間に多発している転倒災害、屋根等の雪下ろしの際の墜落災害及び交通事故等の冬期労働災害防止のため、引き続き冬期労働災害防止運動を展開する。

### (5) 業種別の労働災害防止対策の推進

#### ア 製造業対策

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等について製造時のほか、使用者においてもリスクアセスメントを実施するよう指導する。
- ・清掃時等に機械の運転が停止されていないことや、通常運転中の機械の中の異物除去を行うこと等によりはさまれる災害が多いことから、機械の安全装置の適正な設置や安全な作業方法の徹底など労働者に対する教育も含めた対策の徹底を図る。

#### イ 建設業対策

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、また災害が増加しているはしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止対策の徹底を図る。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組を促進する。

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)に基づき、青森県や国土交通省など関係機関との緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する対策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を行う。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において、特に地山の崩壊や地山からの転落災害を重点とした労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策の推進を図る。

#### ウ 陸上貨物運送事業対策

- ・陸上貨物運送事業における死傷災害の多くが荷役作業中に発生していることから、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部と連携し、安全対策の徹底を図るとともに、災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等を踏まえ、荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)に対し、同ガイドラインに基づく取組を要請する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策の取組を推進する。【再掲】

#### エ 林業対策

- ・チェーンソーによる伐木作業に関連した死亡災害が繰り返し発生していることから、「伐木等作業の安全ガイドライン」とともに、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発461号の3、令和2年1月改正)等の周知徹底を図る。また、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。
- ・森林管理署、地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や青森県の林業普及指導員による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

#### オ 農業、畜産業及び水産業における対策

- ・水産業では船上からの転落による死亡災害が頻発しており、農業でははしご等からの墜落災害が多発し、また畜産業では転倒災害と機械によるはさまれ・巻き込まれ災害が発生しているが、これらの業種での労働災害防止の取組は必ずしも十分とは言えない状況にある。

関係機関及び業界団体との連携を図り、安全対策情報の提供等により意識の醸成や、労働災害防止対策の推進を図る。

## (6) 労働者の健康確保対策の推進

### ア メンタルヘルス対策

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるストレスチェックの普及などメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ストレスチェックの実施とストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善によりメンタルヘルス不調の予防を促進する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知を図り、これら対策の推進を図る。

### イ 過重労働対策

- ・「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成18年3月17日付け基発0317008号、令和2年4月改正)に基づき、年次有給休暇の取得促進や時間外・休日労働時間の削減を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者の医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援の実施等の健康確保措置の徹底を図る。

### ウ 産業保健活動の推進

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制の整備を図る。
- ・企業や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日付け基発0223第5号・職発0223第7号、令和3年3月改正)等の周知啓発を図るとともに、「青森県地域両立支援推進チーム」の活動を通して企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにより、中小企業を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。
- ・「青森県健康経営認定制度」など産業保健活動に取り組む意義やメリットの見える化を図る制度を周知し、経営層に対する意識啓発を図る。

## (7) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### ア 化学物質による健康障害防止対策

- ・化学物質を取り扱う事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用により、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

## イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査の確実な実施と、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策の実施について、計画的な推進を図る。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・改定が予定されている建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の登録を促進する。

## ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・暑さ指数の把握とその値に応じた適切な措置の実施などの「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するため、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の取組を促進する。

## エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・原子力事業者及び元方事業者を含む関係請負人における放射線被ばく防止措置が徹底されるよう指導する。
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。また、医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。

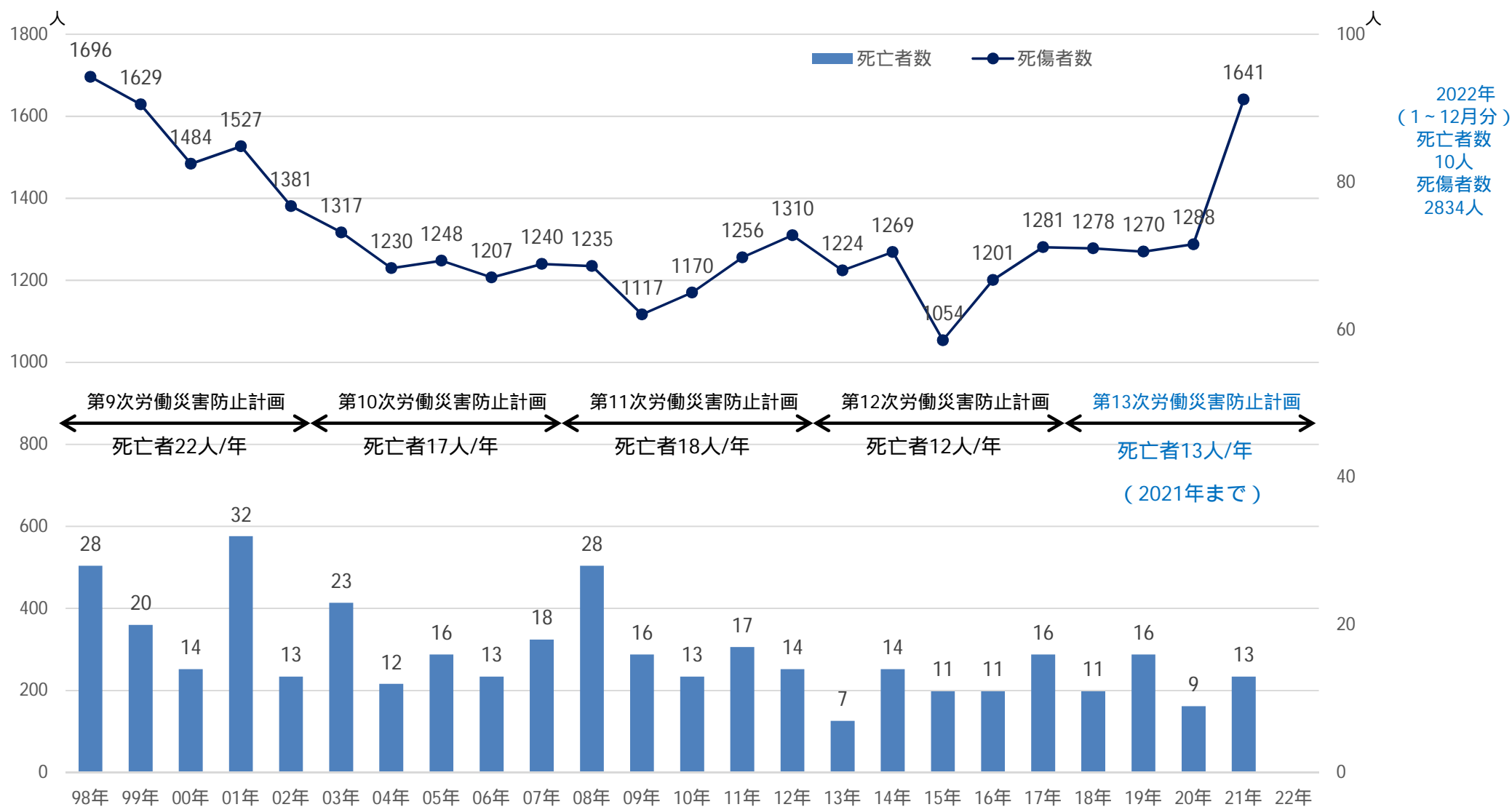
# 第14次労働災害防止推進計画（案）別添

青森県内における労働災害の発生状況

青森労働局労働基準部健康安全課

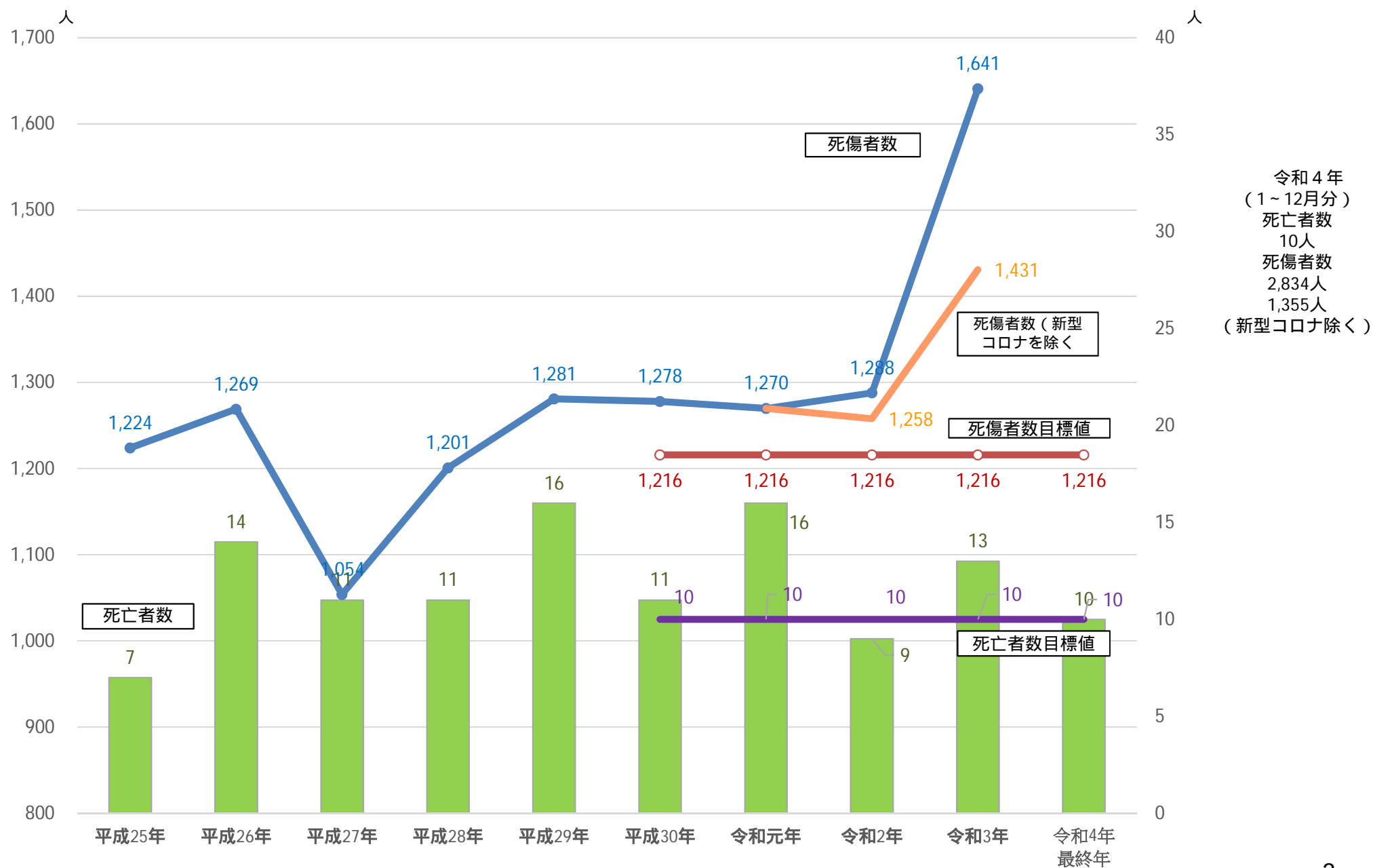
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 青森県内の労働災害の推移（休業4日以上）



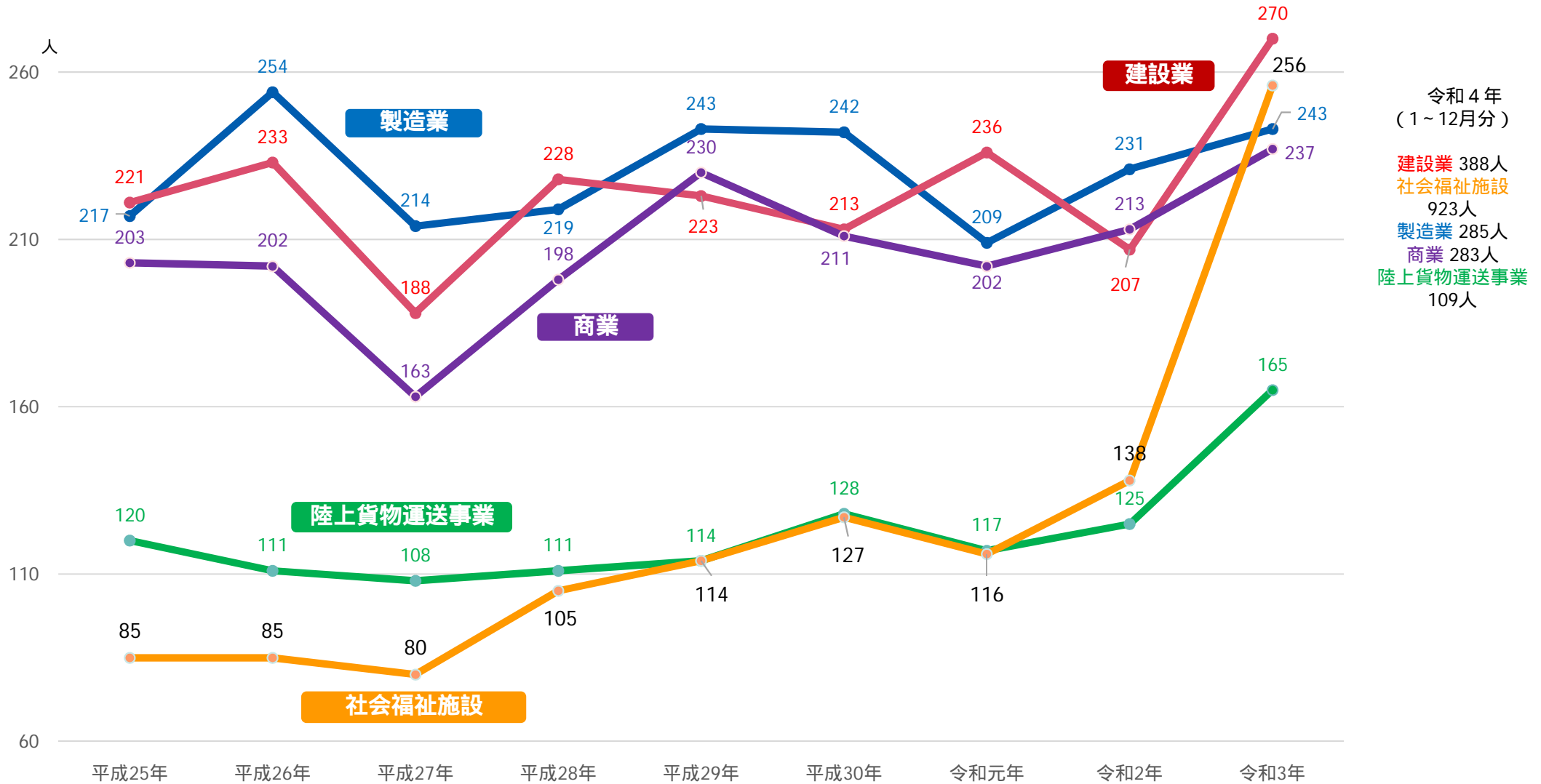


# 青森県内の労働災害発生状況 全産業



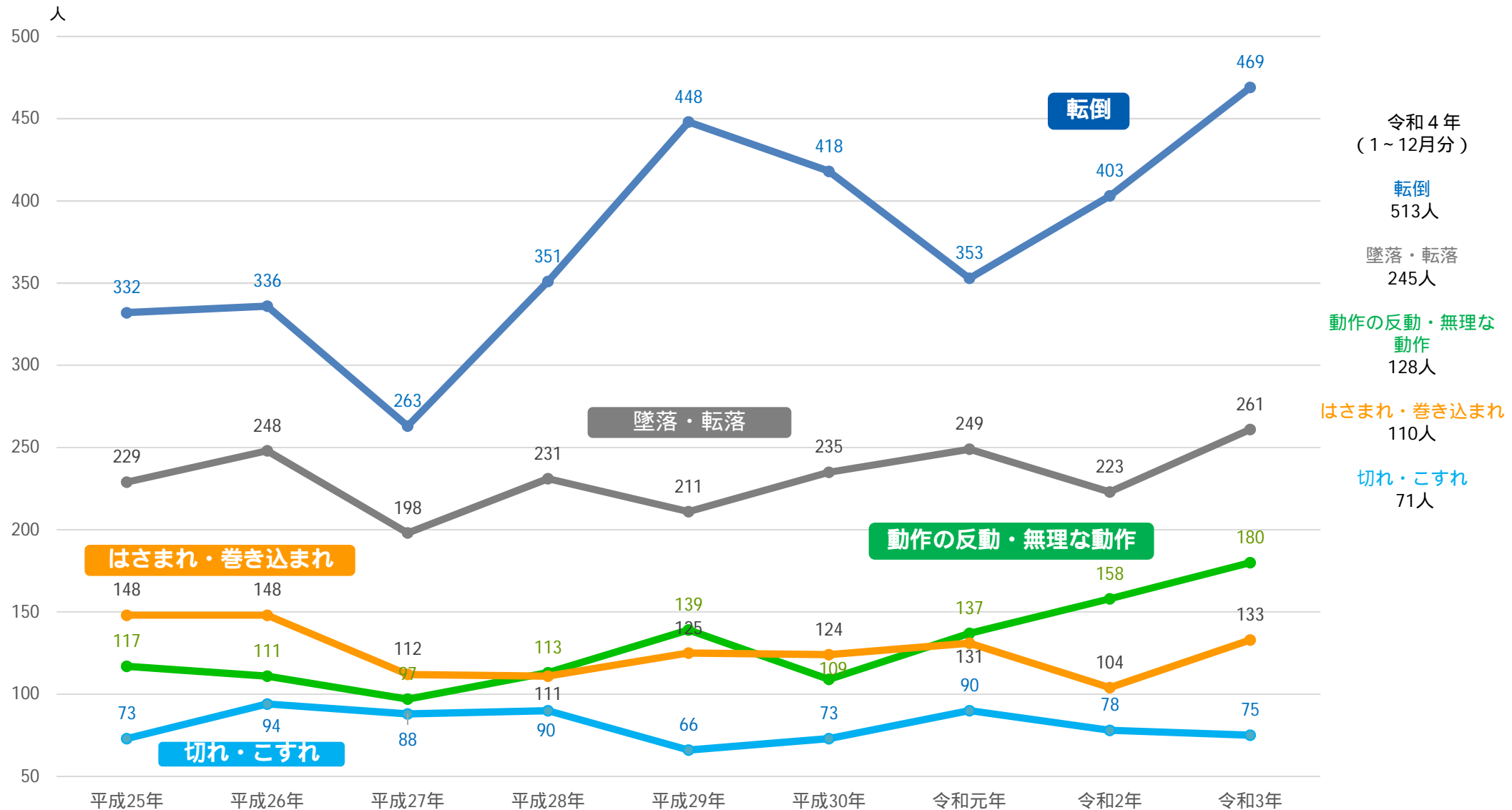
# 青森県内の労働災害発生状況

## 主な業種別推移（死傷災害）



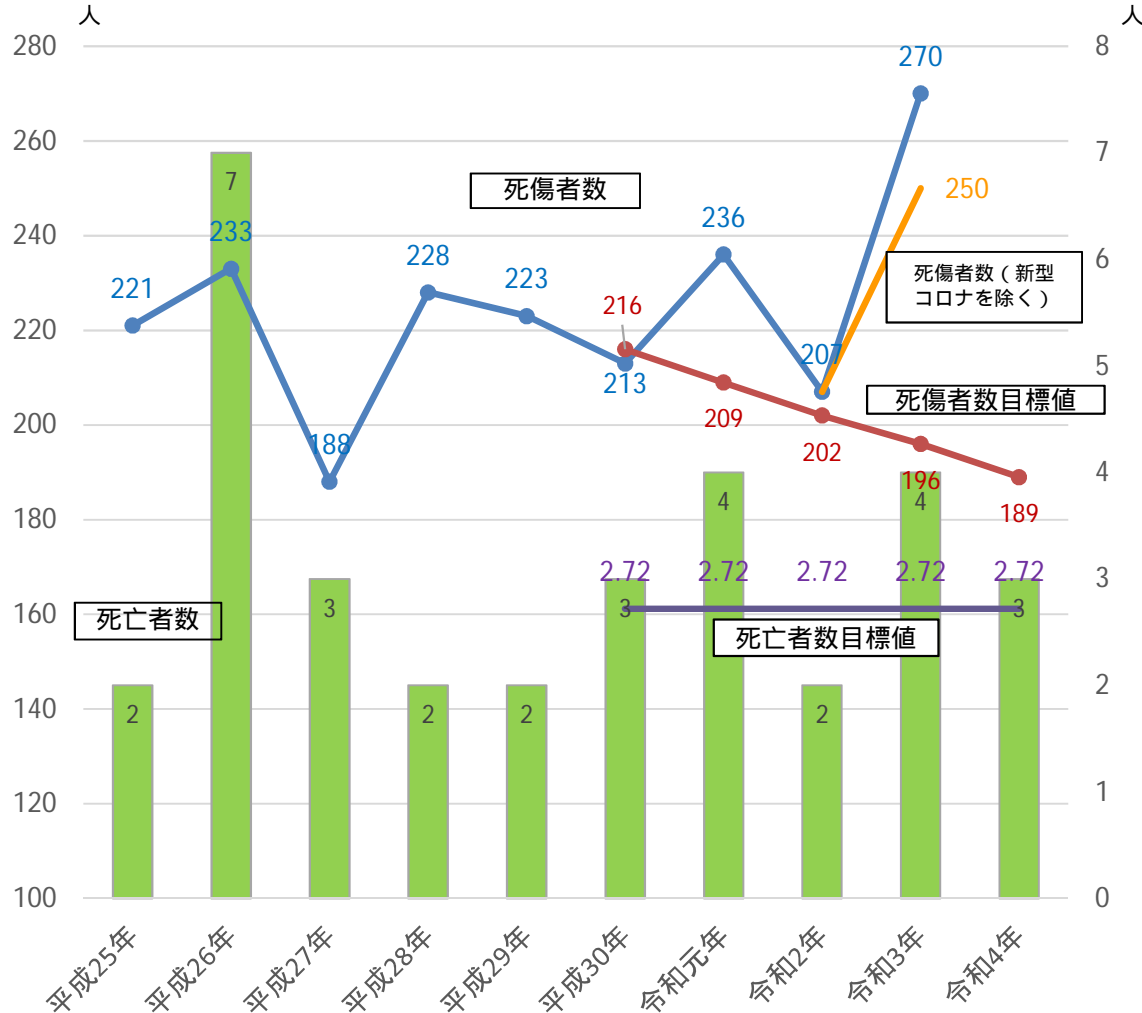
# 青森県内の労働災害発生状況

## 主な事故の型別推移（死傷災害）

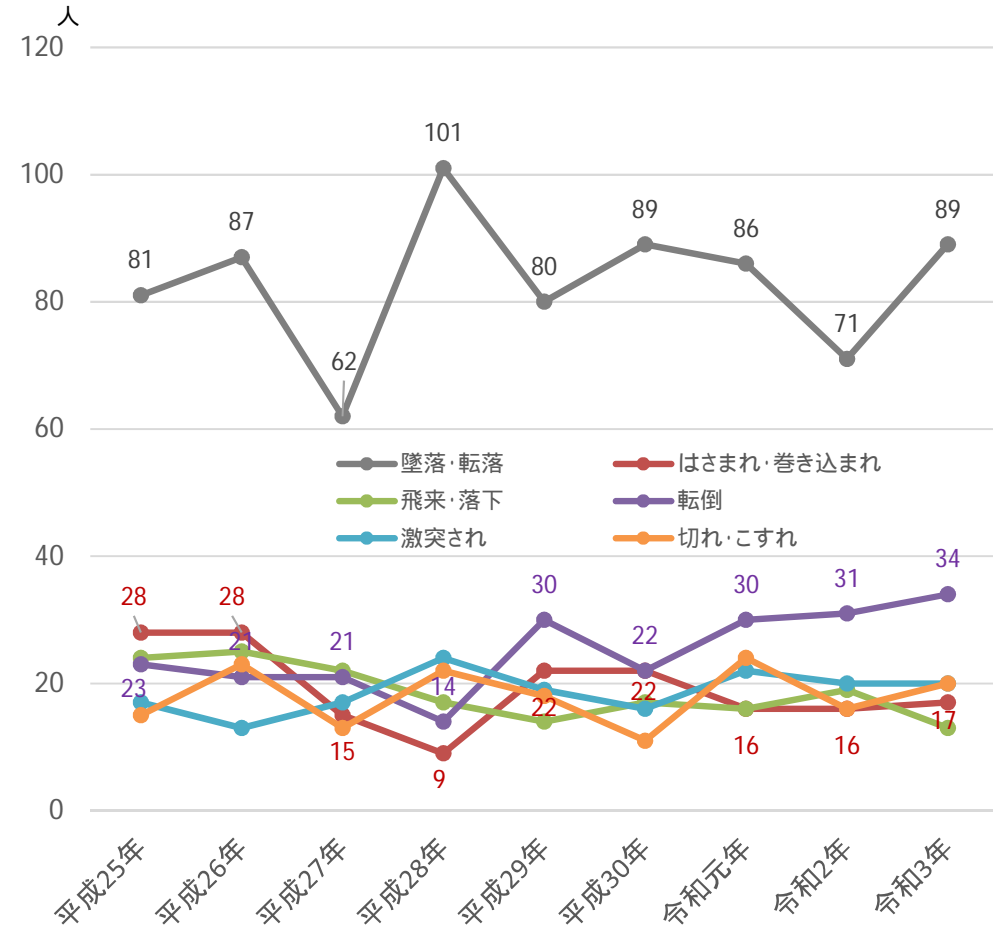


# 青森県内の労働災害発生状況 業種別

## 建設業



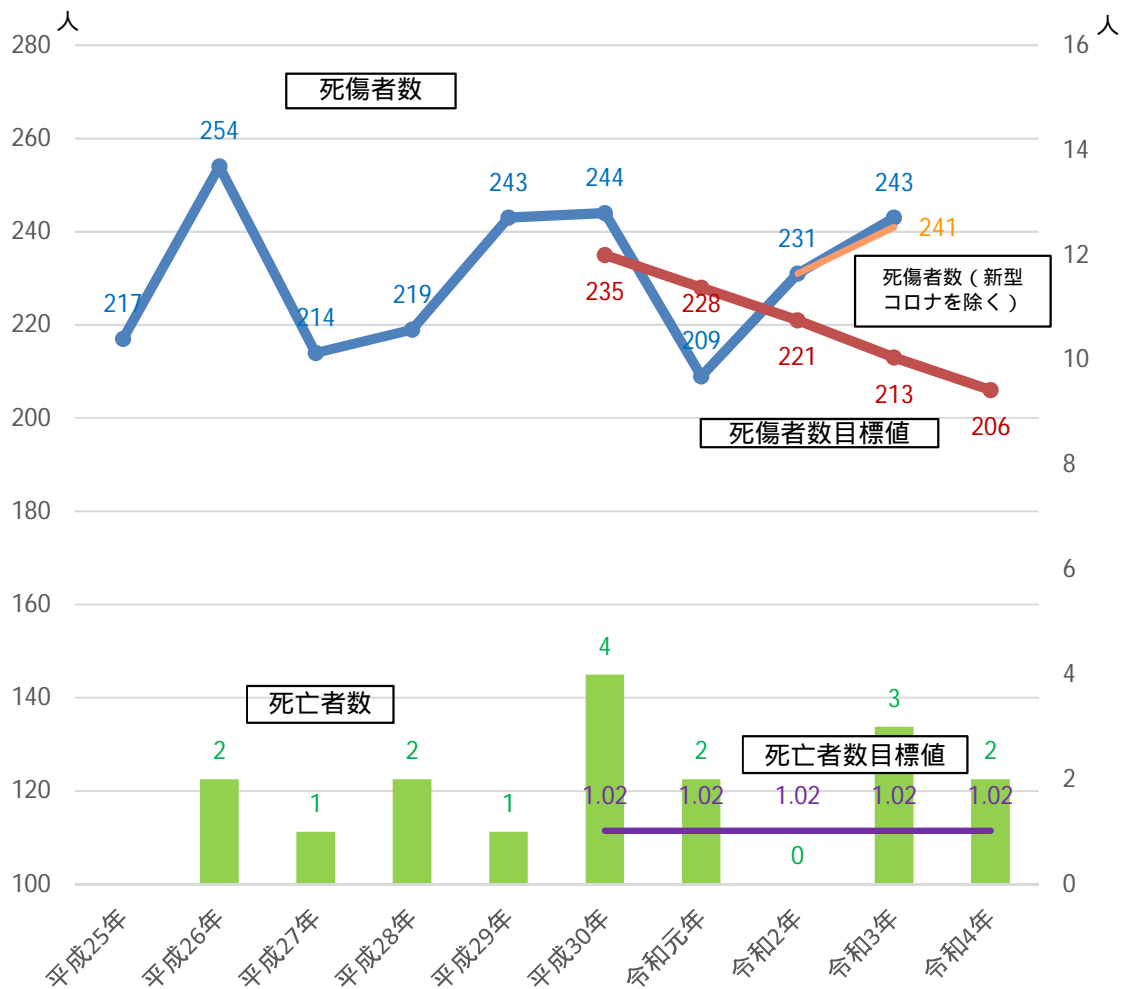
令和4年(1~12月分)  
死亡者数3人、死傷者数388人  
216人(新型コロナ除く)



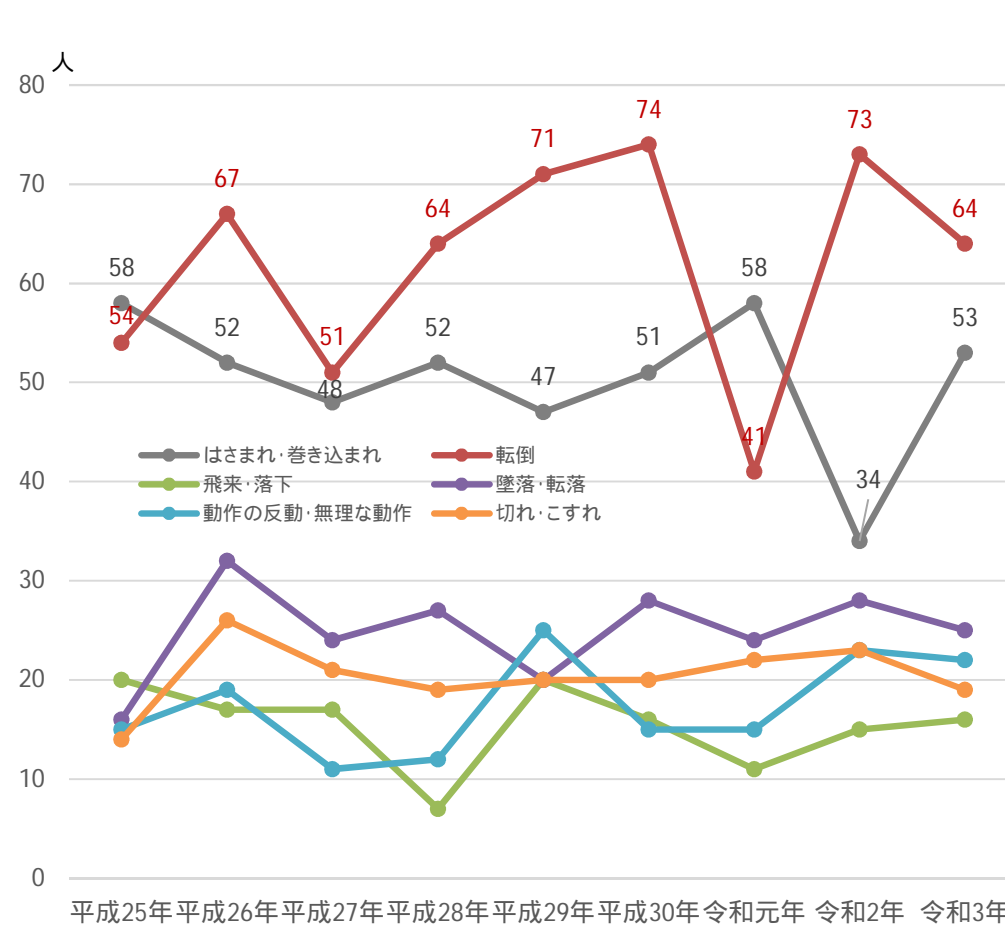
令和4年(1~12月分)  
墜落・転落83人  
転倒30人

# 青森県内の労働災害発生状況 業種別

## 製造業



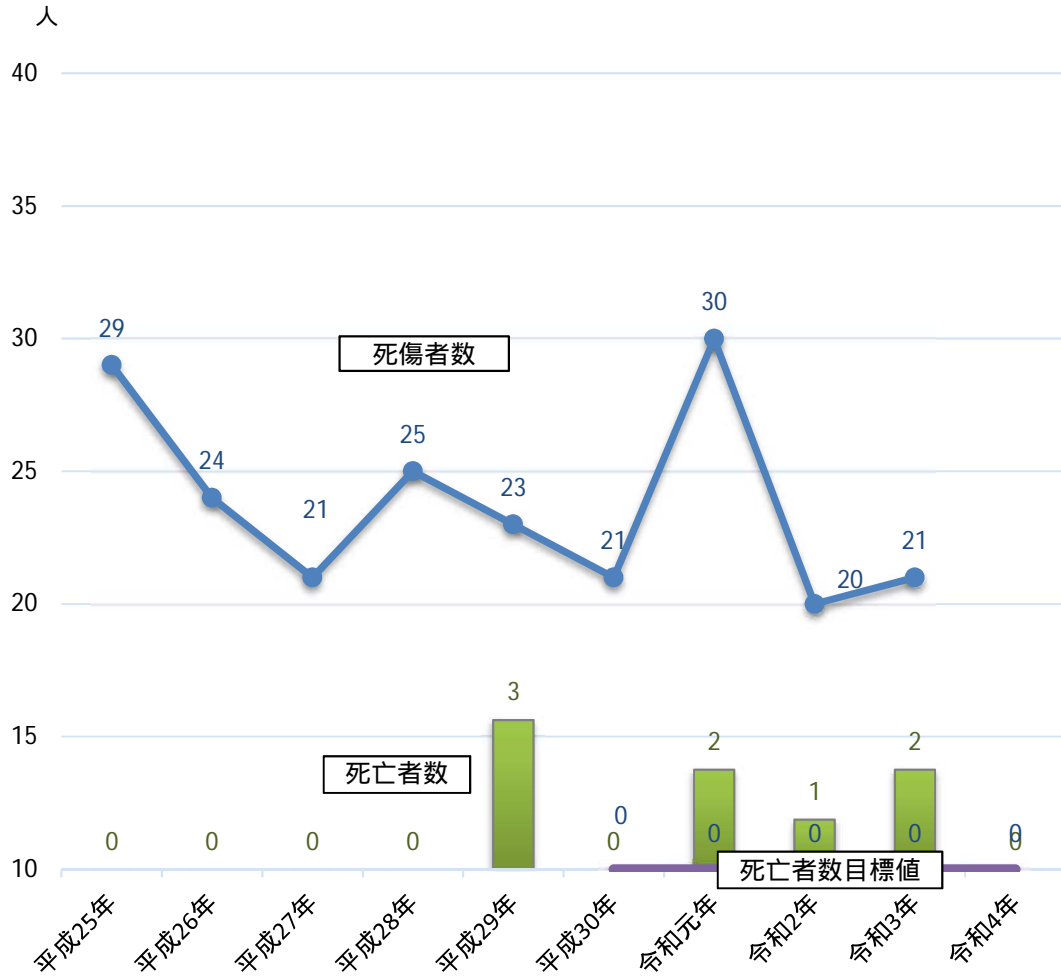
令和4年(1~12月分)  
死亡者数2人、死傷者数285人  
222人(新型コロナ除く)



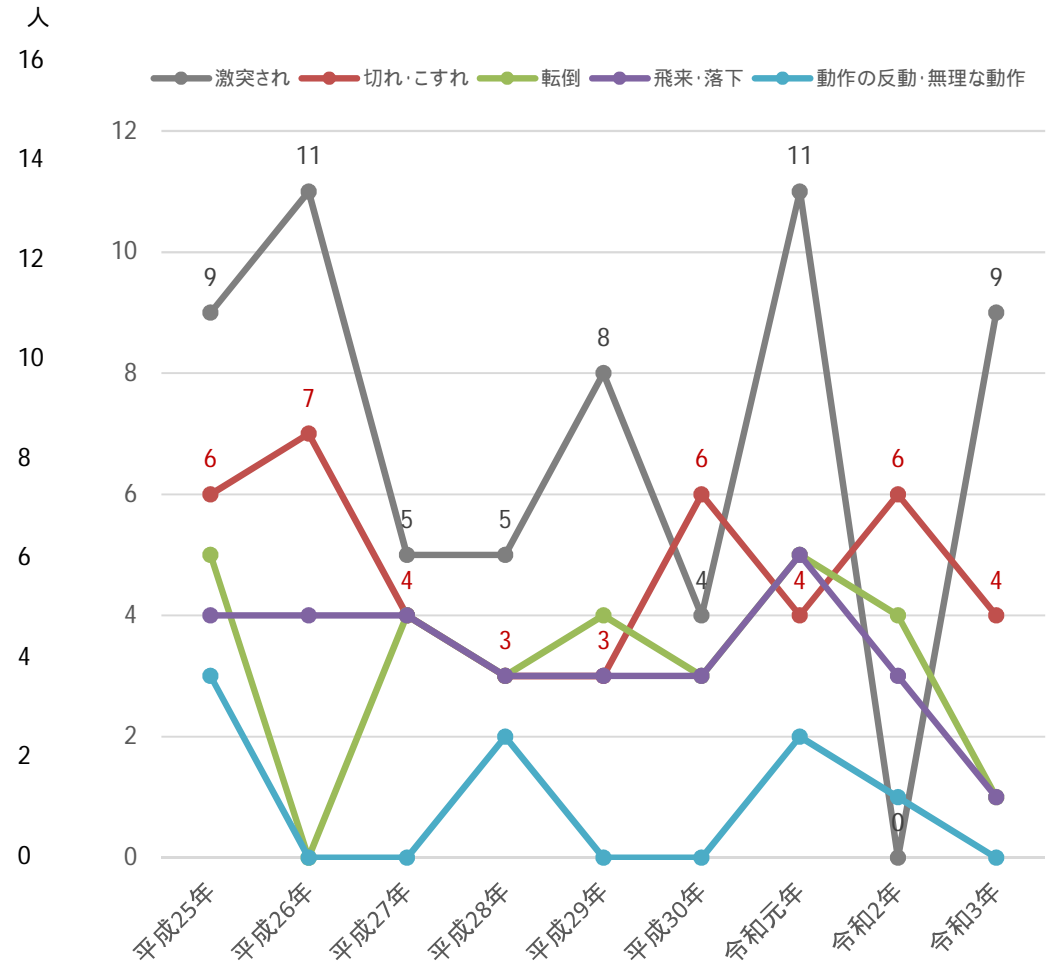
令和4年(1~12月分)  
転倒74人  
はさまれ・巻き込まれ44人

# 青森県内の労働災害発生状況 業種別

## 林業



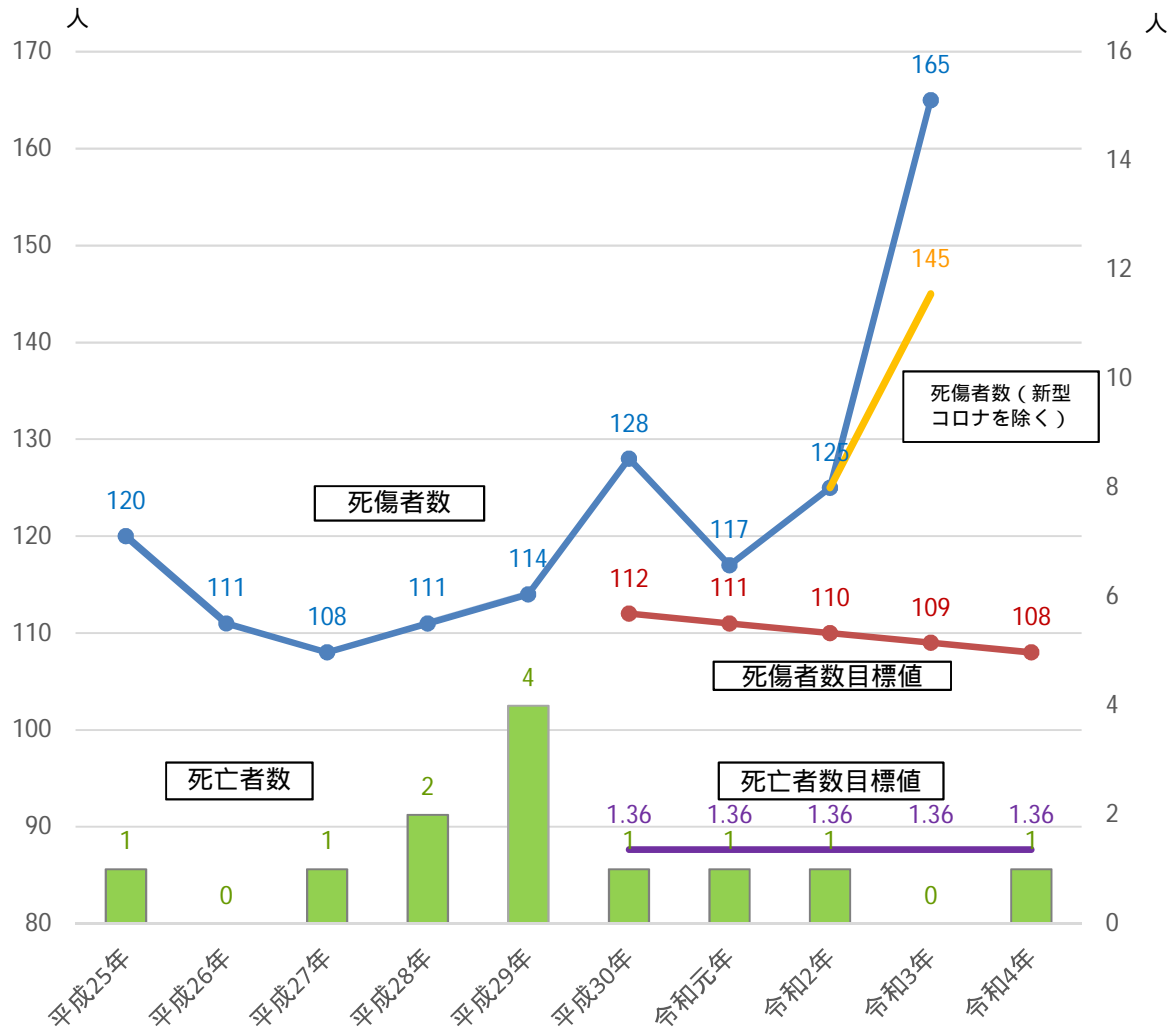
令和4年(1~12月分)  
死亡者数0人、死傷者数16人  
(新型コロナウイルス感染者ゼロ)



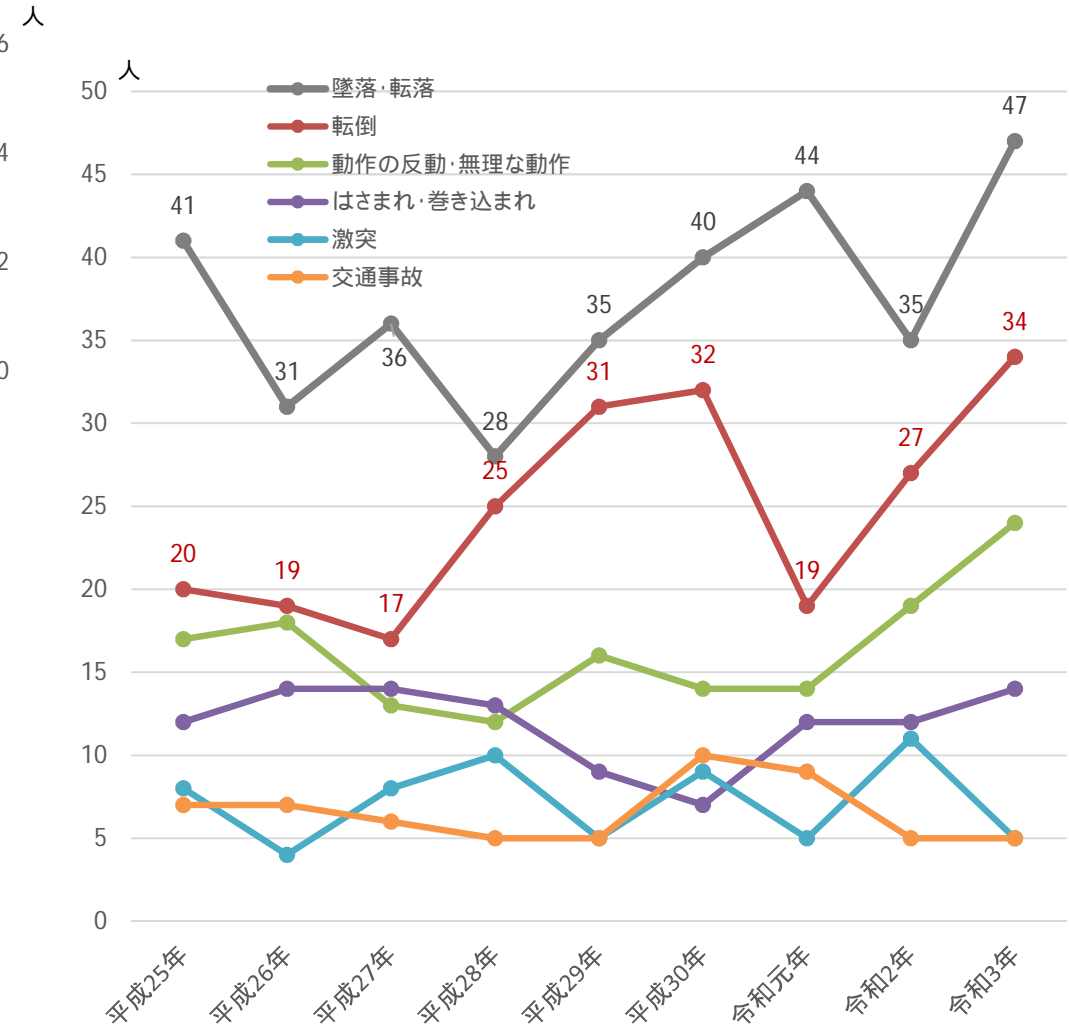
令和4年(1~12月分)  
転倒4人  
激突され4人

# 青森県内の労働災害発生状況 業種別

## 陸上貨物運送事業



令和4年(1~12月分)  
死亡者数1人、死傷者数109人  
108人(新型コロナ除く)

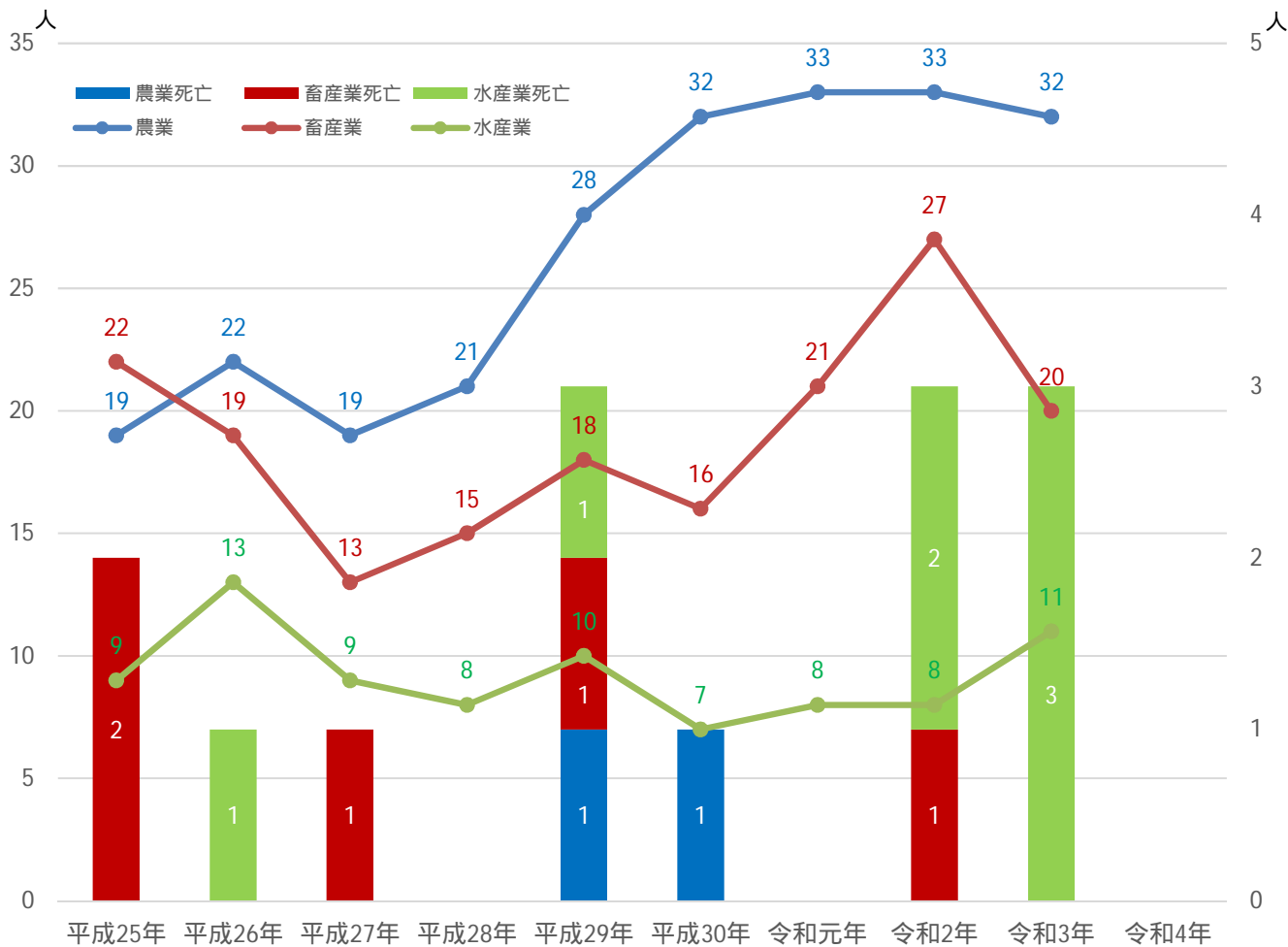


令和4年(1~12月分)  
墜落・転落32人  
転倒28人



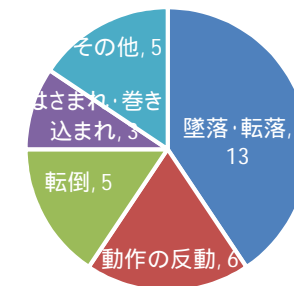
# 青森県内の労働災害発生状況 業種別

## 農業、畜産業、漁業

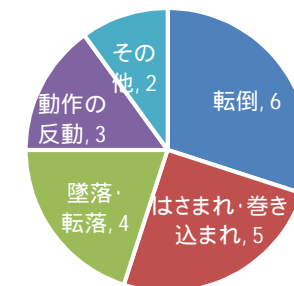


令和4年(1~12月分)  
死亡者数0人、  
死傷者数 農業29人、畜産業22人、水産業3人  
(新型コロナウイルス感染者ゼロ)

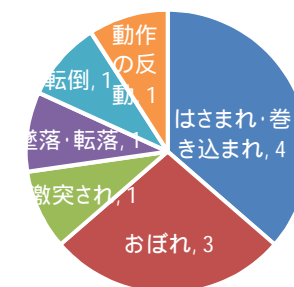
### 農業



### 畜産業

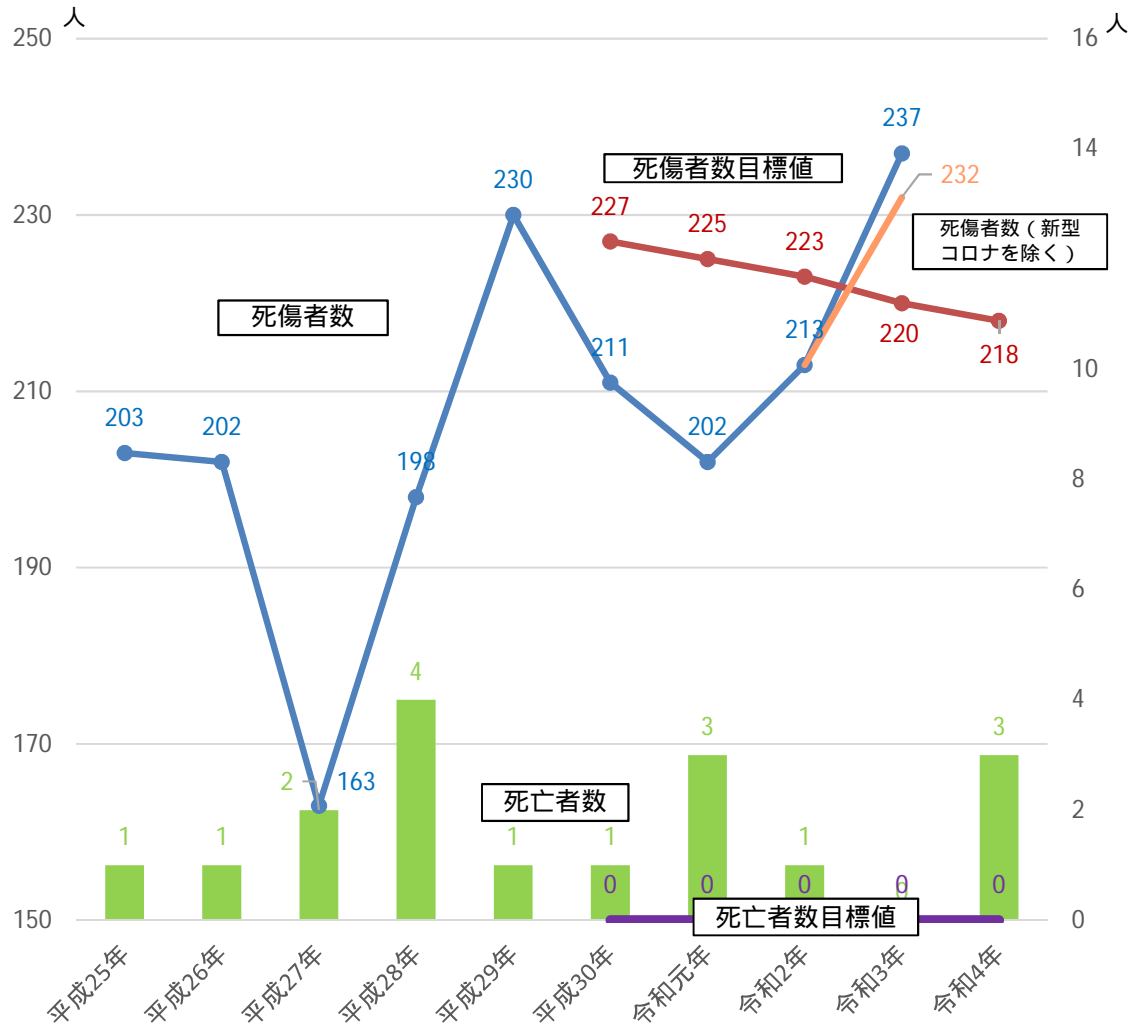


### 水産業

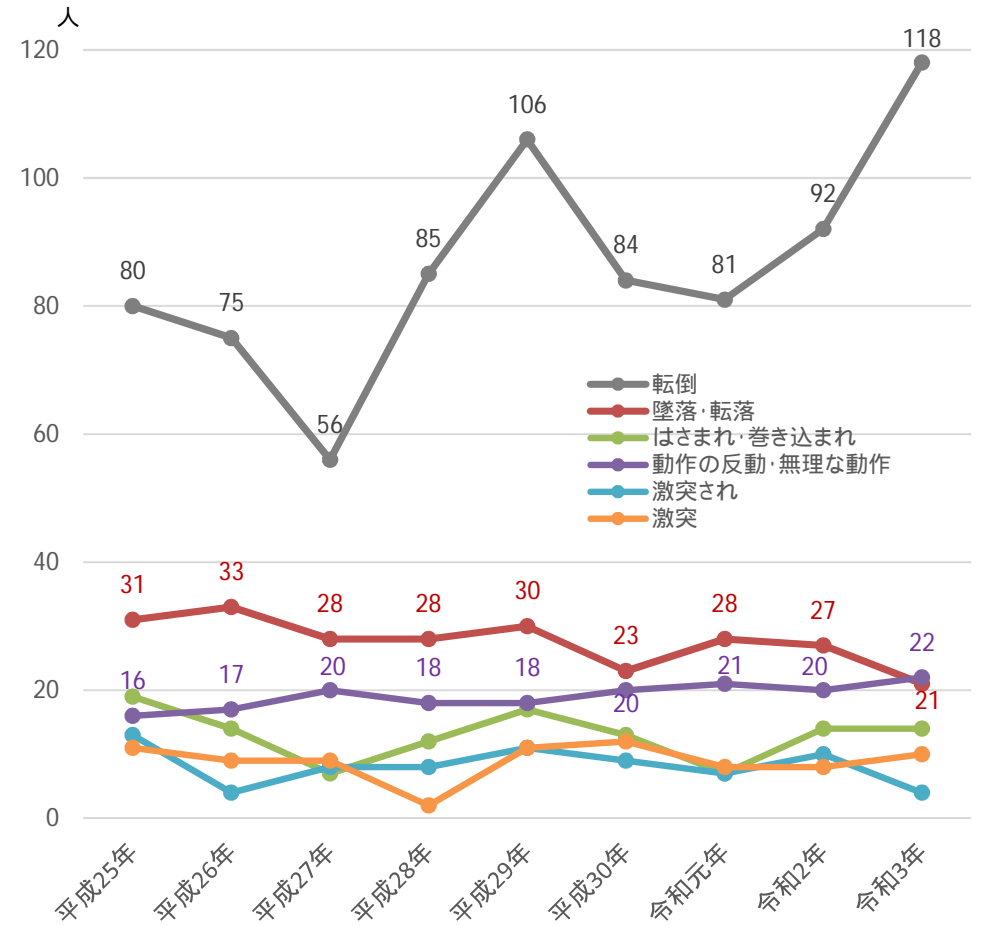


# 青森県内の労働災害発生状況 業種別

## 商業（小売業含む）



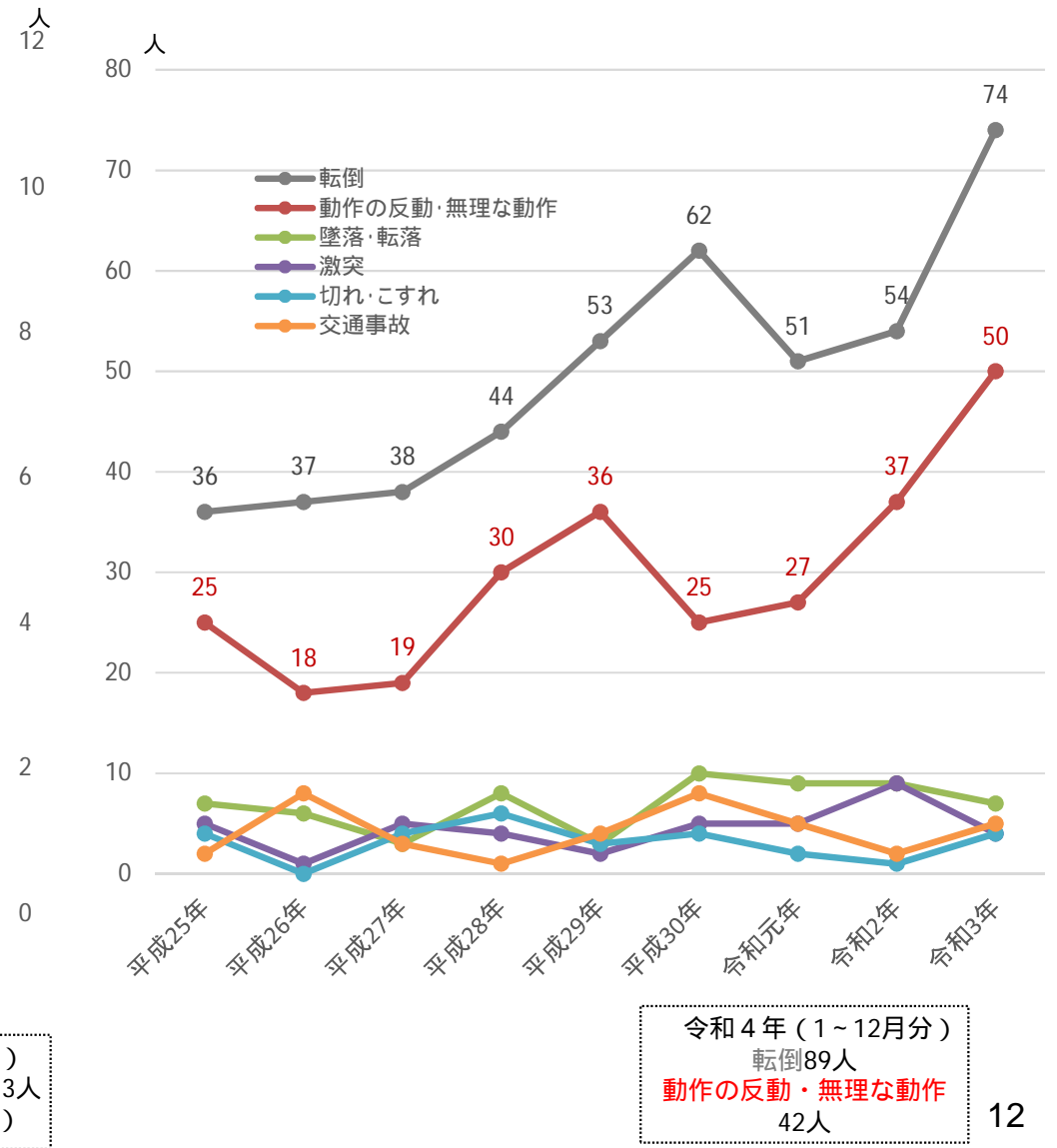
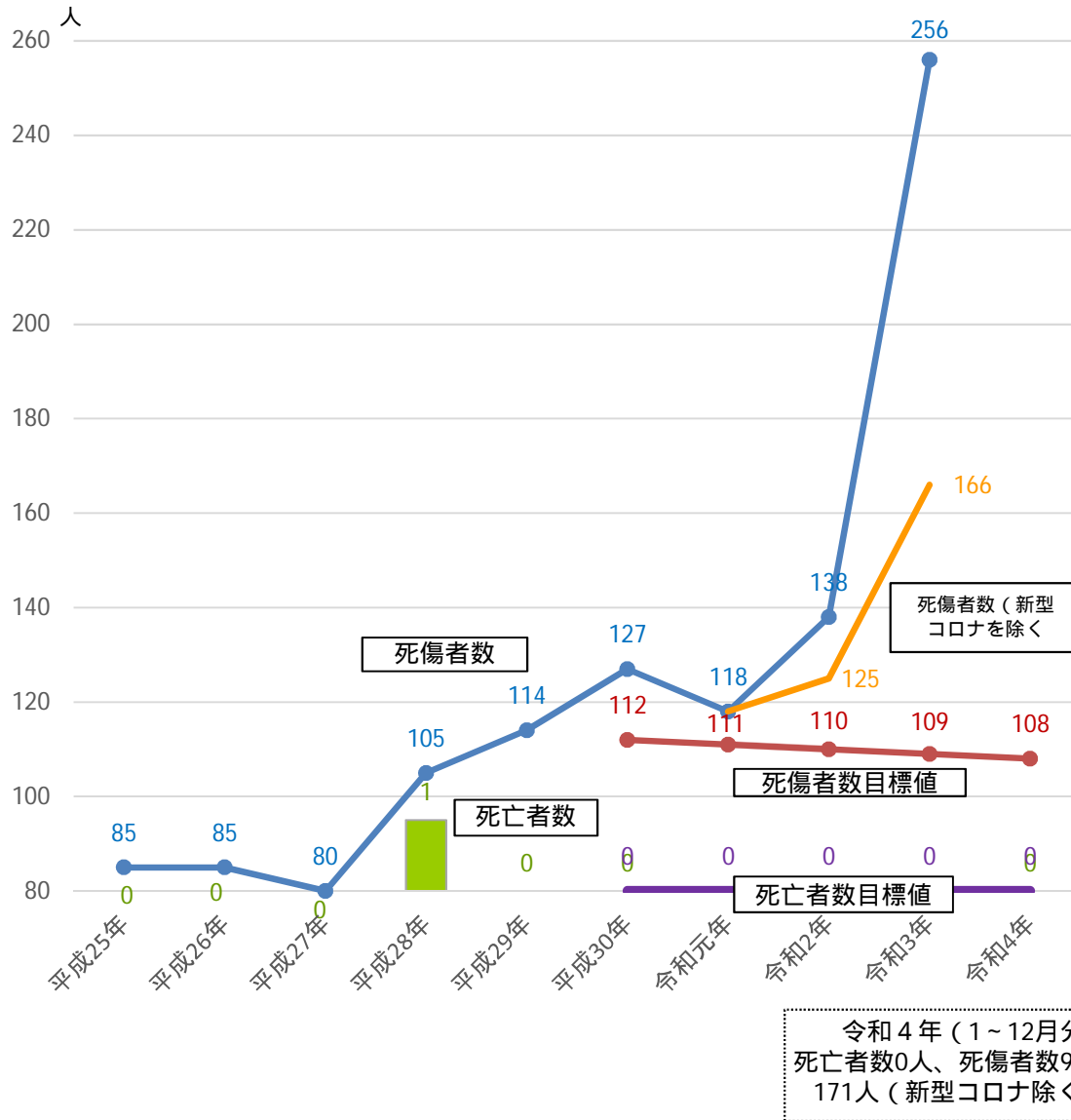
令和4年（1～12月分）  
死亡者数3人、死傷者数283人  
263人（新型コロナを除く）



令和4年（1～12月分）  
転倒125人  
墜落・転落34人

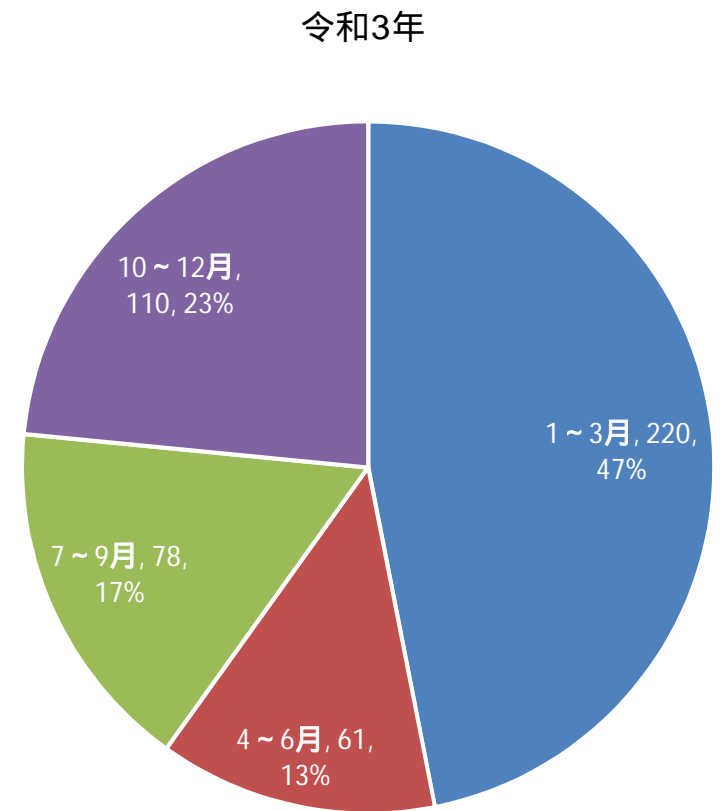
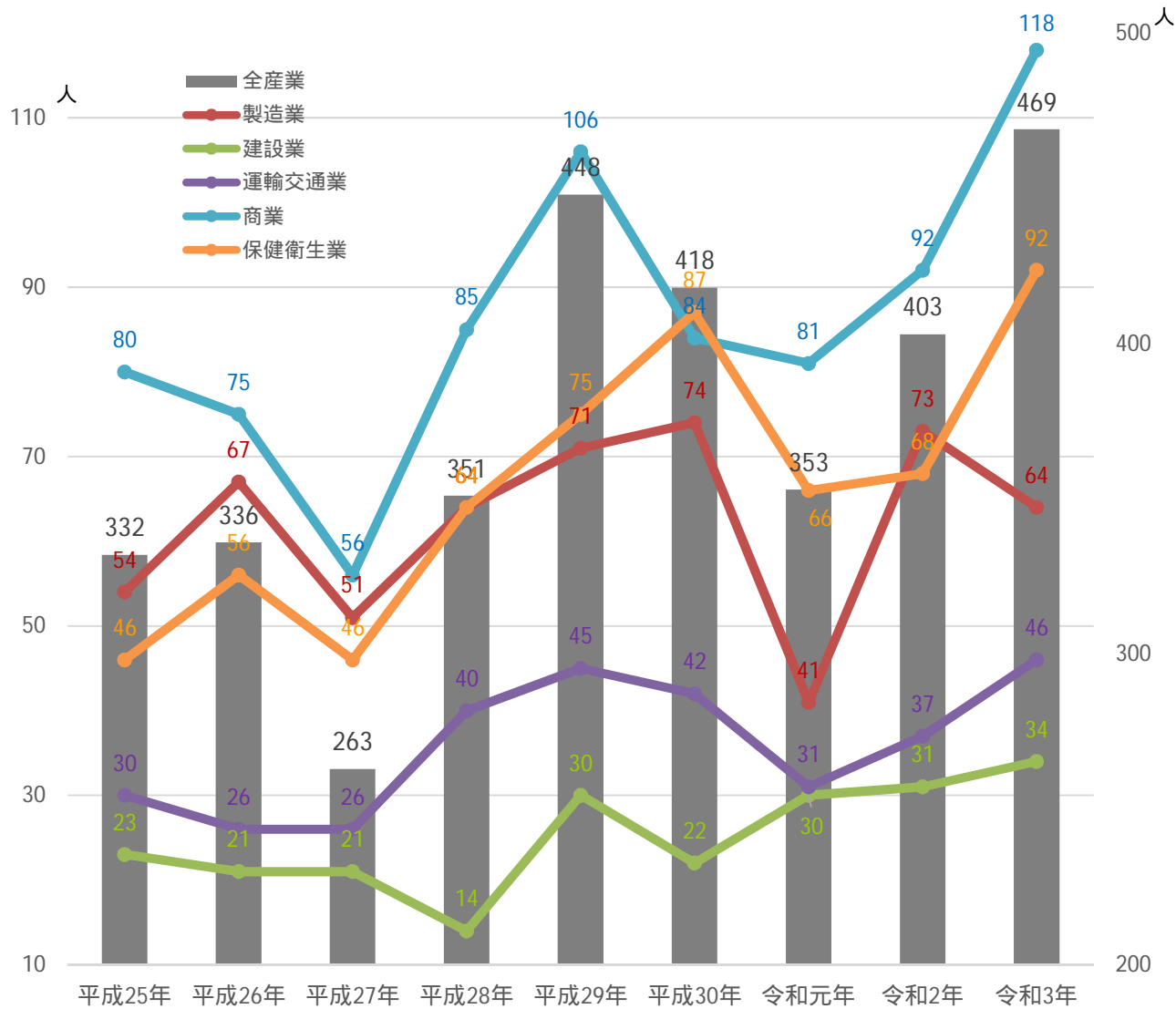
# 青森県内の労働災害発生状況 業種別

## 社会福祉施設



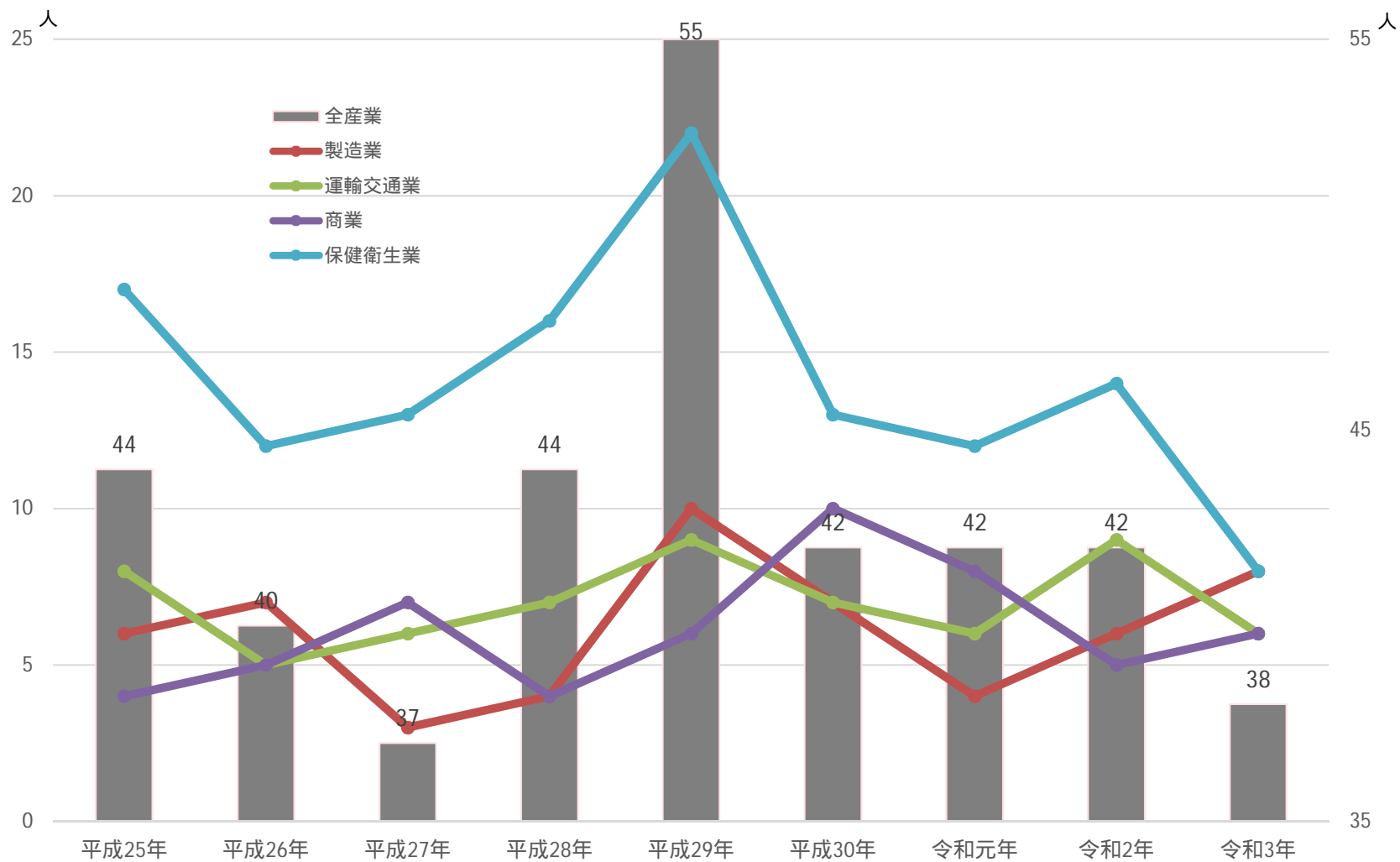
# 青森県内の労働災害発生状況 業種横断的対策

## 転倒災害



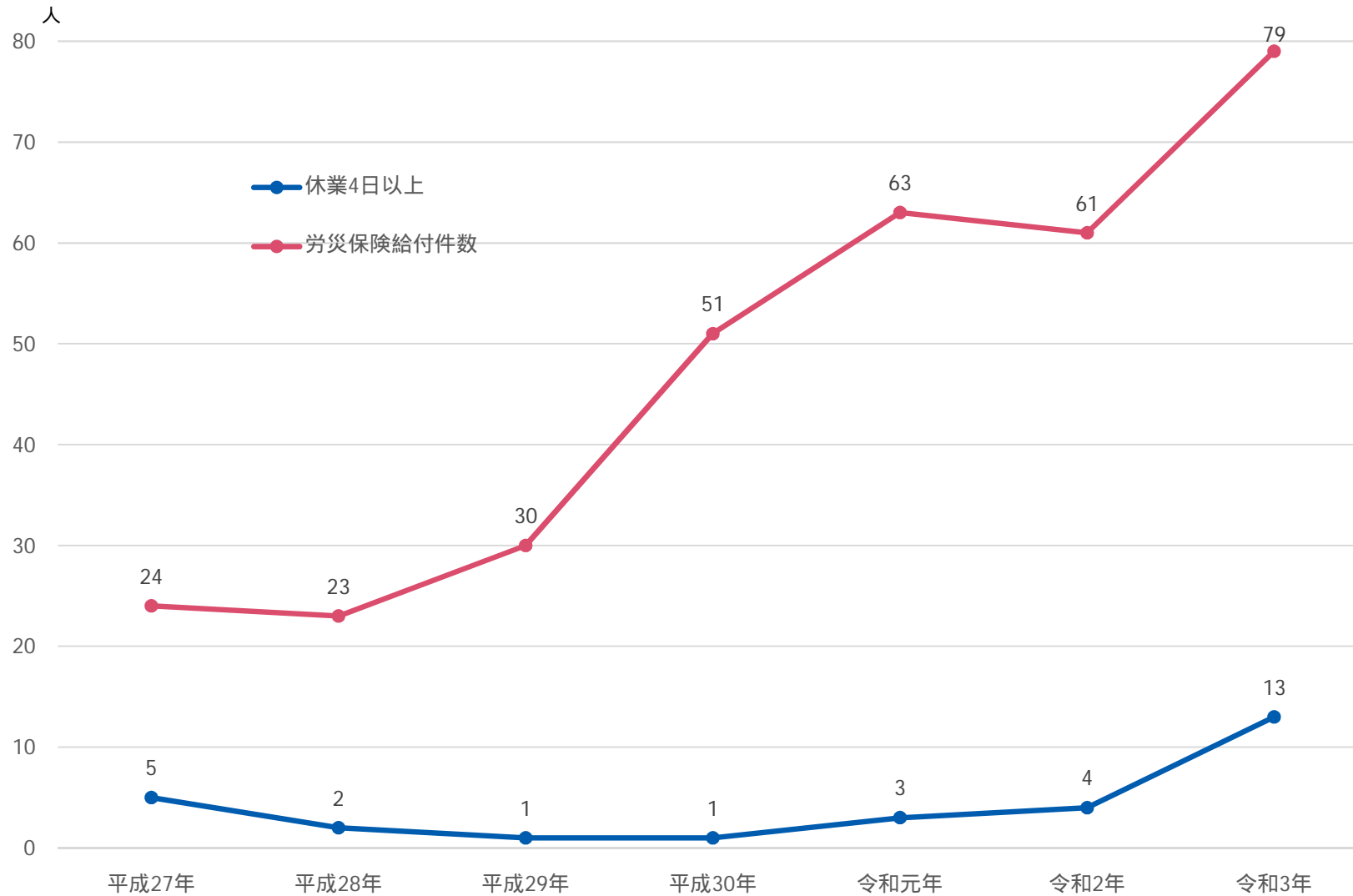
# 青森県内の労働災害発生状況 業種横断的対策

## 腰痛（参考値）



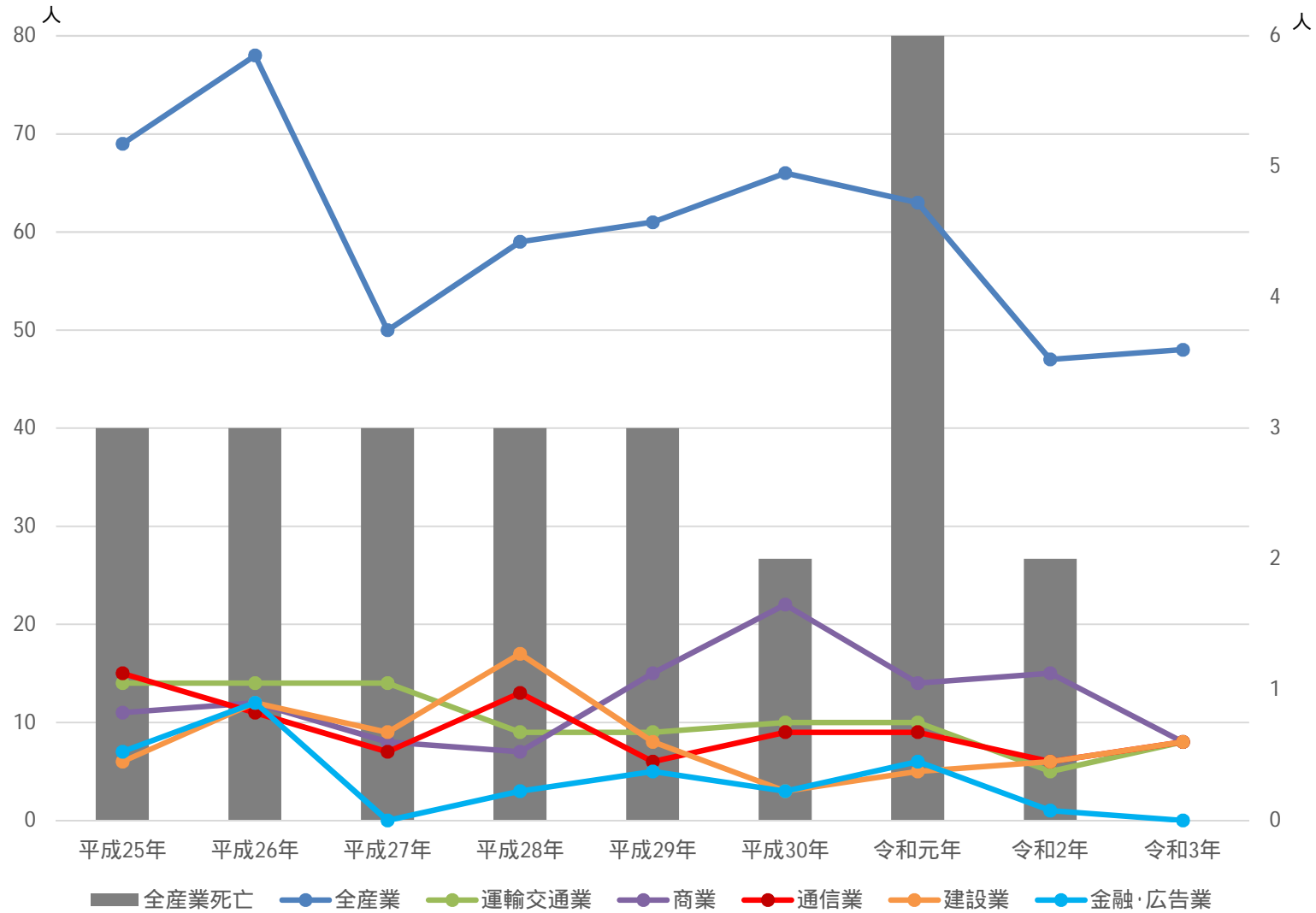
# 青森県内の労働災害発生状況 業種横断的対策

## 熱中症



# 青森県内の労働災害発生状況 業種横断的対策

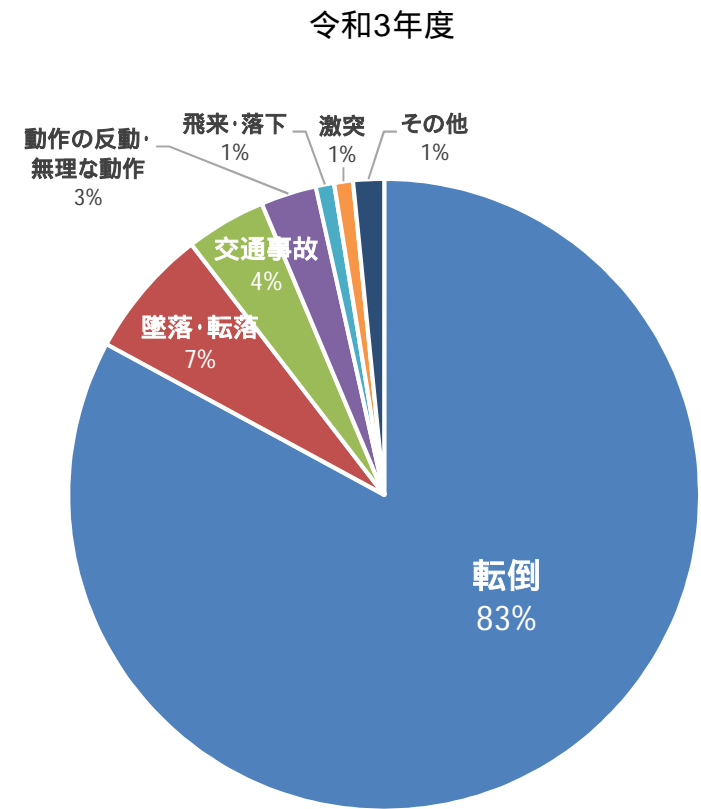
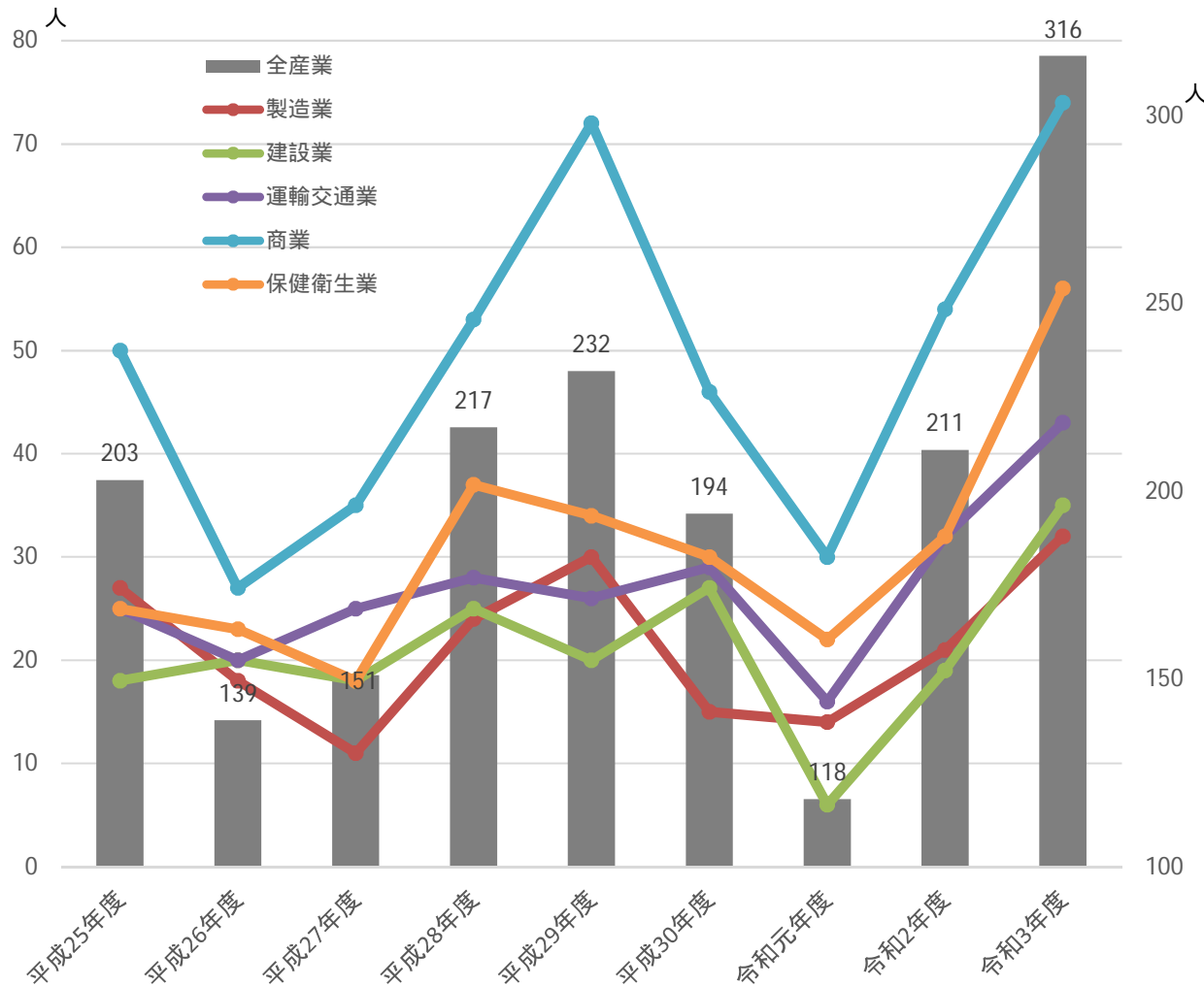
## 交通労働災害





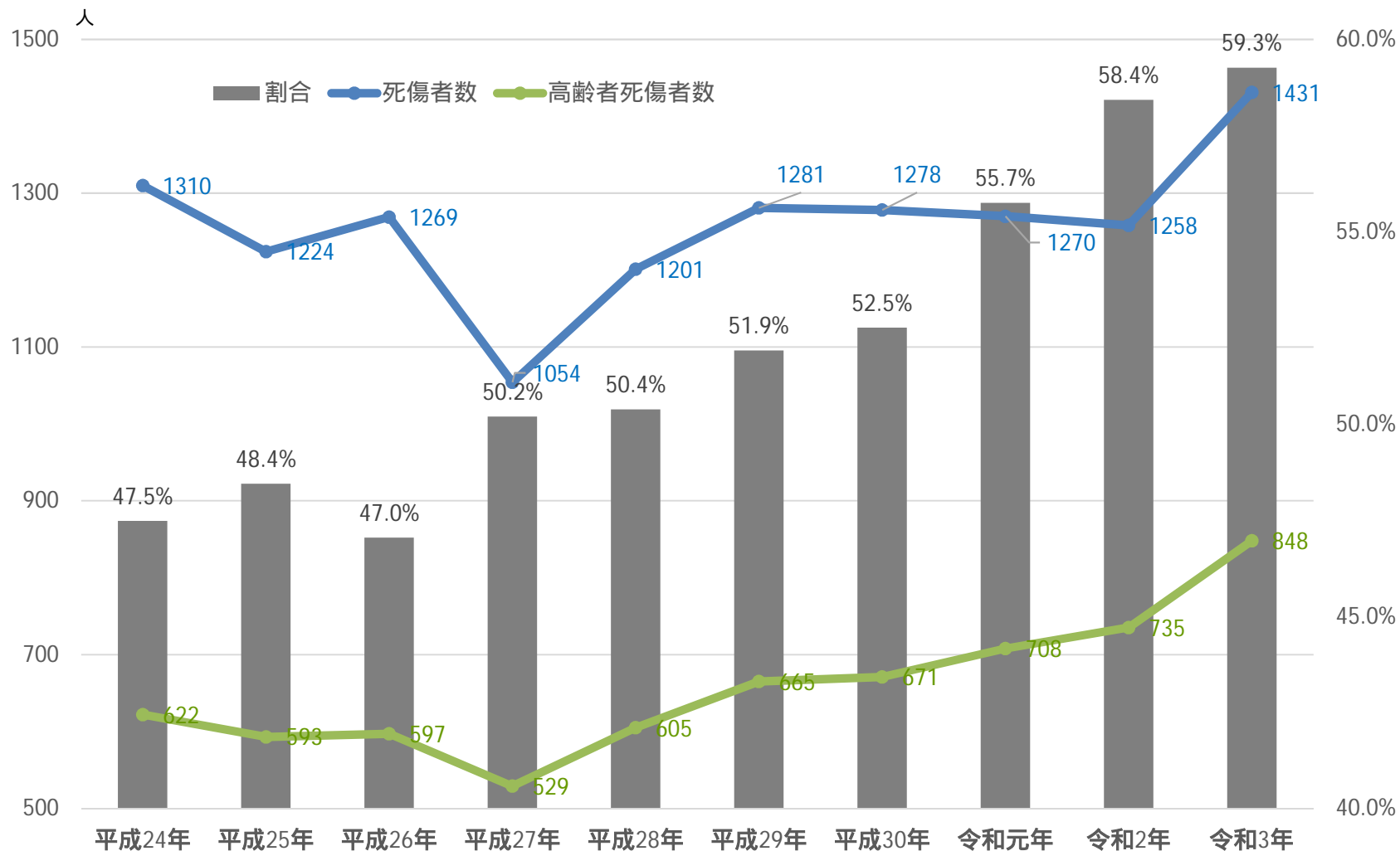
# 青森県内の労働災害発生状況 業種横断的対策

## 冬期労働災害



# 青森県内の労働災害発生状況 業種横断的対策

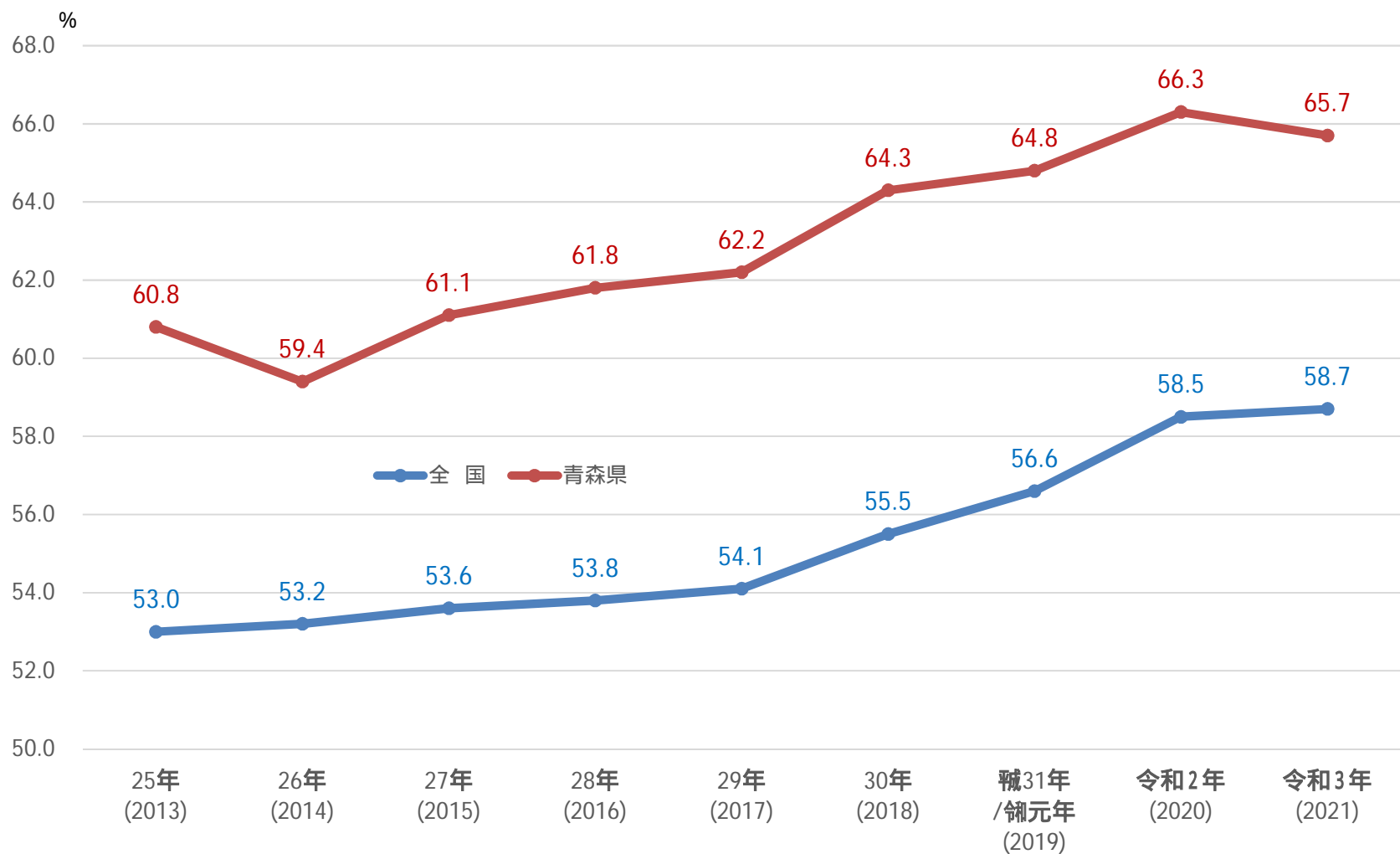
高齢労働者（50代以上） 新型コロナウイルス感染症り患を除く



H24年千人率  
 全体 1.99  
 高齢者 2.08  
 ↓  
 H29年千人率  
 全体 1.97  
 高齢者 2.17  
 (総務省統計局「就業構造基本調査」から算出)

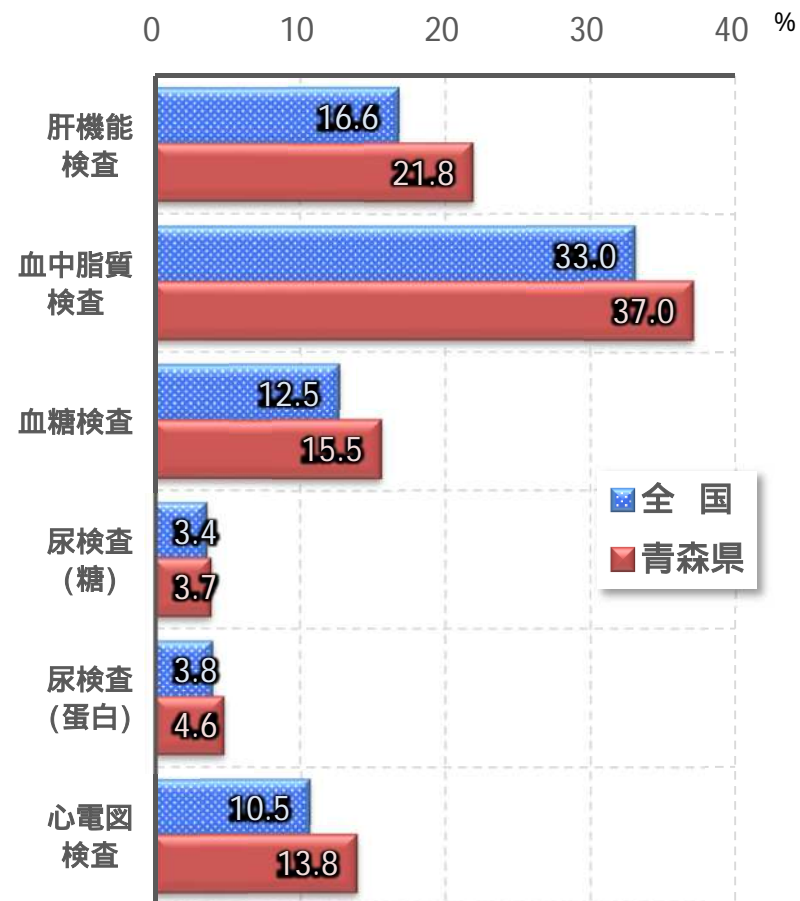
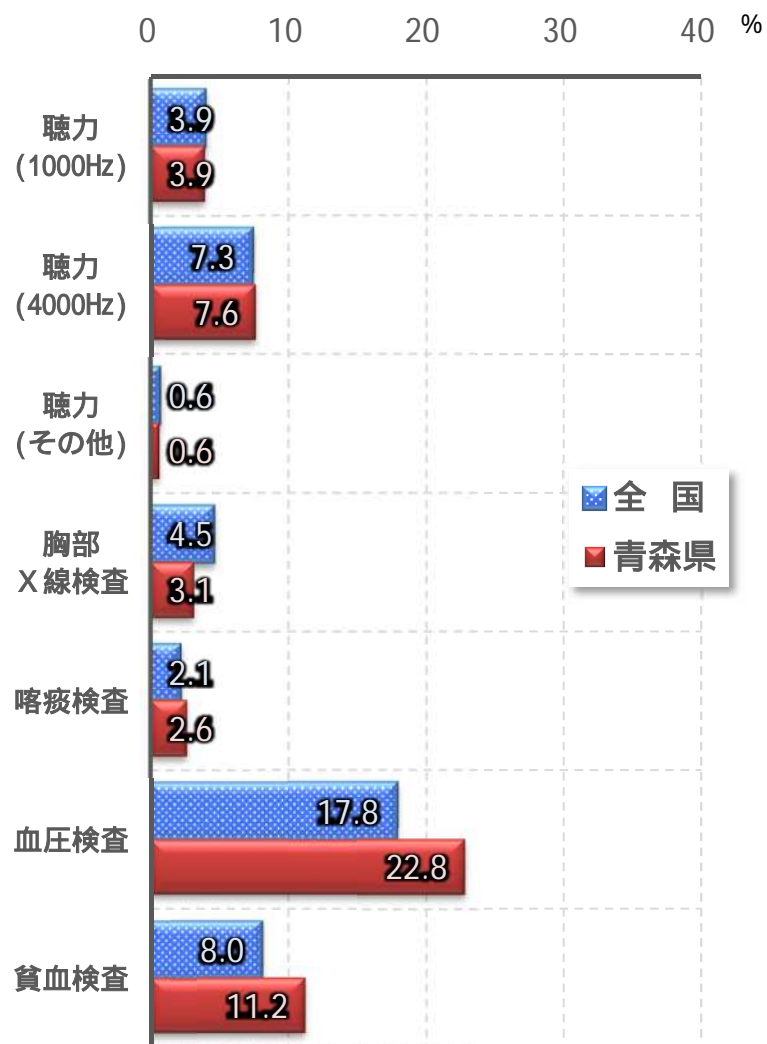
# 定期健康診断結果の推移

## 定期健康診断有所見率



# 項目別定期健康診断結果

定期健康診断項目別有所見率（令和3年）



# 第14次労働災害防止推進計画（案）

アウトプット指標とアウトカム指標

青森労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



# 第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> <li>・卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加が見込まれる転倒について、2022年と比較して2027年までに年齢層別死傷年千人率の増加に歯止めをかけ、死傷者数を10%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2023年と比較して2027年までに増加させる。（再掲）</li> <li>・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。</li> </ul>
<p>(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加が見込まれる50代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。</li> </ul>
<p>(ウ) 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業におけるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに30%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業の死亡者数ゼロを2027年までに定着させる。</li> </ul>
<p>(エ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。</li> <li>・メンタルヘルス対策に取り組む事業者（労働者数10人以上）の割合を2027年までに80%以上とする。</li> <li>・10人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</li> <li>・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年においては、10%以上減少する
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに新型コロナウイルス感染症以外の災害において2%以上減少する

青森地方労働審議会 労働災害防止部会 委員名簿  
(任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日)

## (公益代表委員)

氏名	職名
小俣 勝治	青森中央学院大学 経営法学部 教授
長谷河 亜希子	国立大学法人弘前大学 人文社会科学部 准教授
村 林 徹	株式会社東奥日報社 論説編集委員

## (労働者代表委員)

氏名	職名
大澤 祥宏	日本労働組合総連合会青森県連合会 事務局長
関 竜一	日本労働組合総連合会青森県連合会 副事務局長
堤 史子	日本労働組合総連合会青森県連合会 教育・広報部長

## (使用者代表委員)

氏名	職名
木下 哲造	八戸ガス株式会社 代表取締役社長
竹谷 佳野	豊産管理株式会社 代表取締役
土田 剛	株式会社ホテルニューキャッスル 代表取締役社長

※掲載は五十音順。